

530
12

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



刑事訴訟法案理由書

東京巖松堂發兌



刑事訴訟法案理由書

東京 巖松堂書店發兌

大正
13.7.26
内交

530-12

刑事訴訟法案理由書目次

本案成立ノ經過	一
本案ノ要綱	三
第一章 總則	一
第一章 裁判所ノ管轄	一
第二章 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避	三〇
第三章 訴訟能力	四〇
第四章 辯護及輔佐	四三
第五章 裁判	四九
第六章 書類	五一
第七章 送達	六七
第八章 期間	七二
第九章 被告人ノ召喚、勾引及勾留	七四
第十章 被告人取回	一二



才十一章	押收及搜索	一一七
才十二章	檢證	一四三
才十三章	證人訊問	一五〇
才十四章	鑑定	一七一
才十五章	通譯	一七八
才十六章	訴訟費用	一八一
第二編 才一審		
才一章	投書	一八七
才二章	公訴	二〇六
才三章	豫審	二一六
才四章	公判	二三三
才一節	公判準備	二三三
才二節	公判手續	二四三
才三節	公判ノ裁判	二五八
第三編 上訴		
		二七三

才才一章	通則	二七三
才一章	控訴	二八一
才三章	上告	二九〇
才四章	抗告	三二五
第四編	大審院ノ特別权限ニ屬スル訴訟手續	三三六
第五編	再審	三四三
第六編	非常上告	三七七
第七編	略式手續	三八〇
第八編	裁判ノ執行	三八五
第九編	私訴	四〇三
才一章	通則	四〇四
才二章	才一審	四一〇
才三章	上訴	四一九
附則		四二九

刑事訴訟法案理由書

(一) 本案成立ノ經過

現行刑事訴訟法ハ明治二十三年三月二十日ヲ以テ公布セラレ同年十一月一日ヨリ施行セラレタルモノナリ然ルニ司法省ハ昔年ナラズシテ早ク既ニ其ノ不備ヲ認め之ヲ完備ヲ期スル爲明治二十八年十二月刑事訴訟法調査委員ヲ設ケテ其ノ改正ニ着手シ同年三十一年ニ至リ案略々成リ將ニ審議ニ附セラレトセシガ時皆モ法典調査會規則ノ改正ニ違過シ汎ク諸般ノ法典及附屬法令ノ改正並制定ニ關スル事項ヲ同會ニ於テ起草審議ヒシハルコトト爲リタルヨリ司法省ハ之ヲ同會ニ引継クニ至レリ法典調査會ハ明治三十三年三月二十九日第一回委員會ヲ開キ爾後同三十四年三月ニ至ル迄會議ヲ累マルコト前後七十三回ニシテ草案ヲ作成シ同年五月之ヲ

第八章期間、第九章被告人ノ召喚引及拘留、第十章被告人訊問、第
 十一章押収及捜索、第十二章檢査、第十三章證人訊問、第十四章鑑定
 、第十五章通譯、第十六章訴訟費用是レテ、第十七章二編ハ第一章ノ規定ニ
 シテ分テ四章ト爲ス、即チ第一章捜査、第二章公訴、第三章陪審、第四
 章公判トシ、第四章ハ更ニ之ヲ第一節公判準備、第二節公判手續、第三
 節公判ノ裁判ト爲ス、第三編ハ上訴ニ関スル規定ニシテ、之ヲ四章ニ分
 別ス、第一章連判、第二章控訴、第三章上告、第四章抗告是ナリ、第四編
 ハ大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續、第五編ハ再審、第六編ハ非常
 上告、第七編ハ略式手續、第八編ハ裁判ノ執行ニ関スル規定ナリ、此等
 ノ數編ニハ章ヲ置カス、第九編ハ私訴ニ関スル規定ニシテ、之ヲ分テ三章
 ト爲ス、第一章通則、第二章第一審、第三章上訴是ナリ
 二、今本案ノ組織ヲ現行法ト比較シテ觀察スルニ
 一、現行法ハ裁判所ト題スル一編ヲ設ケ、其ノ内ニ管轄(第一章)條件
 忌避及回避(第二章)ノ規定ヲ置キ、タレトモ本案ハ此ノ如キ編ヲ設
 ケ、管轄並條件及忌避回避ニ関スル規定ハ各總則中ノ一章トシ、之

ヲ規定シタリ
 四、現行法ハ犯罪ノ捜査起訴及豫審ヲ併セテ獨立ノ一編(第三編)ト
 爲シ、タレトモ本案ハ之ヲ第二編(即第一章)中ニ規定スルコトトセ
 八、現行法ハ豫審ノ章ハ第三編第三章ニ被被告人ノ召喚引及拘留ニ関
 スル規定(現行法第三編第三章第一節令狀)被被告人ノ訊問ニ関スル
 規定(同第四節)並證據集取ニ関スル規定(同第五節檢證搜査及物
 件差押同第六節證人訊問同第七節鑑定)即チ本案ノ被被告人ノ召喚引
 引拘留、被被告人訊問、押収捜索、檢證、證人訊問、鑑定ニ該當スル
 規定ヲ網羅シ、タレトモ此等ノ規定ハ陪審審手續ニ固有ノモノニ非ヤ
 ルヲ以テ本案ハ現行法ノ組織ヲ改メ、總則中ニ於テ裁判所ヲ本位トシ
 テ之ヲ規定シ、豫審及各審級ノ手續ニ共通スヘキモノトセリ、而シテ豫
 審ノ章ニハ豫審ニ固有ノ規定ノミヲ存置スルコトトセリ
 九、本案總則中ノ一章タル訴訟能力ニ関スル規定ハ新設シタルモノニ
 シテ現行法ニハ至リ其ノ實價ヲ存セズ

六 本案總則中ニ詳説及輔佐、裁判、書類、送達、期間、通譯、訴訟

費用ト題スル各章アリ現行法ニハ此ノ如キ表題ヲ存セサレトモ其ノ
実質ヲ存シ此等ノ事項ハ各所ニ散在シテ規定セラレ居レリ本案ハ之
ヲ各独立ノ章ニ採集シテ補正ヲ加ヘタリ

八 現行法ハ公判ノ規定ヲ独立ノ一編ト爲シ之ヲ通則、区裁判所ノ公
判、地方裁判所ノ公判ノ三章ニ分ケタレトモ本案ハ之ヲ捜査、豫審
及起訴ト共ニ第一編ニ規定シ且現行法ニ於ケルカ如キ區別ヲ爲サス
シテ公判ト題スル一章ヲ設ケ之ヲ公判ノ準備、公判ノ手續、公判裁判ノ
三節ニ分類シタリ

ト 現行法ハ非常上告ヲ上告ノ規定ニ附加シタレトモ本案ハ之ヲ合商
シテ独立ノ一編トセリ

四 大正二年法律第二十号刑事訴訟法ハ商易ノ刑事訴訟手續ニ外
ナラザルヲ以テ之ヲ本案ニ編入シテ独立ノ一編ト爲シタリ

リ 現行法ハ私訴ニ関スル法則ヲ公訴ノ手續中ニ錯綜シテ規定シタレ
トモ本案ハ独立ノ一編ヲ設ケ之ニ關スル一切ノ規定ヲ收輯シタリ

三、 本案ノ規定中現行法ト実質ニ於テ大差ナク殆ト字句ノ修正ニ止マル

モノナシトセスト雖其ノ実質ニ變更ヲ加ヘタルモノノ順ル多シ即チ實際
ノ經驗ニ徴シテ現行ノ手續ニ幾多ノ改善ヲ加ヘ又最新ノ學理ト東西ノ
立法ヲ參酌シテ其ノ長ヲ採リ又時代ノ變遷ニ従ヒテ之ニ適應スヘキ幾
多ノ改正ヲ加ヘタルモノアリ其ノ要旨ハ編ノ順序ニ従ヒ條章ヲ逐ワテ
之ヲ説明スヘク茲ニ一々舉示スルコト難シ其ノ主要ナルモノヲ略述ス
レハ左ノ如シ

イ 道義ヲ重シシ淳風良俗ヲ保持スルノ趣旨ヲ以テ幾多ノ規定ヲ設ケ
タルコト

ロ 管轄ニ関スル無用ノ界限ヲ除去シ牽連事件ノ併合、分離並ニ移送
ヲ自由ニシ實際ノ便宜ニ適應セシメタルコト

ハ 訴訟能力ノ章ヲ設ケテ意思無能力者及法人ノ代表ニ關スル規定ヲ
置キタルコト

ニ 捜査ノ手續ニ關スル規定ヲ設ケ殊ニ捜査上必要ナルトキ捜事ヲシ
テ強制処分ヲ判事ニ求ムルコトヲ得セシメタルコト

不 公訴ニ付任意主義ヲ採用シタルコトヲ明示スルト同時ニ公訴ノ取
 消ヲ認メ尚模事ノ上訴地棄及取下ヲ認メテ主義ヲ一貫シタルコト
 へ 彈劾式訴訟ノ主義ヲ一貫シ裁判所又ハ豫審判事ハ模事ノ公訴提起
 フルニ非サレハ絶対ニ事件ノ審判ヲ爲スコトヲ得サルモノト爲シタ
 ルコト
 ト 重罪事件ニ付豫審ヲ經由スルコトヲ要スルノ判ヲ改メ豫審ヲホム
 ルヤ否ヤヲ模事ノ裁量ニ委ネタルコト
 四 被告ノ当事者タル地位ヲ確保シ其ノ權利利益ヲ擁護スルノ趣旨ヲ
 以テ幾多ノ規定ヲ設ケタルニト
 川 未決拘留ニ因シテハ人身ノ自由ヲ尊重スル趣旨ニ於テ拘留日數ノ
 制限ヲ定メ其ノ他多クノ規定ヲ設ケタルコト
 又 豫審中ニ於テモ辯護人ノ選任ヲ許シ辯護人ハ豫審手續ニ付一定ノ
 範圍ニ於テ之ニ參與スルコトヲ得ルモノト爲シ又公判ニ於テハ辯護
 人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、證人等ヲ直接ニ訊問スル權ヲ有ス
 ルモノト爲シタルコト

ル 公判ヲ以テ名実共ニ刑事訴訟 手續ノ中相タラシムルノ趣旨ニ於
 テ豫審ノ目的ヲ定メ之ヲシテ公判ノ前擬手續タルノ性質ニ定ルコト
 ナカラレシタルコト
 才 公判ノ準備ニ關スル規定ヲ新設シ又計算其ノ他 雜ナル事項ニ付
 公廷外ニ於ケル取調ヲ爲スル判ヲ定メテ公判手續ノ進行ヲ圖リタル
 コト
 又 特別ノ場合ノ外被告人ノ出廷ヲ公判同廷ノ要件ト爲シ關帝判決ノ
 判ヲ全廢シタルコト
 カ 人ノ供述ヲ録取シタル書類ヲ證據トスルハ原則トシテ法律ニ定メ
 タル的確ナルモノニ限リ其ノ他ノモノハ證據ト爲ラサルモノト爲シ
 タルコト
 ヲ 判決書ニハ被告人又ハ辯護人ノ主張シタル抗辯ノ重要ナル事
 付説明スルヲ原則ト爲シタルコト
 夕 控訴ニ付テハ成ルハテ覆審ノ趣旨ヲ貫カムコトヲ期シタルコト
 レ 上告ニ關スル制度ニ重大ナル改正ヲ加ヘテ根本ノ主義ヲ一變シテ

11 即第一審ノ判決ニ對シ控訴ヲ爲サスレテ上告ヲ爲シ得ル場合ヲ認
 ムタルコト、法令違反ヲ理由トスル場合ノ外一定ノ條件ノ下ニ事實
 ノ認定又ハ刑ノ量定ノ不当ヲ理由トシテ上告ヲ爲スコトヲ得ルモノ
 ト爲シタルコト、上告裁判所原判決ヲ撤銷シタル場合ニ於テハ原則
 トシテ之ヲ他ノ裁判所ヘ移送セズレテ自ら事實ノ審理ヲ爲シ被告事
 件ニ付判決ヲ爲スベキモノト爲シタルコト
 12 兩審ノ原因並ニ手續ニ付詳盡ナル規定ヲ置キテ現制度ノ缺欠ヲ補ヒ
 タルコト
 13 非常上告ヲ爲シ得ヘキ範圍ヲ擴張シ法律解釋ノ統一ヲ期スル制度
 ノ趣旨ニ適セシメタルコト
 14 私訴ノ手續ニ改正ヲ加ヘ各場合ニ適應シテ公私ノ便ヲ計ルニ力メ
 タルコト

十

第一編 總則

第一章 裁判所ノ管轄

裁判所ノ管轄ハ之ヲ分別シテ事物ノ管轄及土地ノ管轄ト爲ス事物ノ管
 轄ニ關スル事項ニシテ裁判所構成法ノ規定ニ從フヘキモノハ之ヲ本章ニ
 掲ケス本章ニ於テハ先ツ裁判所ノ土地ノ管轄ヲ定メ尚事物及土地ノ管轄
 ニ關係アル事項ニシテ裁判所構成法ニ規定セサルモノ及其ノ規定ニ變更
 ヲ加フヘキモノニ付法則ヲ設ケタルコトトセリ
 管轄ノ問題ト裁判權自體ノ問題トハ嚴ニ之ヲ區別セサルヘカラズ通常
 裁判所ト特別裁判所トハ裁判權ヲ異ニスル力故ニ其ノ間ニ於テ管轄ノ向
 題ヲ生ズルコトナシ現行法ハ此ノ區別ヲ漏却シタルノ嫌アルヲ以テ本案
 ニ於テハ特ニ此ノ意ニ留意シテ規定ヲ設ケタリ
 裁判權ヲ異ニスル裁判所ノ間ニ於テハ各其ノ權限ヲ確守シ他ノ管轄ニ

十一

立入ルコトヲ認容スヘキニ非ス裁判所ノ管轄ハ叙上ノ觀念ヲ以テ之ヲ定
ムルコトヲ得又裁判所ノ管轄ハ通常裁判所ノ關ニ於テ裁判權ノ行使ニ關
シ事務ノ帰屬ヲ定ムルモノナルヲ故ニ之ヲ規程スルニ當リテハ專ラ公私
ノ便益ニ著眼シ可成流通ヲ自在ニシ事ニ當リ機宜ノ措置ヲ為スニ便ナラ
シムルコトヲ期セサルベカラズ徒ニ規定ヲ嚴格ニシ彼此相侵スヘカラザ
ルコト裁判權自体ヲ規程スルカ如クスルハ公私ノ便益ヲ犧牲ニシテ裁判
權ノ行使ヲ澁滞セシムル弊アルヲ免レズ本案ニ於テハ浮クニノ案ニ留意
シ現行法ノ不備ヲ補正シタリ

現行法ノ下ニ於テハ數個ノ裁判所管轄ヲ有スル場合ニ於テ其ノ甲ノ或
裁判所ヲシテ先著手ノ牽連等ノ事由ニ基キ管轄ヲ專有セシメ之ニ因リテ
他ノ裁判所ノ固有ノ管轄權ヲ排除スルノ主義ヲ採用シタレトモ此ノ如キ
ハ理論ニ偏シテ實際ノ便益ヲ輕視スルノ批難アルヲ免カレズ故ニ本案ハ
此ノ如キ場合ニ於テ他ノ管轄裁判所ノ固有ノ管轄權ニ何等ノ影響ヲ及ボ
ササルコトト爲シ以テ事件ハ分離、併合ヲ簡易ニシ裁判權ノ行使ニ不便
ナカラスシメシコトヲ期シタリ

管轄ノ規定既ニ定マルト云々特別ノ事情アルカ高管轄裁判所ヲシテ審
判セシメスシテ他ノ裁判所ニ移シテ審判セシムルヲ得策トスル場合ナキ
ニ非ス此ノ如キ場合ニ於テハ管轄ヲ移転スルノ必要アリ又時トシテハ事
實上管轄裁判所ノ存在セサルカ或ハ其ノ不明ナルカ高管轄ノ指定ヲ必要
トスル場合アリ故ニ本案ニ於テモ亦現行法ト均シク管轄ノ指定及移転ニ
關スル規定ヲ設ケタリ唯本案ニ於テハ現行法ノ規定ヲ不適當トシテ補正
シタル案アルヲ以テ其ノ内容相同シカラサルモノアリ

第一條 裁判所ノ土地管轄ハ犯罪地又ハ被告人ノ住所、居所若ハ現在地
ニ依ル

帝國外ニ在ル帝國艦艇内ニ於テ犯シタル罪ニ付テハ前項ニ規定スル地
ノ外其ノ艦ノ本籍若ハ船籍ノ所在地又ハ犯罪後其ノ艦艇ノ繫泊シタ
ル地ニ依ル

本條ハ裁判所ノ土地管轄ヲ規定ノタルモノナリ現行法ハ犯罪地及被
害人所在地ヲ以テ土地管轄ノ標準ト爲スモ本案ハ之ニ被告人ノ住所
及居所ヲ加ヘタリ蓋シ被告人ノ住所並居所ニ於テ犯罪ノ證據ヲ發見

スルコト多キヲ以テナリ

第二項ハ帝國外ニ在ル帝國 艦 船内ニ於テ犯シタル罪ニ付土地ノ管轄
ヲ規定シタルモノニシテ現行法ハ單ニ定案港及犯罪後最初ニ着船シ
タル地ヲ以テ管轄ノ標準ト爲シタルヲ改メ第一項ニ掲ケタル土地ノ
外 艦ノ本籍若ハ船籍ノ所在地又ハ犯罪後其ノ艦船ノ繫泊シタル總
テノ地ヲ以テ管轄ノ標準ト爲シタリ

現行法ハ特ニ外國ニ於テ犯シタル罪ニ付管轄裁判所ヲ定メ内地ニ於
ケル逮捕地及被告人送致ノ地ヲ以テ之ヲ定メルノ標準ト爲セトモ本
案ニ於テハ此ノ如キ特別規定ヲ設ケルコトナク此ノ場合ニ於テモ一
般ノ原則ニ従ハシムルコトトシ一般ノ原則ニ依リテ管轄裁判所ヲ確
定スルコト能ハサルトキハ第十五條ニ依リ管轄指定ノ手續ヲ爲スヘ
キモノトセリ

第二條 事物管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スルトキハ上級裁判所併也
テ之ヲ管轄スルコトヲ得
本條ニ依レハ上級裁判所ハ本来ノ管轄權ノ外事件ノ牽連ヲ理由トシ

テ下級裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ニ付テモ亦管轄權ヲ有スルモノナ
リ茲ニ注意スヘキハ上級裁判所カ併合シテ管轄スルノ故ヲ以テ下級
裁判所ノ固有ノ管轄權ニ消長ヲ及ササルコト是ナリ

第三條 事物管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件上級裁判所ノ公判ニ繫屬ス
ル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ上級
裁判所ハ核事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル下級裁判所ニ之
ヲ移送スルコトヲ得

事物管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スル場合ニ於テ上級裁判所總テ
ノ事件ヲ審理スルコトヲ得ルハ前條ノ規定ニ照シテ明ナリ然レトモ
本案ニ依リテハ併合審理ヲ適當トセズ之ヲ分高シテ審理スルヲ便宜
トスル場合ナリ斯ル場合ニ於テハ上級裁判所ハ核事ノ意見ヲ聽キ決
定ヲ以テ本来ノ管轄權ヲ有スル下級裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得
ルコトトセリ

第四條 事物管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件各別ニ上級裁判所及下級裁
判所ノ公判ニ繫屬スルトキハ上級裁判所ハ核事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以

テ下級裁判所ノ管轄ニ属スル事件ヲ併セテ審判ノルコトヲ得

事物管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スルトキハ上級裁判所併セテ之ヲ管轄スルコトヲ得ルハ第二條ノ規定スル所ナレトモ之ヲルカ爲ニ下級裁判所ノ管轄權ニ消長ヲ及ビサルヲ以テ複數個ノ牽連事件ヲ各別ニ各管轄裁判所ニ起訴スルハ何等違法ノ虞ナク從テ訴ヲ受ケタル裁判所ハ各自独立シテ之ヲ審判セサルヘカラズ然レトモ此ノ如キ場合ニ於テハ寧ロ上級裁判所ニ併合シテ審理スルヲ適當トスルコト多キヲ以テ上級裁判所ハ複數ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ下級裁判所ノ管轄ニ属スル事件ヲ併セテ審判スルコトヲ得ヘキモノトセリ此ノ場合ニ於テ下級裁判所ハ其ノ處理シタル事件ヲ上級裁判所ニ移送セサルヘカラズ

本條ハ明文ノ示スル如ク事件公判ニ繫属スル場合ニハ適用スヘキモノナリ故ニ是裁判所ノ公判ニ繫属スル事件ヲ地方裁判所ノ豫審ニ繫属スル事件ト併合シテ審理スルコトヲ許サズ

第五條 土地管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スルトキハ一個ノ事件ニ付

管轄權ヲ有スル裁判所併セテ他ノ事件ヲ管轄スルコトヲ得

本條ハ同管轄裁判所ノ向ニ於テ一ノ裁判所ハ他ノ裁判所ノ土地管轄ニ属スル牽連事件ヲ管轄スルコトヲ明カニシタルモノナリ即チ一ノ裁判所ハ本来ノ管轄權ノ外事件ノ牽連ヲ理由トシテ他ノ同管轄裁判所ノ管轄ニ属スル事件ニ付テモ亦管轄權ヲ有スルモノナリ然レトモ之カ爲ニ他ノ裁判所ノ固有ノ管轄權ニ何等ノ消長ヲモ及ボスヘキモノニ非サルハ第二條ノ場合ニ同シ

第六條 土地管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件同一裁判所ノ公判ニ繫属スル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノナルトキハ其ノ裁判所ハ複數ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル他ノ裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得

土地管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件同一裁判所ノ豫審ニ繫属スルトキ亦前項ニ同シ

土地管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スル場合ニ於テ之ヲ併セテ一ノ管轄裁判所ニ起訴スルコトヲ得ルハ前條ノ規定ニ徴シ明瞭ナリ此ノ

場合ニ於テ受許裁判所ハ其ノ儘事件ヲ併合シテ審理スルコトヲ得ル
キハ勿論ナリト雖所置ニ依リテ有離シテ審判スルヲ適当トスル場
合ナキニアラズ本條ハ此ノ場合ニ関スル規定ナリ本條ハ事件ノ公判
ニ繫属スル場合ト其ノ豫審ニ繫属スル場合トヲ區別セテ而シテ移送
ノ決定アリタル場合ニ於テ同一ノ状態ニ於テ移送ヲ受ケタル裁判所
ニ繫属スルニ由ルヘキハ論ヲ俟タズ

第七條 事物管轄ヲ同シクスル數個ノ牽連事件各別ニ數個ノ裁判所ノ公
判ニ繫属スルトキハ各裁判所ハ核事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テエテ一ノ
裁判所ニ併合スルコトヲ得

事物管轄ヲ同シクスル數個ノ牽連事件各別ニ數個ノ裁判所ノ豫審ニ繫
属スルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ場合ニ於テ各裁判所ノ決定一致セザルトキハ各裁判所ニ共通
スル直直上級裁判所ハ核事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ事件ヲ一ノ裁判所
ニ併合スルコトヲ得

本條ハ數個ノ同等裁判所ニ分離シテ起訴セラレタル數個ノ牽連事件

併合ニ関スル規定ナリ土地管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スル場
合ニ於テハ一個ノ事件ニ付管轄權ヲ有スル裁判所併セテ他ノ事件ヲ
管轄スルコトヲ得ルハ第五條ノ規定スル所ナルモ之ヲ爲シ他ノ同等
裁判所ノ固有ノ管轄權ニ消長ヲ及ササルモノナルヲ故ニ核事ハ數個
ノ牽連事件ヲ各別ニ數個ノ管轄裁判所ニ起訴スルコトヲ得ヘク公訴ヲ
受ケタル各裁判所ハ独立シテ審判スルコトヲ得ヘシ然ルニ此ノ如キ
場合ニ於テハ管轄權之ヲ併合シ一ノ裁判所ニ於テ審判スルヲ適當トス
ルコト多キヲ以テ各裁判所ハ核事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ二ツ一ノ
裁判所ニ併合スルコトヲ得ルモノトセリ

本條ハ事件ノ豫審ニ繫属スル場合ト公判ニ繫属スル場合トヲ區別セ
テ併合スヘキ事件ハ總テ同一ノ状態ニ於テ繫属スヘキモノナルコ
トヲ要ス豫審ノ程度ニ在ル事件ハ既ニ公判ニ繫属スル事件ト併合
スルハ爲シ得ヘカラザルコトナリ豫審ノ程度ニ在ル事件ヲ公判ニ繫
属スル事件ニ併合セントセハ必ス其ノ終結ヲ待タザルヘカラズ
各裁判所ノ決定一ニ帰スルトキハ何等ノ問題ヲモ生セザレトモ其ノ

同一致ヲ缺ク場合アルヘキヲ以テ之ニ備フルノ規定ヲ存セザルハカ
ラズ是レ本條第三項ノ規定ヲ存スル所以ナリ此ノ規定ニ從ハハ直近
上級裁判所ノ指定シタル裁判所其ノ事件ヲ併合シテ審判スヘキモノ
ニシテ他ノ裁判所ハ其ノ受ケタル事件ヲ其ノ裁判所ニ移送セザルハ
カラス

第八條 數個ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス

- 一 一人數罪ヲ犯シタルトキ
 - 二 數人共ニ同一又ハ別個ノ罪ヲ犯シタルトキ
 - 三 數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
 - 四 數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
- 犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、^{偽証罪}虚偽ノ鑑定通譯ノ罪、贓物ニ関スル罪
ト其ノ本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス
- 本條ハ如何ナル場合ニ於テ事件トシテ牽連スヘキモノナリヤヲ明カニ
シタルモノナリ現行法ハ牽連事件ニ付一人數罪ノ場合竝徒犯ト正犯
及正犯數名アル場合ヲ規定スルニ止マシ不便尠カラサルヲ以テ本條

ニ依リ其ノ範圍ヲ擴張シ必要ト認メタル各場合ヲ網羅ス

第九條 同一事件事物管轄ヲ異ニスル數個ノ裁判所ノ豫審又ハ公判ニ繫

屬スルトキハ上級裁判所ニ於テ之ヲ審判ス

上級裁判所ハ豫審ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル下級裁判所
ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得

本條ハ上級裁判所ト下級裁判所トノ間ニ存スル管轄ノ殘合ニ因ル也
觸及和規定ナリ現行法ノ下ニ於テハ上級裁判所ト下級裁判所トノ間
ニ管轄競合ノ向題ヲ生スル餘地ナレト雖本案ニ於テハ上級裁判所カ
下級裁判所ノ管轄ニ應スル牽連事件ニ付管轄權ヲ有スル旨ヲ規定シ
而モ之カ下級裁判所ノ管轄權ヲ奪フコトナキヲ以テ同一事件ニ付
上級裁判所ト下級裁判所トカ重復シテ管轄權ヲ有スルニ至リ然レテ
同一ノ事件ニ付上級裁判所ト下級裁判所トカ同時ニ公訴ヲ受ケル場
合ヲ生スヘシ本條ハ此ノ場合ニ於テハ上級裁判所其ノ審判ヲ爲スヘ
キモノトシ其ノ先ニ公訴ヲ受ケタルト後ニ公訴ヲ受ケタルトヲ區別
セズ故ニ下級裁判所ハ上級裁判所ヨリ先ニ公訴ヲ受ケタル場合ト雖

執行ヲ為スヘク濫ニ区域ノ外ニ出テテ職務ヲ行フリ如キハ事務ノ命
配ヲ紛更スルモノニシテ若シ区域外ニ於テ職務ヲ行フノ要アリニ於
テハ播託ノ手續ニ依ルテ稟判トセリルヘカラズ然リトモ管轄ハ本末
事件ニ付定マルモノニシテ地域ハ事件ニ付管轄ヲ定ムルノ標準ナル
ニ過キス尚モ帝國裁判權ノ及フヘキ範圍内ニ於テ裁判ニ裁判權ノ行
使ヲ禁止スルハ謂レナキコトナリ故ニ裁判所自ラ管轄区域外ニ行勤
スルヲ以テ濫實発見ノ為必要アリトスル場合ニ於テハ例外トシテ之
ヲ承認セサルヘカラズ是レ本條ノ規定アル所以ナリ

第十二條 訴訟手續ハ管轄違ノ理由ニ因リ其ノ效力ヲ失ハス
本條ハ管轄違ノ裁判所ノ為シタル訴訟手續ノ效力ヲ規定シタルモノ
ナリ管轄違ノ言渡アリタル場合ニ於テ其ノ以前ニ為シタル訴訟手續
ヲ有效ト為スヘキヤ否ヤニ付疑アリ本案ハ明文ヲ設ケ之ヲ有效ト為
ス

第十三條 裁判所ハ管轄權ヲ有セザルトキト雖急遽ヲ要スル場合ニ於テ
ハ事實発見ノ為必要ナル處分ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ハ豫審判事及受命判事ニ之ヲ準用ス

管轄權ナキ裁判所ハ其ノ事件ニ付處分ヲ為スコト能ハサルハ当然ナ
リ然レトモ此ノ原則ヲ墨守スルトキハ往々急遽ヲ要スヘキ事件ニ對
シ機宜ノ措置ヲ為ス能ハサルノ憾ナレトモ是レ本條ノ規定ヲ設ケ
ル所以ナリ

第十四條 檢察ハ左ノ場合ニ於テ關係アル第一審裁判所ニ共通スル直近
上級裁判所ニ管轄指定ノ請求ヲ為スヘシ

- 一 裁判所ノ管轄区域明確ナラザルタメ管轄裁判所ノ定マラザルトキ
- 二 管轄違ヲ言渡シタル確定裁判アリタル事件ニ付他ニ管轄裁判所ナ
キトキ

本條ハ管轄指定ノ請求ニ付規定スルモノニシテ其ノ趣旨裁判所構成
法第十條ト異ルコトナシ唯同條第一号ニ所謂權限アル裁判所ニ於テ
法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコトヲ得ス且同法
第十三條ニ依リ之ニ代ルヘキコトヲ定メラレタル裁判所モ亦之ヲ行
フコトヲ得サル場合ノ如キハ本條管轄轉移ノ事由トスヘキモノナル

カ故ニ本案ハ之ヲ(第十六條ニ移シ)管轄指定ノ原由ト爲サス尚裁
判所構成法第十條第三号ニ所謂法律ニ從ヒ又ハニ以上ノ確定判決ニ
因リニ以上ノ裁判所裁判權ヲ互有スル場合ハ他ノ規定ヲ以テ解決ス
ルヲ得ルヲ以テ之ヲ管轄指定ノ原由ト爲サス

第十五條 法律ニ依ル管轄裁判所ナキトキ又ハ之ヲ知ルコト能ハサルト
キハ檢察總長ハ大審院ニ管轄指定ノ請求ヲ爲スヘシ

現行法ハ法律ニ依ル管轄裁判所ナキ場合スハ之ヲ知ルコト能ハサル
場合ニ於テ管轄裁判所ヲ指定スル規定ヲ缺如ス本條ハ其ノ不備ヲ補
フカ爲設ケタルモノナリ

第十六條 檢察ハ左ノ場合ニ於テ直達上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲
スヘシ

一 管轄裁判所又ハ裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リ定メタ
ル裁判所ニ於テ法律上ノ理由又ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコ
ト能ハサルトキ

二 被告人ノ地位、地方ノ民心、訴訟ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ裁判

ノ公平ヲ維持スルコト能ハサルモアルトキ

前項第二号ノ場合ニ於テハ被告人亦管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得

本條ハ管轄移轉ノ請求ニ付規定スルモノニシテ現行法第三十六條及
第三十七條ト其ノ趣意ヲ同シクス本條第一号ニ管轄移轉請求ノ原由
トシテ掲ケタル場合ハ現行法ノ下ニ於テハ管轄指定ノ原由ナリ本案
ハ之ヲ改メテ管轄移轉ノ原由ト爲シタル理由ハ第十四條ニ於テ説明
シタリ

第十七條 犯罪ノ性質、被告人ノ地位、地方ノ民心其ノ他ノ事情ニ因リ
管轄裁判所ニ於テ審判ヲ爲ストキハ公安ヲ害スル虞アリト認ムル場合
ニ於テハ檢察總長ハ大審院ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スヘシ

本條ノ趣旨現行法第三十四條第三十五條ニ同シ

第十八條 管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲スニハ理由ヲ附シタル請求書
ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

檢察前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ檢察ヲ經由スヘシ

本條乃至第二十三條ハ管轄ノ指定及移轉ニ関スル手續ヲ規定シタル

本條ハ管轄ノ指定又ハ移転ノ請求手續ヲ規定シ第一項ハ檢事及被告
人ノ爲スヘキ請求ニ共通スルモノニシテ第二項ハ檢事ノ請求ニ付特
ニ設ケタル規定ナリ

第十九條 檢事ヲ爲シタル又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移転ノ
請求ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知スヘシ

管轄ノ指定又ハ移転ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ繫屬セル事件ノ
訴訟手續ヲ停止スヘキモノナルヲ以テ檢事ハ裁判所ヲシテ其ノ請求
アリタルコトヲ知ラシメザルヘカラス是レ本條ノ規定ヲ設ケタル所
以ナリ

第二十條 檢事豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付第十六條第一項第二号
ニ規定スル事由ノ爲管轄移転ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ請求
書ノ謄本ヲ被告人ニ交付スヘシ
被告人ハ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ管轄裁判所ニ意見書ヲ
差出スコトヲ得

檢事豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付第十六條第一項第二号ニ記載
シタル事由ノ爲管轄移転ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ被告人ヲシ
テ之ニ対スル意見ヲ陳述スルノ機会ヲ得セシムルヲ相当トス是レ本
條ノ規定アル所以ナリ

第二十一條 被告人管轄移轉ノ請求書ヲ差出スニハ事件ノ繫屬スル裁判
所ヲ經由スヘシ

前項ノ裁判所請求書ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ其ノ裁判所ノ檢事ニ
送付スヘシ

檢事ハ請求書ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ
本條ハ被告人ノ爲スヘキ管轄移轉ノ請求ニ付特ニ設ケタル規定ナリ

第二十二條 豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移転ノ請
求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル
場合ハ此ノ限ニ在ラズ

豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移転ノ請求アリタ
ル場合ニ於テ裁判所ヲシテ依然其ノ訴訟手續ヲ進行セシムルハ當ヲ

得不故ニ本條ニ依リ其ノ訴訟手續ヲ停止スルヲ以テ原則ト為ス唯急
速ヲ要スル事項ノ審理ヲ遷延セシムルハ失當ナルヲ以テ但書ヲ設ケ
タリ

第二十三條 管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ受ケタル裁判所ハ檢事ノ意見
ヲ聽キ決定ヲ為スヘシ

管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ニ付テノ裁判ハ其ノ請求ヲ受ケタル裁判
所決定ヲ以テ之ヲ為ス

第二章 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避

本章ノ規定ハ現行法第二編第二章ノ規定ニ相當スルモノニシテ現行法
ト同レク判事及裁判所書記ノ除斥、忌避及回避ヲ認メタリ今本章ニ依リ
現行法ヲ改正シタル要旨ヲ挙ケレハ除斥ノ原因ニ付現行法ノ規定未タ盡
ササル所アルヲ以テ之ヲ拡張シテ必要ト認メタル各場合ヲ網羅シ忌避權
ノ行使動ニスレハ濫用ニ陥ルノ虞アルヲ以テ其ノ弊ヲ抑止スル為適當ノ

規定ヲ設ケ尚現行法ニ於テハ忌避ノ申請及其ノ裁判ハ民事訴訟法ノ規定
ニ依ルヘキモノトスルモ之ニ闕スル點立ノ法則ヲ設ケルヲ適當トシ之ヲ
本章ニ掲クルコトトセリ

第二十四條 判事ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラレヘシ

- 一 判事被害者ナルトキ
- 二 判事私訴當事者ナルトキ
- 三 判事被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ配偶者、四親等内ノ血族三
親等内ノ姻族又ハ同居ノ戸主若ハ家族ナルトキ親族關係ノ止ミタル
後亦同シ
- 四 判事被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人、後見監督人又
ハ保佐人ナルトキ
- 五 判事事件ニ付證人又ハ鑑定人ト為リタルトキ
- 六 判事事件ニ付被告人ノ代理人、辯護人、輔佐人又ハ私訴當事者ノ
代理人ト為リタルトキ
- 七 判事事件ニ付檢事又ハ司法警察官ノ職務ヲ行ヒタルトキ

八 刑事事件ニ付豫審終結決定若ハ前審ノ裁判又ハ其ノ差脱ト爲リテ
ル取銷ニ因與シタルトテ但シ受託刑事トシテ因與シタル場合ハ此ノ
限ニ在ラヌ

本條ハ現行法第四十條ト同シク刑事ノ法律ニ其ノ職務ノ執行ヨリ除
弁セラルヘキ場合ヲ列舉シタルモノナリ

第一号ハ現行法第一号ニ同シ

第二号ハ新設シタルモノナリ本案ニ從ヘハ刑事訴訟ノ被害ノ人ト爲ル
場合ナキモ私訴ニ於テハ之ヘキ場合ナシトセザルヲ以テ第一号ノミニ
テハ盡サザル所アリ故ニ本号ヲ新設シテ現行法ノ不備ヲ補足セリ

第三号ハ現行法第二号ニ相当スルモノナリ現行法ニ規定セル親族ノ
範圍ハ全部ニ及ビ茲ニ之ヲ以テ二テ四親等内ノ血族及三親等
内ノ姻族ニ限定シ尙現行法ニ於テ親族關係ノミヲ以テ除キテ原因ト
シ同居ノ戸主若ハ家族タル關係ヲ度外視スルハ狭キニ失スルヲ以テ

之ヲ補足セリ又現行法ニ於テハ刑事ノ既傷者ト被害ノ被害者又ハ是
等ノ者ノ既傷者トノ間ニ存スル親族關係ヲ以テ案件ノ原因ト爲セト

モ刑事ノ既傷者ノ親族ハ刑事ノ姻族ナルヲ以テ坪ニ規定スルノ要ナ
ク其ノ他ノ場合ニ付テハ忌避回避ノ規定ノ運用ニ符ツテ適當トシ之
ヲ削除シタリ

第四号ハ現行法第三号後段ニ相當スルモノニシテ現行法ニ於テ刑事
被告人若ハ被害者ノ法定代理人ナル場合ノミヲ認ムルハ不十分ナル
ヲ以テ之ヲ補足セリ

第五号ハ現行法第三号前段ニ同シ

第六号第七号ハ新設シタルモノナリ現行法ニ於テ兩号記載ノ事由ヲ
以テ除キテ原因ト爲サザルハ缺點ナリ

第八号ハ現行法第四号ニ相當スル現行法ニハ刑事事件ノ豫審終結ニ付
與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ前審ニ付與シタルトキトアル
ヲ以テ豫審ノ決定ニ付與セザレハ豫審手續ニ付與スルモ豫審ノ原因
ト爲ラヌ又前審ノ判決ニ付與セザレハ假令前審ノ公判手續ニ付與ス
ルモ豫審ノ原因ト爲ラザルヤ明カナリ然レトモ此ノ如キハ缺點ニ失
スルノ憾アルヲ以テ現行法ニ示シタル場合ノ外尚豫審終結決定又ハ

前番ノ判決ノ基礎ト爲リタル取調ニ干與シタル場合ヲ舉ゲテ之ヲ除件ノ原因トスルコトニ改メ唯受託判事トシテ干與シタル場合ハ除件ノ原因ト爲スノ必要ナレト認メタルヲ以テ但書ヲ以テ之ヲ除外セリ

第二十五條 判事職務ノ執行ヨリ除件セラルヘキトキ又ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アルトキハ控費 被告人、私訴當事者之ヲ忌避スルコトヲ得

本條ノ趣旨現行法第四十一條ニ同シ

第二十六條 事件ニ付請求又ハ陳述ヲ爲シタル後ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アリトシテ判事ヲ忌避スルコトヲ得ス但シ忌避ノ原因アリシコトヲ知ラザリントキ又ハ忌避ノ原因其ノ後ニ發生シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

本條ハ忌避權ノ濫用ニ對スル制限ヲ規定シタルモノニシテ其ノ趣旨現行法ニ引用セラレタル民事訴訟法第三十四條ニ同シ

第二十七條 合議裁判所ノ判事ニ對スル忌避ノ申立ハ其ノ判事所屬ノ裁判所ニ之ヲ爲シ豫審判事、受審判事、区裁判所判事ニ對スル忌避ノ申立ハ忌避スヘキ判事ニ之ヲ爲スヘシ

忌避ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ示スヘシ

忌避ノ理由及前條但書ノ事實ハ申立ヲ爲シタル日ヨリ三日内ニ書面ヲ以テ之ヲ説明スヘシ

忌避セラレタル判事ハ第二十八條第四項但書及第二十九條ノ場合ヲ除クノ外忌避ノ申立ニ對シ意見書ヲ差出スヘシ

本條ハ忌避申立ノ方式ヲ規定シタルモノナリ

第二十八條 合議裁判所ノ判事忌避セラレタルトキハ其ノ判事所屬ノ裁判所決定ヲ爲スヘシ

忌避セラレタル判事ハ前項ノ決定ニ關與スルコトヲ得ス

第一項ノ裁判所忌避セラレタル判事ノ退去ニ因リ決定ヲ爲スコト能ハサルトキハ直近上級裁判所決定ヲ爲スヘシ

豫審判事忌避セラレタルトキハ其ノ判事所屬ノ裁判所、区裁判所判事忌避セラレタルトキハ管轄地方裁判所決定ヲ爲スヘシ但シ忌避セラレタル判事忌避ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ其ノ決定アリタルモノト看做ス

本條ハ忌避ニ付スル裁判官其ノ裁判ヲ為スヘキ裁判所ヲ定メクルモノナリ

第二項ハ忌避セラレタル判事ヲシテ決定ニ内與スルヲ得サラシムルモノニシテ当然ノ規定ナリ第三項末段ハ忌避セラレタル豫審判事又ハ已裁判所判事忌避ヲ相当ト認メタルトキハ管轄裁判所ニ於テ決定ヲ為サズ忌避セラレタル判事自ラ脱退シ得ヘキコトヲ定メタルモノナリ

第二十九條 訴訟ヲ遷延セシムル目的ノミヲ以テ為シタルコト明白ナル忌避ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ適用セス第廿六條又ハ第二十七條第二項第三項ノ規定ニ重及シテ為シタル忌避ノ申立ヲ却下スル場合亦同シ
前項ノ場合ニ於テハ忌避セラレタル豫審判事、受命判事、已裁判所判事ハ忌避ノ申立ヲ却下スル裁判ヲ為スコトヲ得
本條ハ忌避ノ原由ヲ審査セズシテ直ニ其ノ申立ヲ却下スル場合ニ關スル規定ニシテ忌避濫用ノ弊害ヲ抑止センカ爲ニ新ニ設ケタルモノナリ

ナリ而シテ此ノ場合ニ於テ忌避セラレタル判事ヲシテ決定ヲ為サシムルメ又ハ之ニ内與セシムサレハ規定ノ趣旨ヲ貫ク能ハサルヲ以テ前條第二項ノ規定ヲ適用セサルモノト爲テリ

第三十條 忌避ノ申立アリタルトキハ前條ノ場合ヲ除クノ外訴訟手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

本條ノ趣旨ハ現行法第四十三條ノ規定ト略同シ唯現行法ハ公判ニ於テハ審判手續ヲ中止シ豫審ニ於テハ處分ヲ継続スルヲ原則トシ急速ヲ要セサル事件ニ付手續ヲ中止スルコトヲ得ルモノトナセトモ本案ニ於テハ豫審タルト公判タルトヲ問ハズ訴訟手續ヲ停止スルヲ原則トシ前條ニ規定スル場合及急速ヲ要スル場合ヲ以テ其ノ例外ト爲シタリ

第三十一條 忌避ノ申立ヲ却下スル決定ニ付シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

本條ハ現行法ニ引用セラレタル民事訴訟法第三十八條ト其ノ趣旨ヲ同シタス

第三十二條 忌避ノ申立ニ付決定ヲ為スヘキ裁判所ハ第二十四條各号ノ

一ニ該当スル者アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ陳作ノ決定ヲ為スヘシ

第二十七條第四項及第二十八條第二項第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之

ヲ準用ス

本條ハ職權ヲ以テ陳作ノ決定ヲ為スヘキ場合ヲ規定ス判事第二十四

條各号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十五條ノ規定ニ依リ當事者ニ於

テ之ヲ忌避スルコトヲ得ルハ勿論ナリト雖ミ裁判所自ラ判事ニ陳

作ノ原因アルコトヲ認メタル以上ハ敢テ當事者ノ忌避ヲ待ツコトナ

ク進シテ陳作ノ決定ヲ為スヲ相当トス是レ本條第一項ノ規定アル所

以ニシテ其ノ趣旨現行法ニ引用セラルル民事訴訟法第四十條第一項

後段ト異ナルコトナシ

第一項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ陳作ノ決定ヲ為ス場合ニ於テハ原因

ノ有無ニ関シ當該判事ノ意見ヲ徵スルヲ適當トシ又當該判事ヲシテ

此ノ決定ニ関与セシメサルヲ相当トスルコト忌避ノ場合ト同様ナル

ヲ以テ第二項ヲ設ケ比ノ趣旨明白ニセリ

第三十三條 判事忌避セラルヘキ原因アリト思料スルトキハ回避スヘシ

回避ノ申立ハ判事所屬ノ裁判所ニ書面ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第二十八條ノ規定ハ回避ニ付テ之ヲ準用ス

本條ハ判事ノ回避ニ関スル規定ニシテ其ノ趣旨現行法第四十四條ニ

同シ

第三十四條 前二條ノ決定ハ之ヲ送達セス

陳作ノ決定及回避ニ付テノ決定ハ當該判事ヲシテ之ヲ知ラシムルヲ

以テ足ルモノニシテ當事者ニ之ヲ送達スルノ必要ナキカ故ニ本條ヲ

設ク其ノ趣旨現行法ニ引用セラレタル民事訴訟法第四十條第二項後

段ニ同シ

第三十五條 本章ノ規定ハ第二十四條第八号ノ規定ヲ除クノ外裁判所書

記ニ之ヲ準用ス

豫審判事又ハ受命判事ニ附屬スル裁判所書記ニ付スル忌避ノ申立ハ其

ノ附屬スル判事ニ之ヲ為スヘシ

決定ハ裁判所書記所屬ノ裁判所之ヲ為スヘシ但シ第二十九條第二項ノ

裁判ハ裁判所書記ノ附屬スル判事之ヲ為スコトヲ得

本條ハ裁判所書記ノ除任 忌避及回避ニ関スル規定ナリ

豫審判事又ハ受審判事ニ附屬スル裁判所書記ニ對スル忌避ノ申立ハ

其ノ附屬スル判事ニ之ヲ為スコト適當トスルカ故ニ第二項ヲ以テ其ノ

趣旨ヲ明ニシタリ

第三項本文ハ現行法第四十五條但書ト其ノ趣旨ヲ同シクス唯第二十

九條第一項ノ理由ニ依リ申立ヲ却下スヘキ場合ニ於テハ特ニ裁判所

ノ決定ヲ待タズ裁判所書記ノ附屬スル判事ヲシテ決定ヲ為サシムル

ヲ以テ十分ナリトスルカ故ニ但書ヲ設ケテ其ノ趣旨ヲ明ニセリ

第三立單 訴訟能力

法人又ハ意思能力ヲ有セザル者被告トト爲リタル場合ニ於テハ自ら訴訟行為ヲ爲スコト能ハザルヲ以テ法律上其ノ訴訟上ノ無能力ヲ補充スルノ必要アリ現行法ニ於テハ此ノ點ニ関スル規定ヲ缺如シ實際上不便ナル

ヲ以テ本案ハ斯ル場合ニ之セムカ爲代表ノ制度ヲ設ケ之ヲ本章ニ規定シタリ

第三十六條 被告人法人ナルトキハ其ノ代表者訴訟行為ニ付キ之ヲ代表ス

又 數人共同シテ法人ヲ代表スル場合ト雖訴訟行為ニ付テハ各自之ヲ代表ス

本條ハ法人被告人ナル場合ニ於ケル代表ノ制度ヲ規定シタルモノナリ我法制ニ於テハ概括的ニ法人ノ犯罪能力ヲ認ムルコトナク唯例外トシテ特別法ニ於テ之ヲ認ムルニ過キス而シテ特別法ヲ以テ法人ヲ處罰スル場合ニ於テモ法人ノ当事者能力ヲ否認シ之ヲ被告人ト爲サスシテ其ノ代表者ヲ被告人ト爲スコト例トス明治三十三年法律第五十二号第二條ハ此ノ趣旨ヲ以テ規定シタルモノナリ本案ニ於テハ此ノ制度ヲ改メ法人ノ当事者能力ヲ認メテ之ヲ被告人ト爲シ其ノ訴訟行為ニ付テハ其ノ代表者之ヲ代表スヘキモノトセリ尚定款等ニ基キ數人カ共同シテ法人ヲ代表スル場合ニ於テモ刑事訴訟法ニ関シテハ各

自独立シテ法人ヲ代表スヘキモノト定ム

第三十七條 刑法第三十九條乃至第四十一條ノ例ヲ用ヒサル罪ニ該ル事件ニ付被告人意思能力ヲ有セサルトキハ其ノ法定代理人訴訟行為ニ付之ヲ代表ス

各種特別法中刑法第三十九條乃至第四十一條ノ例ヲ用ヒサル罪ヲ規定スルモノアリ而シテ之ニ該当スル事件ニ付公訴ノ提起アリタルトキ被告人事実上意思能力ヲ有セサルコト其ノ例ニ乏シカラズ斯ル場合ニ於テ何人カヲシテ訴訟行為ニ付之ヲ代表セシムルニ非サレハ訴訟ノ進行ハ得テ之ヲ望ムヘカラズ是レ本條ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ

第三十八條 前二條ノ規定ニ依リ被告人ヲ代表スル者ナキトキハ該事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ特別代理人ヲ選任スヘシ
特別代理人ハ被告人ヲ代表シテ訴訟行為ヲ爲ス者アルニ至ル迄其ノ任務ヲ行フ

本條ハ前二條ノ規定ニ依ル代表者ナキ場合ニ於テ特別代理人ヲ選任

スヘキ旨ヲ定ム特別代理人ハ訴訟行為ニ付法人又ハ無能力者ヲ代表スヘキモノニシテ其ノ權限ハ法定代理人又ハ代表者ノ就任シテ訴訟行為ヲ爲スニ至ルマテ継続ス

第四章 辯護及輔佐

現行法ニ於テハ公判ニ於テノ辯護人ヲ用ユルコトヲ認ムルカ故ニ總則中之一部スル規定ヲ存セスト雖本案ニ於テハ公判開始後ハ勿論審判中ト雖一定ノ範圍内ニ於テ辯護人ノ因與シ得ヘキコトヲ認ムルカ故ニ總則中獨立ノ一章ヲ設ケテ之ヲ規定ス又輔佐ハ辯護ト異シク被告人ノ爲ニ訴訟行為ヲ爲スモノナルカ故ニ之ヲ辯護ト同一ノ章ニ規定ス

第三十九條 被告人ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ辯護人ヲ選任スルコトヲ得
被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬及夫或は被告人ノ屬スル家ノ戸主ハ獨立シテ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

本條第一項ハ辯護人選任ノ時期ヲ規定スルモノニシテ被告人ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ辯護人ヲ選任スルコトヲ得ルモノトス而シテ第百九十九條ニ依レハ公訴ノ提起ハ豫審又ハ公判ヲ請求スルニ依リテ之ヲ為スヘキモノナルヲ以テ被告人ハ公判開始ハ勿論豫審中ト雖辯護人ヲ選任スルコトヲ得ヘシ抑豫審中ニ於テ辯護人ノ関與ヲ認ムヘキハ否ハ考量ヲ要スヘキ問題ナリ現行法ハ豫審官行ノ主義ヲ嚴守シ其ノ進行中辯護人ノ関與スルコトヲ許リス本案ニ於テハ豫審中ト雖一定ノ範圍内ニ於テ辯護人ノ関與ヲ認ムルニ非サレハ十分ニ被告人ノ利益ヲ保護スル能ハサル場合アルハキヲ度リ豫審官請求後直ニ辯護人ノ選任ヲ為シ得ヘキモノトセリ

現行法ハ第百七十九條第一項ニ於テ被告人自ラ辯護人ヲ用ユルコトヲ規定スルモ被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、夫及被告人ノ屬スル家ノ戸主カ獨立シテ被告人ノ爲ニ辯護人ヲ用ユルコトヲ認メス此ノ如キハ被告人ノ保護ヲ完ウスル所以ニ非サルヲ以テ本案ハ本條第二項ノ規定ヲ設ケ此ノ缺典ヲ補正シタリ

第四十條 辯護人ハ辯護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

裁判所又ハ豫審判事ノ許可ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ヲ辯護人ニ選任スルコトヲ得

本條ハ辯護人ノ資格ヲ定ムルモノニシテ其ノ趣旨現行法第百七十九條第二項ニ同シ唯本案ニ於テハ豫審中辯護人ノ選任ヲ許スヲ以テ許可ヲ與フル者ヲ裁判所ニ限ラス之ニ豫審判事ヲ加ヘタルノ差アルノ

第四十一條 辯護人ノ選任ハ審級毎ニ之ヲ為スヘシ

豫審中爲シタル辯護人ノ選任ハ第一審ノ公判ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス本條ハ辯護人選任ノ手續ヲ定ムル規定ナリ公判ノ各審級ヲ通シテ辯護人ヲ用ユルト之ヲ一審級又ハ二審級ニ限ルトハ特別ノ規定アル場合ノ外被告人法定代理人其ノ他選任スヘキ者ノ隨意ナリ唯選任ノ效力ヲ他ノ審級ニ及ボスコトト爲スハ其ノ當ヲ得サルヲ以テ例シノ場合ニ於テモ辯護人ノ選任ハ審級毎ニ之ヲ爲スヘキモノト定ム而シテ豫審中ニ於テ爲シタル辯護人ノ選任ハ第一審公判ニ於テ其ノ效力ヲ

係有セシムルヲ相当トシ第二項ヲ以テ其ノ趣旨ヲ明ニセリ

第四十二條 辯護人ノ選任ハ辯護人ト連署シタル書面ヲ差出シテ之ヲ爲スヘシ

本條ハ辯護人選任ノ形式ヲ定メ辯護人ノ選任ヲ爲サントスル者ハ辯護人ト連署シタル書面ヲ以テ爲スコトヲ要スルモノト爲セリ口頭ヲ以テスル選任ヲ許ササルハ手續ヲ鄭重ニシ過誤ナカラシムコトヲ期スルカ爲ナリ

第四十三條 第三百三十六條又ハ第三百三十七條ノ規定ニ依リ附スヘキ

辯護人ハ裁判所所在地ニ在ル辯護士又ハ司法官試補ノ中ヨリ裁判長之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セザルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

本條ハ官選辯護ニ関スル規定ニシテ現行法第七十九條第二項第二項第三十七條第二項ト略其ノ趣旨ヲ同シクス司法官試補中ヨリ官選辯護人ヲ選任スルノ制度ハ本案ノ創設スル所ナリ

第四十四條 辯護人ハ被告事件公判ニ付セラレタル後裁判所ニ於テ訴訟

ニ関スル書類及證據物ヲ閱覽シ且其ノ書類ヲ謄寫スルコトヲ得豫審ニ於テハ辯護人ノ立会フコトヲ得ヘキ豫審処分ニ関スル書類及證據物ヲ閱覽シ且其ノ書類ヲ謄寫スルコトヲ得

辯護人ハ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ヲ受ケ證據物ヲ謄寫スルコトヲ得本條ハ書類證據物ノ閱覽謄寫ニ付辯護人ノ有スル權利ヲ規定シタルモノナリ第三項ハ現行法第八十條ト趣旨ヲ同シクシ第二項ハ豫審處分ニ関スル書類及證據物ノ閱覽謄寫ニ付現行法第八十條ニシテ新設シタルモノナリ第三項ニ於テ證據物ノ謄寫ニ付裁判長又ハ豫審判事ノ許可ヲ要件トスルコトヲ規定シタルハ證據物ノ取扱ヲ鄭重ニスルノ趣旨ニ外ナラス

第四十五條 被告事件公判ニ付セラレタル後ニ於テハ辯護人ト勾留ヲ受

ケタル被告人トノ接見及信書ノ往復ヲ禁スルコトヲ得ス

本條ハ辯護人ト勾留ヲ受ケタル被告人トノ交通ニ関スル規定ニシテ一般ノ法則ニ對スル例外ヲ定メタルモノナリ現行法第八十五條第

三項ハ復ク被告人ト他人トノ接見及書美物件ノ授受ヲ禁シ又ハ其ノ書美物件ヲ差押フルコトヲ得ル旨ヲ規定シ其ノ接見又ハ信書ノ往復ヲ為ス相手方ニ付何等ノ区別ヲ為ササルヲ以テ辯護人モ亦此ノ制限ニ服従セサルヘカラス然レトモ此ノ如キハ被告人ノ辯護權ヲ尊重スル所以ニ非ザルヲ以テ本案ハ公訴提起後ニ於テハ辯護人ト勾留ヲ受ケタル被告人トノ接見及信書ノ往復ニ付制限ヲ加ヘサル旨ヲ規定シ辯護權ノ行使ニ支障ナカラシメンコトヲ期セリ

第四十六條 辯護人ハ別段ノ規定アル場合ニ限り独立シテ訴訟行為ヲ為スコトヲ得

本條ハ辯護人ノ独立訴訟行為ニ用スル規定ナリ即チ辯護人訴訟行為ヲ為スニハ被告人ノ意思ニ依ルヘキヲ原則トシ別段ノ明文アル場合(第一百五十八條第百七十八條第百二十七條第百五十五條等)ニ於テハ例外トシテ独立シテ訴訟行為ヲ為シ得ルコトヲ明ニス

第四十七條 被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬及夫並被告人ノ屬スル家ノ戸主ハ被告事件公判ニ付セラレタル後何時ニテモ

輔佐人ト爲ルコトヲ得

輔佐人タラントスル者ハ審級毎ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ届出ツヘシ輔佐人ハ被告人ノ爲スコトヲ得ヘキ訴訟行為ヲ独立シテ為スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

本條ハ輔佐人ニ關スル規定ニシテ現行法第百八十一條第百四十四條ノ規定ヲ拡張シテ其ノ不備ヲ補正シタルモノナリ

第五章 裁判

本案ニ於テモ現行法ト同シク裁判ノ方式ニ判決決定及命令ノ三種アルコトヲ認メタリ而シテ裁判ハ各審級ニ通シテ為スヘキモノナレハ之ニ關スル一般ノ規定ハ之ヲ一括シテ總則中ニ置クヲ每當トシ之ヲ本章ニ掲ケタリ

第四十八條 判決ハ口頭辯論ニ基キテ之ヲ為スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

決定ハ公判廷ニ於テ申立ニ因リ之ヲ為ストキハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽クヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ為スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

命令ハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ為スコトヲ得決定又ハ命令ヲ為スコトヲ得必要ナル場合ニ於テハ事實ノ取調ヲ為スコトヲ得

前項ノ取調ハ部員ヲシテ之ヲ為セシメ又ハ已裁判所判事ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ為スヘシ

凡ソ裁判ヲ為スコトヲ得訴訟關係人ノ陳述ヲ聽クコトヲ必要トスルヤ否ヤハ其ノ判決ナルト決定ナルト命令ナルトニ依リ差異アリ判決ヲ為スコトヲ得ハ口頭辯論ニ基クヘキコトヲ原則トシ此原則ニ對スル例外ハ上告審ニ於ケル特別ノ場合及第五百十四條ニ掲ケル場合ナリ判決ノ基本ト為ルヘキ口頭辯論ハ公判廷ヲ同キ核事及被告人ノ口頭ノ陳述ヲ聽クヘキモノナリ被告人ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ為シ得ルハ

第三百六十九條ノ如ク特別ノ明文アルノ場合ニ限ル決定ハ公判廷ニ於テ申立ニ因リ之ヲ為スコトヲ得ニ於テハ必ス訴訟關係人ノ陳述ヲ聽クヘキモノトシ其ノ他ノ場合ニ於テハ別段ノ規定ナキ限り訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ為スコトヲ得又命令ハ常に訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ為スコトヲ得ヘキモノトス叙上ノ法則ハ本條第一項乃至第三項ノ示ス所ナリ如ク決定命令ニ付キ書面審理ヲ原則ト為シ口頭審理ニ基クコトヲ要セザルモノト為シタル所以ノモノハ此等ノ裁判ハ多クハ判決ノ如ク事件ノ本体ニ關スルモノニ非スシテ事件ニ付裁判ヲ為ス前刑事訴訟ニ隨伴シテ起ルヘキ問題ヲ決スルニ過キサルモノナルヲ以テナリ

決定又ハ命令ヲ為スコトヲ得口頭審理ヲ必要トセサルモ書面ノミニ依リ盡ササル場合アルヘキヲ以テ必要ナル場合ニ於テハ事實ノ取調ヲ為スコトヲ得ヘキモノトシ本條第四項以下ノ規定ヲ設ク

第四十九條 裁判ニハ理由ヲ附スヘシ
上訴ヲ許ササル決定又ハ命令ニハ理由ヲ附セサルコトヲ得

本條ニ於テハ上訴ヲ許ササル決定又ハ命令ノ外裁判ハ總テ理由ヲ附スヘキモノト爲ス判決ノ理由ニ付テハ公判ノ章ニ於テ別ニ規定スル所アリ

第五十條 裁判ノ告知ハ公判廷ニ於テハ宣告ニ依リ之ヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

本條ハ裁判ノ告知ノ方法ヲ規定シタルモノナリ裁判ハ告知ニ依リテ其ノ効力ヲ生スルモノニシテ其ノ告知ノ方法ニ二種アリ宣告ノ方法ニ依ルモノ及送達ノ方法ニ依ルモノ是レナリ公判廷ニ於テハ宣告ノ方法ニ依リ其ノ他ノ場合ニ於テハ原則トシテ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲スモノトス

第五十一條 裁判ノ宣告ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

判決ノ宣告ヲ爲スニハ主文及理由ヲ朗讀シ又ハ主文ノ朗讀ト同時ニ理由ノ要旨ヲ告クヘシ

本條ハ裁判宣告ノ方式ヲ規定シタルモノニシテ其ノ趣旨現行法第二

百四條第二項ニ同シ

第五十二條 検事ノ執行指揮ヲ要スル裁判ヲ爲シタルトキハ速ニ裁判書

又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ検事ニ送付スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

検事ノ執行指揮ヲ要スル裁判アリタルトキハ検事ヲシテ正確ナル指揮ヲ爲サシムルノ必要上速ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ検事ニ送付スルコトヲ以テ通則トセサルヘカラス是レ本條ノ規定アル所以ナリ

第五十三條 被告人其ノ他訴訟關係人ハ其ノ費用ヲ以テ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

本條ハ現行法第六條ヲ修正シタルモノナリ現行法ハ單ニ判決ニ付テノミ規定スレトモ本案ハ規定ノ範圍ヲ擴張シ總テノ裁判ニ通シテ之ヲ適用スルコトトセリ

第六五章 書類

現行法ニ於テ第二十條乃至第二十一條ノニニ書類作成ノ方式ニ関スル規定ヲ掲ケル外書類ニ関スル一般ノ通則ヲ設ケサルハ缺點ナルカ故ニ本案ニ於テハ特ニ一章ヲ設ケ一括シテ之ヲ掲ケルコトトセリ
第五十四條 訴訟ニ関スル書類ハ刑故ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所書記之ヲ作成スヘシ

本條ハ訴訟書類作成ノ職責ヲ有スル者ヲ定ム裁判所書記ハ書類ヲ作成シ且之ヲ整理スルノ責任ヲ有ス唯裁判ノ原本、豫審請求書、公判請求書又ハ裁判所書記ノ立会ナクシテ取調ヲ爲ス場合ニ於ケル調書ノ如ク特ニ作成スヘキ者ヲ定ムルモノニ付テハ本條ノ例ニ依ルヘキモノニ非ス

第五十五條 訴訟ニ関スル書類ハ公判開廷前ニ於テハ之ヲ公ニスルコトヲ得ス

公判開廷前ニ於テ訴訟ニ関スル書類ノ内容ヲ公表スルハ其ノ弊害甚シトセズ就中訴訟關係人ノ名譽ヲ毀損シ之ニ回復スヘカラサル損害ヲ被ラシムルノ虞アリ是レ本條ノ規定アル所以ナリ

第五十六條 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問及供述
 - 二 證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由
- 調書ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ
供述者増減変更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ
調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ

本條ハ被告人、被疑者（起訴前犯罪ノ嫌疑ヲ受クル者）證人、鑑定人、通事及翻譯人ノ訊問ニ付テハ必ズ調書ヲ作成スヘキコト並其ノ調書ニ記載スヘキ事項ヲ規定シタルモノニシテ現行法第九十二條第

九十五條第九十六條第一百一條及第一百三十一條及第一百三十六條等ノ規定ヲ一括シテ修正シタルモノナリ

第五十七條

檢査、押收又ハ搜索ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ
押收ヲ爲シタルトキハ其ノ品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作り之ヲ調書ニ添附スヘシ

本條ハ檢證押收及搜索ニ付テハ調書ヲ作ルヘキコトヲ定メ押收ヲ爲シタル場合ニハ其ノ範圍ヲ明瞭ナラシムル爲其ノ品目ヲ調書ニ記載スルカ又ハ目錄ヲ作り之ヲ調書ニ添附スヘキモノト定ム

第五十八條

前二條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル年月日及場所ヲ記載シ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ但シ公判期日外ニ於テ裁判所取調又ハ處分ヲ爲シタルトキハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

前條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル時ヲモ記載スヘシ

本條ハ前二條ノ規定ニ依リ作成スヘキ調書ニ共通シテ其ノ要件ヲ定ム而シテ其ノ要件トシテ示ス所ハ皆調書ノ正確ヲ保ツ爲缺クヘカラ

サレモノナリ

第五十九條

裁判所書記ノ立会ナクシテ取調又ハ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記ノ行フヘキ職務ハ其ノ取調又ハ處分ヲ爲ス者自ラ之ヲ行フヘシ

本條ハ裁判所書記ノ立会ナクシテ作成スヘキ調書ニ因スル規定ナリ被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事及翻譯人ノ取調又ハ檢證押收若ハ搜索ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記ノ立会アルヲ原則トシ別段ノ定ナキ限り裁判所書記調書ヲ作り之ヲ供述者ニ讀ミ聞カスヘキコト既ニ前數條ニ規定セル所ナリト雖此等ノ取調又ハ處分ハ裁判所書記ノ立会ナクシテ檢事又ハ司法警察官ニ於テ爲ス場合アリ本條ハ此等ノ場合ニ於テ書類ノ複製ニ因スル職務ヲ行フヘキ者ヲ明ニスルモノナリ

第六十條

公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テハ公判調書ヲ作ルヘシ
公判調書ニハ左ノ事項其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ
一 公判ヲ爲シタル裁判所及年月日

- 二 判事、検事及裁判所書記ノ官氏名並被告人、代理人、辯護人、輔佐人及通事ノ氏名
- 三 被告人出頭セザリシトキハ其ノ旨
- 四 公用ヲ禁シタルトキハ其ノ旨及理由
- 五 被告事件ノ陳述及公用同廷中口頭ノ起訴アリタルトキハ其ノ要旨
- 六 辯論ノ要旨
- 七 第五十六條第二項ニ掲ケル事項
- 八 朗讀シ又ハ要旨ヲ告ケタル書類
- 九 被告人ニ示シタル書類及證據物
- 十 公用廷ニ於テ為シタル檢證及押收
- 十一 裁判長ノ記載ノ章シタル事項及訴訟關係人ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項
- 十二 被告人若ハ辯護人最終ニ陳述シタルコト又ハ被告人若ハ辯護人ニ最終ニ陳述スル機会ヲ與ヘタルコト
- 十三 判決其ノ他ノ裁判ノ宣告ヲ為シタルコト

本條ハ現行法第二百八條及第二百九條ノ規定ヲ右セ修正シタルモノニシテ公判ニ付テ調書ヲ作ルヘキコト並其ノ調書ニ記載スヘキ事項ヲ規定シタルモノナリ現行法ノ下ニ於テモ公判始末書ニハ前場ニ條ニ明示シタル事項ノ外尚一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘキモノト為ス一雖本條第二項第三号第五号第六号第九号第十号等ニ掲ケタル事項ノ如キハ最も重要ナルモノナルヲ以テ特ニ舉示スルノ必要アリ故ニ本案ニ於テハ記載事項トシテ之ヲ明示シタリ又現行法ニ於テハ公ニ辯論ヲ為シタルコトヲモ公判始末書ニ記載セシムルコトト為シタルモ辯論ハ特ニ禁止スル場合ノ外常ニ之ヲ公用スヘキモノナルカ故ニ本案ニ於テハ公用ヲ禁シタルトキニ於テノミ其ノ旨ヲ記載スルコトトシ公用ノタル旨ヲ記載スルノ必要ナキモノトセリ

第六十一條 公判調書ニ付テハ第五十六條第三項乃至第五項ノ規定ニ依ル手續ヲ為スコトヲ要セス
 供述者ノ請求アルトキハ裁判所書記ヲシテ其ノ供述ニ関スル部分ヲ讀聞カサシメ増減変更ノ申立アリタルトキハ其ノ供述ヲ記載セシムルハ必

公判調書ハ裁判所核事其ノ他ノ訴訟関係人ノ実見シタル事実ヲ記載
スルモノナルヲ以テ其ノ記載ノ方式ニ付第五十六條第二項乃至第四
項ニ掲クルカ如キ嚴格ナル規定ヲ設ケサルモ之カ爲ニ調書ノ公正ヲ
害スルコトナカルヘシ然レトモ供述者ニ於テ誤聞ケ又ハ増減變更ノ
記載ヲ請求シタル場合ニ於テ之ヲ拒ムヘキ理由ナレ本條ハ叙上ノ趣
旨ヲ明ニシタルモノナリ

第六十二條

公判調書ハ公判同廷ノ日ヨリ五日内ニ之ヲ整理スヘシ

本條ハ現行法第百十條第一項ノ規定ヲ修正シタルモノナリ現行法
ニ於テハ公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ整理スヘキモノトシ公
判同廷ノ都度之ヲ爲スノ要ナキカ故ニ公判ノ同廷數回ニ至リタル場
合ニ於テハ判決言渡後一括シテ整理スルモ何等違法ノ嫌アルコトナ
シ然レトモ此ノ如クナルトキハ調書ノ正確ヲ期スルノ爲ニ於テ遺漏
ナキヲ保セス故ニ本案ニ於テハ公判調書ハ公判同廷毎ニ之ヲ作成シ
其ノ日ヨリ五日内ニ之ヲ整理スヘキコトトセリ

第六十三條

公判調書ニハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

裁判長差支アルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ
区裁判所判事差支アルトキハ裁判所書記其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印
スヘシ

裁判所書記差支アルトキハ

裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

本條ハ現行法第百十條第一項後段ノ規定ニ相当スルモノナリ現行
法ニ於テハ裁判長、区裁判所判事又ハ裁判所書記死亡其ノ他ノ事由
ニ因リ署名捺印スルコトヲ得サル場合ニ付テノ規定ヲ缺如スルヲ以
テ本案ハ明文ヲ設ケテ此ノ缺如ヲ補正シタリ

第六十四條

公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ證明
スルコトヲ得

本條ハ公判調書ノ效力ヲ規定スルモノナリ公判手續カ適法ニ行ハレ
ザルトキハ其ノ全部又ハ一部無効ト爲ルヘキ場合アルカ故ニ其ノ適
法ニ行ハレタルヤ否ヤヲ證明スルノ方法ヲ定メザルヘカラス本案ニ
於テ公判調書ノ制度ヲ設クルハ此ノ必要ニ応スルヲ以テ主要ノ目的
ト爲スモノナルコト疑フ容レス而シテ既ニ公判調書ノ制度備ハル以

上ハ之ニ依リテ公判手續ノ適否ヲ證明スルコトヲ得ルハ勿論之ヲ以テ唯一ノ證明方法ト爲ササルヘカラス蓋シ他ノ證明方法ヲ許容スルハ其ノ必要ナキノミナラス却テ無用ノ手續ニ因リ徒ニ紛雜ヲ累マルノ虞アルヲ以テナリ現行法ニハ此ノ明文ナシト雖解釋上右ト同一ノ趣旨ニ依ルヘキモノト爲ス本條ハ明文ヲ以テ之ヲ明ニシタルモノナリ

第六十五條 辯護人ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ速記者ヲシテ公判ニ於ケル被告又ハ證人ノ供述ヲ筆記セシムルコトヲ得

職責ナリ是レ本條ノ規定アル所以ナリ
速記ハ参考ノ用ニ供スルモノナリ之ヲ以テ公判調書ヲ補足スルモノト解スヘキモノニ非ス

第六十六條 裁判ヲ爲ストキハ裁判書ヲ作ルヘシ但シ決定又ハ命令ヲ宣告スル場合ニ於テハ裁判書ヲ作ラズシテ之ヲ調書ニ記載セシムルコトヲ得

凡ソ裁判ヲ爲ストキハ裁判書ヲ作成スルヲ原則トス判決ニ付テハ全ク例外ヲ認メス決定、命令ニ付テハ宣告スルモノノ外皆裁判書ヲ作成スルモノトシ其ノ宣告スルモノニ付テハ裁判書ヲ作成スルコトナク其ノ決定又ハ命令ヲ調書ニ記載セシムルヲ以テ足ル例ハ公判廷ニ於テ宣告スル證據決定ノ如キ是ナリ

第六十七條 裁判書ハ判事之ヲ作ルヘシ
本條ハ裁判書ノ作成者ヲ規定シタルモノナリ

裁判書ハ審理ノ結果判断シタル所ヲ記述スルモノニシテ見聞シタル事項ヲ筆記スルモノニ非ス故ニ判断ヲ爲シタル者又ハ之ニ関与シタル者之ヲ作成セサルヘカラス即チ一般ノ書類ノ如ク裁判所書記ヲシテ作成セシムヘキモノニ非ス故ニ本條ヲ設ケテ叙上ノ趣旨ヲ明ニス

第六十八條 裁判書ニハ裁判ヲ爲シタル判事署名捺印スヘシ裁判長署名捺印スルコト能ハサルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印シ他ノ判事署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

本條ハ現行法第二百五條ニ相当スル規定ナリ裁判ノ原本ニハ通常其ノ裁判ヲ為シタル判事悉ク署名捺印スヘキモノナリト雖死亡其ノ他ノ事由ニ因リ署名捺印スルコト能ハサル場合ナキヲ保セズ本條ハ此場合ニ應スヘキ規定ニシテ現行法ノ不備ヲ補正シタルモノナリ

第六十九條 裁判書ニハ判官ノ規定アル場合ヲ除ク外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齢、職業及住居ヲ記載スヘシ裁判ヲ受クル者法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所ヲ記載スヘシ

判決書ニハ前項ニ規定スル事項ノ外公判ニ関與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載スヘシ

本條第一項ニ於テハ裁判書ニ共通スル一般要件トシテ裁判ヲ受クヘキ者ヲ表示シ之ヲ識別スル爲必要ナル記載ヲ爲スヘキコトヲ定メ第一項ニ於テハ判決書ノ要件トシテ第一項ニ記載シタル事項ノ外公判ニ関與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載スヘキコトヲ定ム

第七十條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ原本又ハ謄本ニ依リ之ヲ作ルヘシ

本條ハ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書、抄本ノ作成ニ関スルモノナリ

裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ハ其ノ謄本又ハ抄本ヲ作成スルヲ必要トスルコトアリ之ヲ送達シ又ハ之ヲ請求者ニ下付スル場合ノ如シ斯ル場合ニ於テハ通常原本ヲ謄寫シ又ハ之ヲ抄録シテ之ヲ作成スヘキモノナレトモ原本ノミニ依ルヘキモノトスルトキハ不便ノ場合アルヲ免レサルカ故ニ謄本ニ依リテモ亦之ヲ作成スルコトヲ許スコトトセリ

第七十一條 官吏又ハ公吏ノ作ルヘキ書類ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外年月日ヲ記載シテ署名捺印シ其ノ所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スヘシ

書類ニハ毎葉ニ契印スヘシ

本條ハ官吏、公吏ノ作ルヘキ書類ノ方式ヲ規定シタルモノニシテ現行法第二十條第一項ニ相当スルモノナリ現行法ニ於テハ書類ノ作成其ノ方式ニ違背シタルトキ之ニ無効ノ制裁ヲ付シタルトモ本業ハ此

ノ主義ヲ採用セズ之ヲ正当ノ文書ト見ルヘキヤ否ヤハ事實ノ問題トシテ解決スヘキモノト爲ス

第七十二條 官吏又ハ公吏書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄スヘカラス挿入、削除又ハ欄外記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ但シ削除シタル部分ハ之ヲ認得ヘキ爲字體ヲ存スヘシ

本條ハ書類ノ改竄ニ関スル規定ニシテ現行法第二十一條ニ相当スルモノナリ現行法ノ下ニ於テハ書類ノ改竄ニ関シ一定ノ方式ヲ定メ之ニ違背シタルトキハ其ノ改竄ノ效力ヲ否認スルノ主義ヲ採レトモ本案ハ此ノ如キ主義ニ依ラヌ前條ト同シク事實ノ問題トシテ之ヲ決スヘキモノト爲ス

第七十三條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ作ルヘキ書類ニハ年月日ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

本條ハ官吏、公吏ニ非サル者ノ作成スヘキ書類ノ方式ヲ規定シタルモノニシテ現行法第二十一條第二項ニ相当スルモノナリ

第七十四條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印スヘシ

他人ヲシテ代書セシメタル場合ニ於テハ代書シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

本條ノ趣旨現行法第二十一條ノ一二同シ

第七章 送達

現行法ハ送達ノ規定ヲ總則中ニ置キ僅ニ第十八條及第十九條ノ二ヶ條ヲ設クルニ過キス而シテ其ノ規定不備ニシテ實際ノ運用上不便歎シトセ又本案ニ於テハ新ニ一章ヲ設テ必要ナル規定ヲ網羅シ現行法ノ不備ヲ補正セリ

第七十五條 被世人、私訴当事者、代理人、辯護人又ハ輔佐人ハ書類ノ送達ヲ受クル爲書面ヲ以テ其ノ住居又ハ事務所ヲ裁判所ニ届出ツヘシ裁判所所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有セザルトキハ其ノ所在地ニ住居又

ハ事務所ヲ有スル者ヲ送達受取人ニ選任シ其ノ者ト連署シタル書面ヲ以テ之ヲ届出ツヘシ
前項ノ規定ニ依ル届出ハ同一ノ地ニ在ル各審級ノ裁判所ニ付シ其ノ効力ヲ有ス

前二項ノ規定ハ在監者ニ之ヲ適用セズ

送達ニ付テハ送達受取人ハ之ヲ本人ト看做シ其ノ住居又ハ事務所ハ之ヲ本人ノ住居ト看做ス

本條ハ訴訟關係人ノ住居ノ届出及送達受取人ニ關スル規定ニシテ現行法第十八條ニ相応スルモノナリ本案ニ於テハ現行法ニ於ケル假住所ノ制ヲ廢シ新ニ送達受取人ヲ選任スルノ制ヲ定メ之ニ付スル送達ヲ以テ本人ニ付シテ爲シタル送達ト同一ノ効力ヲ有スルモノト爲シ住居ノ届出又ハ送達受取人ノ届出ハ同一ノ地ニ在ル各審級ノ裁判所ニ付シテ其ノ効力アルモノトシ審級ヲ異ニスル毎ニ重テ届出ヲ爲スノ煩ヲ省テ又在監者ニハ是等ノ届出ヲ要セサルモノトス

第七十六條 住居、事務所又ハ送達受取人ヲ届出ツヘキ者其ノ届出ヲ爲

ササルトキハ裁判所書記ハ書類ヲ郵便ニ付シテ其ノ送達ヲ爲スコトヲ得

前項ノ送達ハ書類ヲ郵便ニ付シタル時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本條ハ現行法第十八條後段ニ相当スル規定ナリ現行法ニ於テハ裁判所所在地ニ住セサル訴訟關係人カ假住所ノ届出ヲ爲ササルトキハ書類ノ送達ナシト雖モ異議ヲ述フルコトヲ得サルモノトスレトモ此ノ如クハ全ク送達ヲ爲サスシテ送達シタルト同一ノ效果ヲ生セシムルモノニシテ酷ニ失スルノ嫌アリ故ニ本案ハ住居、事務所又ハ送達受取人ヲ届出ツヘキ者其ノ届出ヲ爲ササルトキハ書類ヲ郵便ニ付シテ之ヲ以テ送達ノ効力ヲ生スヘキモノトセリ

第七十七條 検事ニ付スル送達ハ書類ヲ検事局ニ送付シテ之ヲ爲スヘシ
本條ハ検事ニ付スル送達ヲ規定シタルモノナリ検事ニ付スル送達ハ單ニ書類ヲ検事局ニ送付スルヲ以テ足ルモノトス是レ現今ニ於テモ實際行ハルル所ナリト雖モ何等明文ナキトキハ疑ヲ生スルノ餘地ナ

リ是レ新ニ本條ヲ設ケル所以ナリトス

第七十八條 被告人ノ住居、事務所及現在地知レザルトキハ公示送達ヲ爲スコトヲ得

被告人裁判權ノ及ハサル場所ニ在ル場合ニ於テ他ノ方法ヲ以テ送達ヲ爲スコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

本條ハ公示送達ヲ爲スヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ公示送達ヲ爲スヘキ場合ハ被告人ノ住居、事務所、現在地共ニ知レザルトキ及被告人裁判權ノ及ハサル場所ニ在リテ他ノ方法ヲ以テ送達スルコト能ハサルトキニ限ル裁判權ノ及ハサル場所ハ外国ノ外國際慣例又ハ條約ニ依リ特ニ裁判權ノ行使ヲ除外シタル場所ヲモ包含ス此ノ他キ場所ニ於テモ條約又ハ外國政府ノ承認ニ依リ特ニ送達ヲ爲スノ方法存スルトキハ之ニ從テヘキモノナリ

第七十九條 公示送達ハ裁判所ノ存シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得
公示送達ハ裁判所書記送達スヘキ書類又ハ其ノ抄本ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シテ之ヲ爲スヘシ

公判ニ於ケル第一回ノ召喚狀ノ公示送達ハ裁判所書記召喚狀ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シ且其ノ際本ヲ官報又ハ新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ公示送達ハ最後ニ官報又ハ新聞紙ニ掲載シタル日ヨリ三十日、其ノ他ノ公示送達ハ揭示場ニ公示ヲ始メタル日ヨリ七日ノ期間ヲ経過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

本條ハ公示送達ノ手續及效力發生ノ時期ヲ規定シタルモノナリ

第八十條 書類ノ送達ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク、外民事訴訟法ヲ準用ス但シ司法警察官ノ發スル書類ノ送達ニ付テハ裁判所書記ニ屬スル職務ハ司法警察官之ヲ行ヒ執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察吏之ヲ行フ

本條ハ現行法第十九條ニ相当スル規定ニシテ別段ノ規定アル場合ノ外書類ノ送達ニ付テハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス唯司法警察官ノ發スル書類ノ送達機關ハ民事訴訟法ニ依ルコトヲ得ザルヲ以テ但書ノ規定ヲ設ケタリ

第八章 期間

本章ハ現行法第十五條及第十六條ノ規定ヲ修正シタルニ過キス現行法
ハ第十七條ニ於テ期間經過ハ原則トシテ失權ノ效果ヲ生スルコトヲ規定
スト虽本案ニ於テハ此ノ如キ振替の規定ヲ削除シタリ蓋シ期間經過ノ效
果ハ各場合ニ付規定スルヲ相当トスルヲ以テナリ例ハ公訴ノ時効ハ公
訴權ノ消滅ヲ采シ上訴期間ノ經過シタルトキ之ヲ不適法トシテ棄却スヘ
キカ如シ

第八十一條 期間ノ計算ニ付テハ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ之ヲ起算
シ日、月又ハ年ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス但シ時効期間ノ初日
ハ時限ヲ論セス一日トシテ之ヲ計算ス
同及年ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算ス
期間ノ末日日曜日、一月一日二日四日、十二月二十九日三十日三十一
日又ハ一般ノ休日トシテ指定セラレタル日ニ當ルトキハ之ヲ期間ニ算

入セス但シ時効期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

本條ハ現行法第十五條ノ規定ニ相当スルモノナリ本條ニ於テハ同又
八年ヲ以テスル期間ニ付テモ日ヲ以テスルモノト同シク初日ヲ算入
セザル旨ノ明文ヲ設ケ現行法ニ於テ同ヲ三十日トセルヲ改メ民法刑
法等ノ例ニ從ヒ同モ亦年ト同シク曆ニ從フヘキモノト爲シ尚現行法
ト同シク期間ノ最終日休暇ニ當ルトキハ之ヲ期間ニ算入セザル原則
ヲ規定シタレトモ現行法ニ於テハ休暇日ノ意味不明ナルヲ以テ之ヲ
列舉シタリ

時効期間ニ付例外ヲ設ケタルハ現行法ニ同シ

第八十二條 法定ノ期間ハ訴訟行為ヲ爲スヘキ者ノ住居又ハ事務所ノ所
在地ト裁判所所在地トノ距離ニ從ヒ海陸路二十里毎ニ一日ヲ加フ其ノ
距離又ハ端數二十里ニ滿タザルモ五里以上ナルトキハ一日ヲ加フ但シ
海路ハ二海里ヲ一里トシテ之ヲ計算ス
外國又ハ交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲ニハ特ニ期間ヲ定ムルコトヲ得
本條ハ現行法第十六條ノ規定ニ相当スルモノナリ其ノ里程ヲ増加シ

タルハ現今ニ於ケル海陸交通ノ実情ニ適合セシムルノ趣ヒニ外ナラズ

七四

第九章

被告人ノ召喚、勾引及勾留

現行法ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ関スル規定ヲ豫審ノ章ニ置キタルモ此等ノ規定ハ本末豫審及公判ニ共通シ捜索ニ付テモ適用スヘキ場合アルヲ以テ本案ハ改メテ之ヲ總則中ニ置クコトトセリ本章ニ於テハ裁判所ノ爲ス召喚、勾引及勾留ヲ本位トシテ規定シ豫審ニ於テモ同一ノ規定ニ依ルヘキコトヲ明ニシ尚檢事及司法警察官ノ爲スヘキモノニ付規準ヲ定メタリ

第八十三條

裁判所公訴ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ召喚スヘシ

被告人ヲ召喚スルハ之ヲ訊問スルカ爲ナリ裁判所公訴ヲ受理シタルトキハ直ニ公判ヲ命ジテ被告人ヲ訊問スル場合ナルト公判準備ノ爲メ之ヲ訊問スル場合ナルトヲ向ハス別段ノ請求ヲ俟タスシテ被告人

ヲ召喚スヘキモノナリ豫審ニ於テモ第三百二條ニ依リ被告人ヲ訊問スヘキモノナルヲ以テ本條及ヒ第百二十二條ニ依リ被告人ヲ召喚スヘキモノナリ

第八十四條

被告人ノ召喚ハ召喚狀ヲ登シテ之ヲ爲スヘシ

被告人ヨリ期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シ又ハ出頭シタル被告人ニ対シ口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命ジタルトキハ召喚狀ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ有ス口頭ヲ以テ出頭ヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ

受訴裁判所ニ直接スル監獄ニ在ル被告人ニ対シテハ監獄官吏ニ通知シテ之ヲ召喚スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被告人監獄官吏ヨリ通知ヲ受ケタル時ヲ以テ召喚狀ノ送達アリタルモノト看做ス

本條ハ召喚ノ方式ヲ規定シ召喚ハ召喚狀ヲ登シテ爲スヲ本則トシ之ヲ第一項ニ示ス尚本條第二項第三項ニハ本則ニ依ラザル簡易ノ方法ヲ定メ之ヲ以テ召喚狀ノ送達ト同一ノ效力ヲ有スルモノトセリ

第八十五條

召喚ニ因リ出頭シタル被告人ハ速ニ之ヲ訊問スヘシ

七五

被告人裁判所構内ニ在ルトキハ召喚ヲ為ササル場合ニ於テモ之ヲ訊問スルコトヲ得

召喚ハ訊問ノ為ニ為スモノナルヲ以テ召喚ニ應シテ出頭シクル被告
人ハ速ニ之ヲ訊問セサルハカラズ本條第一項此ノ趣旨ヲ明ニス被告
人ノ訊問ハ召喚ニ依リ裁判所ニ出頭セシムテ之ヲ為スヲ本則トスル
モ被告人裁判所構内ニ在ル場合ニ於テハ其ノ訊問ヲ受クル為メ任意
ニ出頭シタル場合ナルト偶然未合セタル場合ナルトヲ命タヌ本則ニ
依ラズシテ直ニ之ヲ訊問スルコトヲ得ヘキモノト為ス本條第二項此ノ

趣旨ヲ明ニス

第八十六條 召喚ヲ受ケタル被告人期日ニ出頭セザルトキハ更ニ之ヲ召喚シ又ハ之ヲ勾引スルコトヲ得

本條ノ趣旨現行法第七十一條ニ同シ

第八十七條 左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ヲ勾引スルコトヲ得

- 一 被告人定リタル住居ヲ有セザルトキ
- 二 被告人羅證ヲ湮滅スル虞アルトキ

三 被告人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

五百円以下ノ罰金 拘留又ハ料料ニ該ル事件ニ付テハ前項第一号ノ場
合ヲ除クノ外被告人ヲ勾引スルコトヲ得又但シ前條及第六條ノ規定
ノ適用ヲ妨ケス

本條ハ被告人ヲ召喚スルコトナク直ニ之ヲ勾引スルコトヲ得ヘキ場
合ヲ定メタルモノナリ

現行法ニ依レハ豫審ニ於テハ罰金以下ノ刑ニ該ル事件ト禁錮以上ノ
刑ニ該ル事件トヲ区ハス一定ノ條件ヲ具備スルコトヲ前提トシテ被
告人ヲ勾引スルヲ得ヘキモノトシ公判ニ於テハ禁錮以上ノ刑ニ該ル
事件ニ付テノニ何時ニテモ被告人ヲ勾引スルコトヲ得ヘキモノト為
ス本條ハ豫審ト公判トヲ区別セズ一定ノ條件ノ下ニ直ニ被告人ヲ勾
引スルコトヲ得ヘキモノト為ス直ニ勾引スルコトヲ得ヘキ場合ハ第
一号乃至第三号ニ之ヲ掲ク即チ此ノ條件ノ一ヲ具備スレハ召喚狀ヲ
發セシテ直ニ勾引スルコトヲ得然レ之ヲ具備セザルトキハ前條ニ
依ルニ非サレハ之ヲ勾引スルコトヲ得ズ本條第二項ハ事件ヲ標準ト

トシテ更ニ制限ヲ設ク即チ五百円ヲ超過セザル罰金、拘留又ハ科料ニ該ル事件ニ付テハ第一項第一号ノ場合即チ被告人定リタル住居ヲ首セザル場合ニ限り直ニ勾引スルコトヲ許シ第一項ニ示シタル他ノ原因アルモ之ヲ許サズ蓋シ斯ル輕微ノ罪ニ付テハ假令第一号又ハ第三号ノ條件ヲ具備スルモ犯人一定ノ住居ヲ有スルトキハ一旦之ヲ召喚シ召喚ニ應セザルトキ始メテ勾引スルヲ正当トシ召喚ヲ爲サズシテ直ニ其ノ自由ヲ拘束スルハ酷ニ失スルノ嫌アリ反之一定ノ住居ヲ有セザル浮浪ノ徒ハ之ヲ召喚スルモ概シテ其ノ致ナカルヘク其ノ犯シタル罪ノ如何ニ拘ハラズ之ヲ召喚シテ然ル後之ヲ勾引スルハキモノトスルハ徒ニ無用ノ手續ヲ履ミテ事ヲ遷延セシムルニ過キサルヘシ是レ第二項ノ規定ヲ設クル所以ナリ勾引ノ條件ニ付五百円ヲ超過スル罰金ヲ懲役禁錮ト同一ニ取扱ヒタルハ多額ノ罰金ノ免脱ヲ圖ルノ餘地ヲ少カラシメムカ爲ナリ殊ニ第三号ノ條件アル場合ニ之ヲ必要トスルハ交通ノ便發達セル現時ニ於テハ全財産ヲ携ヘ逃亡シ多額ノ罰金ノ免脱ヲ圖ルコト稀ナリトセズ若シ逃亡シ又ハ逃亡スルノ虞アリ

ル場合ニ直ニ勾引スルコトヲ得サレハ徵稅ヲ目的トスル法規ノ如キハ殆ト其ノ目的ヲ違スルコト能ハザルニ至ラム

第八十八條

被告人ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

本條ハ勾引ノ方式ヲ定メ現行法ト同シク勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘキモノトセリ

第八十九條

勾引シタル被告人ハ裁判所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スヘシ其ノ時間内ニ勾引狀ヲ發セザルトキハ被告人ヲ釋放スヘシ

本條趣旨現行法第七十三條ニ同シ

第九十條

第八十七條ノ規定ニ依リ被告人ヲ勾引スルコトヲ得ヘキ事由アルトキハ之ヲ勾引スルコトヲ得

被告人ノ勾留ハ第八十五條又ハ前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ訊問シタル後ニ非ナレハ之ヲ爲スニトヲ得ス但シ被告人逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

被告人ノ監獄ニ在ルトキハ第一項ノ事由ナシト雖之ヲ勾留スルコトヲ得

被被告人ノ監獄ニ在ルトキハ第一項ノ事由ナシト雖之ヲ勾留スルコトヲ得

現行法ハ禁錮以上ノ刑ニ該ル事件ニ限リ勾留ヲ為スコトヲ得セシメ
 タルモ第八十七條ニ付說明シタル如ク逃亡又ハ罪證湮滅ニ因リ多額
 ノ罰金ヲ免~~シ~~トスル者ニ對シテ處罰ノ目的ヲ達スル爲ニハ其ノ自由
 ヲ拘束スルノ已ムヲ得サル場合アリ又一定ノ住居ヲ有セサル浮浪ノ
 徒ニ至リテハ其ノ犯ス所極ノテ輕微ナルトキト雖之ヲ拘束スルニ非
 サレハ刑事訴訟ノ目的ヲ達スル能ハサルコト多カルハキヲ以テ本條
 第一項ニ於テ勾留ノ條件ヲ勾引ノ條件ト同一ニシ現行法ノ制ヲ改メ
 タリ勾留ヲ爲スニハ其ノ事由存スルヤ否ヤヲ審査スルコトヲ要スル
 ヲ以テ原則トシ被告人ヲ訊問シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得
 ス唯被告人逃亡シタルトキハ訊問セズシテ直ニ勾留スルコトヲ得ヘ
 オモトス此ノ案ハ現行法第七十五條ト異ナルコトナシ
 審理ノ必要上他ノ監獄ニ在ル者ヲ受許裁判所所在地ノ監獄ニ勾留シ
 又ハ既決ノ囚徒ヲ拘置監ニ移ス場合ナリ此ノ如キ場合ニハ新ニ自由
 ヲ拘束スルモノニ非ザルカ故ニ刑ニ第八十七條ノ條件ヲ審査スルコ
 トヲ要セズ是レ本條第三項ノ規定ヲ設クル所以ナリ

第九十一條

被告人ノ勾留ハ拘留狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

本條ハ勾留ノ方式ヲ定メ現行法ト同シク拘留狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘ
 キモノトス拘留狀ノ方式ハ第九十七條ヲ以テ之ヲ定ム

第九十二條

被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テハ其ノ身体及名譽ヲ保全スルコトニ注意スヘシ

被告人ノ勾留ハ本々其ノ罪責足マラサルニ先タテ身體ノ自由ヲ拘束
 スルモノニシテ其ノ目的トスル所ハ逃亡ヲ防キ罪證湮滅ノ虞ナカラ
 シムルニ外ナラス故ニ罪責ノ定マレニ至ル迄清白人ヲ以テ之ヲ置シ
 目的ヲ達成スルニ必要ナル限度ヲ超ヘテ之ニ苦痛ヲ與マルコトヲル
 ヘカラズ本條此ノ趣旨ニ則リ努メテ被拘禁者ノ身體名譽ノ保全ニ注
 意スヘキコトヲ訓示ス此ノ事タルヤ事理極メテ明白ナルモ豫斷ノ爲
 メ失誤ニ陥リ世ノ評論ニ動サレテ不當ノ取扱ヲ爲シタルノ例絶無
 ニ非ス事極メテ緊要ナルヲ以テ特ニ訓示的規定ヲ置キ萬一ノ失ナカ
 ラシメンコトヲ期ス

第九十三條

裁判長ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ第八十三條乃至第九十

一條ニ規定スル處分ヲ爲シ又ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得
曰喚、勾引、拘留ハ裁判所之ヲ爲スヲ原則トスルモ事態急速ヲ要ス
ル場合アルヘキヲ以テ其ノ必要ニ應ズル爲メ裁判長自ラ其ノ処分ヲ
爲シ又ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得ヘキモノトセリ

第九十四條 裁判長ハ被告人ノ所在地ノ豫審判事若ハ正裁判所判事、法
令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署、檢察又ハ司法警察官ニ被告人ノ
勾引ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ囑囑スルコトヲ得但シ司法警察官ハ
此ノ限ニ在ラス

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑
託ヲ移送スルコトヲ得但シ司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス

囑託又ハ移送ノ受ケタル官署ハ勾引狀ヲ發スヘシ
現行法第七十條第七十一條ニ於テハ曰喚ノ囑託ヲ許シ曰喚ニ應セザ
ルトキ受託判事ニ於テ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ルモノトシ勾引ノミ
ノ囑託ヲ許サズ本案ニ於テハ此ノ制ヲ改メ勾引ノミノ囑託ヲ爲シ得

ヘキモノト定ム蓋シ勾引ノ條件具備スルトキハ直ニ勾引ヲ得サルノ
事由ナク殊ニ被害ノ人遠隔ノ地ニ在リ逃亡ノ虞アル場合ニ於テハ受託
裁判所ノ裁判長直ニ勾引ノ囑託ヲ爲シ受託官署直ニ之ニ應シテ勾引
狀ヲ發スルニ非ザレハ時機ヲ失スルノ虞アルヲ以テナリ本條第二項
ニ於テ受託官署ノ範圍ヲ極メタルハ機宜ノ處置ヲ爲スニ便ナラシメ
ムカ爲ナリ

囑囑ニ付テハ現行法ニハ明文ナク解釋上之ヲ是認ス本案ハ明文ヲ以
テ之ヲ定メ司法警察官ヲ除クノ外皆囑囑ノ權限アルコトヲ認メタリ
受託ノ權限ナキ者囑託ヲ受ケタルトキ直ニ權限アル官署ニ囑託ヲ移
送スルヲ得セシムルハ迅速ニ事ヲ處理シ時機ヲ失スル虞ナカラシメ
ムカ爲ナリ

受託官署ハ受託裁判所ヨリ直接ニ囑託ヲ受ケタル場合ト転囑ノ場合
ト囑託ノ移送ヲ受ケタル場合ト向ハス囑託ニ依リ勾引狀ヲ發スヘ
キモノニシテ囑託ヲ發シタル官署ノ勾引狀ヲ執行スヘキモノニ非ス
是レ本條第四項ノ定ムル所ナリ

第九十五條 被告人ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハザルトキハ裁判長ハ模
事長ニ被告ノ火相書ヲ送付シ其ノ捜査及勾引ヲ囑託スルコトヲ得
囑託ヲ受ケタル模事長ハ其ノ管内ノ模事ヲシテ勾引狀ヲ發シ捜査及勾
引ノ手續ヲ為サシムヘシ

現行法第八十條ハ被告人ノ所在不明ナル場合ニ於テ豫審判事ニ限り
模事長ニ捜査及逮捕ヲ囑託スルノ權アルモノト爲ス本案ハ公判ニ於
テモ亦同様ノ必要アルヲ慮リ裁判長ニモ此ノ權限アルヲ認メ尚逮捕
ノ囑託ニ代フルニ勾引ノ囑託ヲ以テシ囑託ヲ受ケタル模事長ハ管内
ノ模事ヲシテ勾引狀ヲ發シ捜査及勾引ノ手續ヲ為サシムヘキモノト
定ム

第九十六條 前二條ノ場合ニ於テ囑託ニ因リテ勾引狀ヲ發シタル官署ハ
被告人ヲ引取シタル時ヨリ四十八時間内ニ其ノ入遣ナキカ否ヲ取調
ヘシ
被告人人遣ニ非ザルトキハ速ニ之ヲ指定セラレタル裁判所ニ送致スヘ
シ此ノ場合ニ於テハ第八十九條ノ期間ハ被告人ノ送致ヲ受ケタル時ヨ
リ之ヲ起算ス

本條ハ受託官署ノ履行スヘキ手續ヲ定メ囑託ニ依リ勾引狀ヲ發シタ
ルトキハ其ノ執行ニ因リ被告人ヲ受取りタル後四十八時間内ニ之ヲ
取調ヘ人遣ナキコトヲ確メタル上速ニ之ヲ指定セラレタル裁判所ニ
送引スヘキモノト爲ス

第二項末段ハ送致ヲ受ケタル官署ノ履行ヘキ手續ニシテ第八十九條
ヲ補正シタルモノナリ

第九十七條 召喚狀、勾引狀又ハ拘留狀ニハ被告事件、被告人ノ姓名及
住居ヲ記載シ裁判長又ハ受審判事之ニ記名捺印スヘシ
勾引狀又ハ拘留狀ヲ發スル場合ニ於テ被告人ノ住居分明ナラザルトキ
ハ之ヲ記載スルコトヲ要セス其ノ姓名分明ナラザルトキハ容貌、体格
其ノ他ノ徵表ヲ以テ被告人ヲ指示スヘシ召喚狀ニハ被告人ノ出頭スヘ
キ年月日時、場所及召喚ニ應セザルトキハ勾引狀ヲ發スルコトアルハ
キ旨ヲ記載スヘシ
拘留狀ニハ被告人ヲ拘留スヘキ監獄ヲ指定スヘシ

裁判長第九十三條ノ規定ニ依リ召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場
合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

召喚狀、勾引狀、勾留狀ニ記載スヘキ事項ハ現行法ニ同シ裁判所之
ヲ發スルトキハ裁判長裁判所ヲ代表シテ記名捺印シ裁判長第九十三
條ニ依リ之ヲ發スル場合ニハ裁判所ノ發スル場合ト區別スル為其ノ
旨ヲ記載シテ裁判長之ニ記名捺印シ受取判事第九十三條ニ依リ之ヲ
發スル場合ニ於テハ受取判事之ニ記名捺印ス

本條第三項及第四項ニハ現行法ニ存セサル規定アリ即チ召喚狀ニハ
之ニ應セサレハ勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘク勾留狀
ニハ勾留スヘキ監獄ヲ指定スヘキモノトス勾留狀ニ勾留スヘキ監獄
ヲ指定スルモ第百十條ノ適用ニ依リ同一ノ勾留狀ヲ以テ被告人ヲ他
ノ監獄ニ移スコトヲ妨ケス

第九十八條 前條第一項及第二項ノ規定ハ第九十四條第四項及第九十五
條第二項ノ勾引狀ニ付テ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ勾引狀ニ囑託ヲ爲
シタル裁判長ノ氏名及囑託ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

囑託ニ因リ發スル勾引狀ニハ一般ノ記載事項ノ外囑託ニ因リ發スル
旨ヲ記載シ且囑託ヲ爲シタル裁判長ノ氏名ヲ明示シ引致スヘキ裁判
所ヲ明ニス

第九十九條 召喚狀ハ之ヲ送達ス

現行法第七十六條第三項前段ニ同シ

第一百條 勾引狀又ハ勾留狀ハ検事ノ指揮ニ依リ司法警察官吏之ヲ執行ス
但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ裁判長、受取判事、豫審判事又ハ区裁
判所判事其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得

監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ハ検事ノ指揮ニ依リ監獄官
吏之ヲ執行ス

検事ノ指揮ニ依リ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テハ之ヲ發シ
タル官署ハ其ノ原本ヲ検事ニ送付スヘシ

勾引狀及勾留狀ハ検事ノ指揮ニ因リ之ヲ執行ス勾引狀ハ總テ司法警
察官吏ヲシテ之ヲ執行セシメ勾留狀ハ一般ノ場合ニハ司法警察官吏
ヲシテ執行セシメ監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタルモノハ監獄官吏

ヲシテ之ヲ執行セシムハ引狀、勾留狀執行ノ指揮ハ換事^{換事}之ヲ爲スヲ
本則トスレトモ急速ヲ要スル場合ニハ裁判長、受命判事^{換事}又ハ区裁判
所判事ヲシテ直接ニ司法警察官吏ニ対シテ執行ノ指揮ヲ爲スコトヲ
得セシム裁判所、受命判事又ハ後審判事換事ノ在ラザル出張先ニ於
テ執行指揮ヲ爲スノ必要ヲ生スル場合アルヘキヲ以テナリ
勾引狀、勾留狀ノ執行ハ原本ニ依リ爲スヘキモノニシテ謄本又ハ抄
本ニ依リ爲スヘキモノニ非ス故ニ執行ヲ指揮スヘキ換事ニハ必ス其
ノ原本ヲ交付スヘキモノトス

第百一條 勾引狀ハ數通ヲ作り之ヲ司法警察官吏數人ニ交付スルコトヲ
得

現行法ニ於テハ正本數通ヲ作ルヘキ旨ヲ規定セリ思フニ正本ト称ス
ルハ原本ニ外ナラス本案ニ於テハ正本ナル名稱ヲ認メス且實際ノ取
扱ニ於テ常ニ原本ニ依リ執行スルコトト定メタルヲ以テ數人ノ司法
警察官吏ヲシテ執行セシムル場合ニ於テハ原本數通ヲ作りテ之ニ交
付スヘキモノト爲ス

現行法ニハ勾留狀ニ付テモ同様ノ規定ヲ設ク本案ニ於テ之ヲ採ラサ
ルハ數通ノ令狀ヲ以テ之ヲ被告ノ人ヲ搜查スル場合ニハ必ス勾引狀ニ
依ルヘキモノニシテ勾留狀ニ依ルヘキ場合ナキヲ以テナリ

第百二條 司法警察官吏ハ必要アルトキハ管轄区域外ニ於テ勾引狀ノ執
行ヲ爲シ又ハ其ノ地ノ司法警察官吏ニ其ノ執行ヲ求ムルコトヲ得

現行法ハ司法警察官吏管外ニ於テ自ラ令狀ノ執行ヲ爲スコトヲ許サ
ス此ノ如クナルトキハ急速ヲ要スル場合ニ在ル能ハサルカ故ニ本
條ヲ設ケテ之ヲ補正シタリ

第百三條 勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル親
判所ニ引致スヘシ第九十四條第四項及第九十五條第二項ノ勾引狀ニ付
テハ之ヲ送シタル官署ニ引致スヘシ
勾留狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル監獄ニ引致
スヘシ

第百四條 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ其ノ謄本ノ交付
ヲ請求スルコトヲ得

現行法ハ被告人ノ請求ニ依リ令状ヲ示スヘキ旨ヲ規定スルモ勾引状
又ハ拘留状ハ執行ノ際必ス之ヲ被告人ニ示シ尚請求アレハ其ノ謄本
ヲ交付スルヲ相当トシ本ニ條ノ如ク改メタリ

第百五條 軍服用ノ金又ハ艦船ノ内ニ在ル者ニ対シ勾引状又ハ拘留状
ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ廳舎若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ四
引状又ハ拘留状ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

軍服用ノ金又ハ艦船ノ外ニ在リテ現ニ勤務ニ従事スル軍人、軍属又
ハ陸軍海軍所屬ノ學生生徒ニ対シテ勾引状又ハ拘留状ヲ執行スヘキ場
合ニ於テハ其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引状又ハ拘留状ヲ示
シテ引渡ヲ求ムヘシ

勾引状又ハ拘留状ハ軍服用ノ廳舎及艦船ノ内ニ於テモ之ヲ執行スル
コトヲ得ヘキハ勿論ナリト雖其ノ城内ノ秩序ヲ亂シスルノ趣旨ニ於
テ特別ノ法則ヲ設ケ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ之ヲ示シテ引渡ヲ
求ムルノ方法ヲ採ルコトトセリ

前項以外ノ場所ニ於テ現ニ勤務ニ従事スル軍人等ニ対シテ勾引状、勾

引状ヲ執行スル場合ニ於テモ同様ノ理由ニ因リ特別ノ執行方法ヲ定

第百六條

裁判長ハ必要ナルトキハ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行
ヲ命スルコトヲ得被告人正當ノ事由ナクシテ之ヲ肯セサルトキハ其ノ
場所ニ勾引スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第八十九條ノ期間ハ其ノ場
所ニ引致シタル時ヨリ之ヲ起算ス

召喚ハ裁判所ニ出頭ヲ命スルコトヲ本則トス然レトモ裁判長必要ト
認ムルトキハ裁判所外指定ノ場所ニ出頭又ハ同行ヲ命スルコトヲ得
又勾引ハ裁判所ニ引致スルヲ本則トスレトモ被告人故ナク前上ノ命
令ニ従ハサルトキハ之ヲ其ノ場所ニ勾引スルコトヲ得セシム是レ其
ノ場所ニ於テ被告人ヲ訊問スルノ必要ヲ生スヘキ場合ヲ慮リタルモ
ノナリ

第百七條

勾引状又ハ拘留状ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ護送スル場合ニ
於テ必要ナルトキハ假ニ最寄ノ監獄ニ之ヲ留置スルコトヲ得
勾引状ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ之ヲ裁判所ニ引致スヘキ又拘留状

ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ拘留狀ニ指示シタル監獄署ニ拘禁スルヲ
本則トスレトモ遠隔ノ地ヨリ護送スルカ如キ場合ニハ直ニ指定ノ場
所ニ引致シ難キコトアリ故ニ本條ヲ設ケ護送ノ途中必要アルトキハ
假リニ之ヲ最寄ノ監獄ニ留置シ得ヘキモノト爲ス

第百八條 拘留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ引致シタル場合ニ於テ必要
アルトキハ之ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得

拘留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ四十八時間内ニ訊問スヘキモノニ
シテ其ノ拘留ヲ継続スルトキハ之ヲ裁判所ニ留置スルヲ本則トス
ルモ時トシテ之ヲ不便トスルコトアルヘキヲ以テ本條ヲ設ケ之ヲ監
獄ニ留置スルコトヲ得セシム

第百九條 拘留狀又ハ拘留狀ヲ執行シタルトキハ之ニ執行ノ場所及年月
日時ヲ記載シ之ヲ執行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ記
名捺印スヘシ

拘留狀又ハ拘留狀ノ執行ニ関スル書類ハ執行ヲ指揮シタル核事具ノ他
ノ官署ニ之ヲ差出スヘシ

拘留狀ノ執行ニ関スル書類ヲ受取リタル核事具ノ他ノ官署ハ被告人ノ
引致セラレタル年月日時ヲ拘留狀ニ記載スヘシ

本條第一項第二項ハ其ノ趣旨現行法第七十七條第三項第四項ト異ナ
ルコトナシ

拘留ニハ四十八時間ノ制限アリ其ノ起算ハ引致ノ時ヨリスルヲ以テ
執行後核事ヲシテ拘留狀ニ引致ノ日時ヲ記載セシムルコトトセリ

第百十條 核事ハ裁判所ノ同意ヲ得テ拘留セラレタル被告人ヲ他ノ監獄
ニ移スコトヲ得

拘留ハ拘留狀ニ指定シタル監獄ニ拘禁スルヲ本則トスレトモ取調ノ
都合上之ヲ他ノ監獄ニ移ス必要ヲ生スルコトアリ今日ノ實際ノ取扱
ニ於テハ此ノ場合ニハ別ニ拘留狀ヲ發セズ核事ノ指揮ニヨリ移送ス
ルヲ得ヘキモノトセルモ明文上ノ根據ナシ本案ハ之ヲ明文ニ示スヲ
妥當トシ且拘留ノ執行ハ裁判ノ執行ニシテ移送ハ其ノ裁判ヲ以テ指
定シタル監獄ヲ離レシムルモノナルヲ以テ裁判所ノ同意ヲ得ルコト
ヲ必要ト爲ス

第百十一條 拘留せられたる被告人ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ書類若ハ物ノ收受ヲ為スコトヲ得勿引狀ニ因リ監獄ニ留置セラレタル被告人亦同シ

拘留狀又ハ勿引狀ニ依リ監獄ニ拘禁セラレタル被告人ハ刑事訴訟法監獄法其ノ他法令ノ定ムル所ニ從ヒ拘束ヲ受クヘキモノナリ故ニ是等ノ法令ヲ以テ特ニ制限ヲ加ヘサル以上ハ他人トソ接見又ハ書類若ハ物ノ收受ニ付束縛ヲ受クヘキモノニ非ス本條ハ此ノ趣旨ヲ明ニスル爲他人トノ接見又ハ書類若ハ物ノ收受ヲ爲シ得ルコトヲ本則トシテ規定シ特ニ之ヲ禁スヘキ場合ハ明確ニ本法ニ之ヲ規定シ其ノ取締ニ付必要トスル規定ハ監獄法等ヲ以テ之ヲ定ム

第百十二條 裁判所ハ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ヲ圖ル虞アルトキハ拘留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人ト收受スヘキ書類其ノ他ノ物ヲ接見シ其ノ收受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得但シ糧食ハ其ノ收受ヲ禁シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得又ハ裁判所接見ヲ爲スコト能ハサルトキハ接見之ヲ爲スコトヲ得

現行法第百八十五條第一項ニ於テハ接見及書類若ハ物ノ收受ノ禁止ニ關シ則ニ條件ヲ限定セズ本案ハ之ニ制限ヲ加ヘ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ヲ圖ルノ虞アルニ非サレハ其ノ禁止ヲ爲スコトヲ得サルモノトシ書類ノ接見ニ付テモ同一ノ條件ニ從フヘキモノト爲ス殊ニ糧食ノ收受ヲ禁シ又ハ之ヲ差押フルハ人身ノ保護ヲ全クスル所以ニ非サルヲ以テ特ニ明文ヲ設ケテ之ヲ認容セサルコトヲ明ニス糧食ノ收受ハ之ヲ禁スルコトヲ得サルモ之ヲ接見スルコトヲ妨ケス若シ接見ノ結果交付スヘカラスル事由ヲ發見シタル場合ニ於テハ其ノ事由ニ因リ機宜ノ措置ヲ爲スヲ妨ケサルハ勿論ナリ現行法ハ監房ヲ別異スルノ規定ヲ設クルモ監房ヲ別異スルハ接見禁止ニ伴ヒ当然爲シ得ヘキ措置ニシテ特ニ明文ヲ以テ之ヲ定ムルノ要ナキモノトシ之ヲ刪除セリ裁判所ニ於テ事件ノ内容ヲ調査スル能ハサル場合アリ控訴裁判所未タ訴訟記録ノ送致ヲ受ケサル場合ノ如シ此ノ如キ場合ニ於テハ本案上裁判所ニ於テ接見ヲ爲スコトヲ得ス之ニ由テ本條第一項ノ規定ヲ

設ク

第百十三條 拘留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於キハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

身体ノ自由ハ最モ尊重スヘキモノナルヲ以テ被告人ノ拘留期間ハ努メテ之ヲ短縮セサルヘカラス故ニ本案ハ事件處理ノ常態ニ觀ヘ其ノ期間ヲ二月トスルノ規定ヲ設ケタリ然レトモ被告人多數ナルカ又ハ犯罪事實ノ内容複雑ナルカ爲ニ月以上ニ渉ルノ已ムヲ得サルニ至ルコトナシトセス故ニ裁判所ノ決定ヲ以テ拘留ヲ更新スルヲ得ヘキモノトセリ裁判所拘留ヲ更新スル場合ニ於テモ其ノ期間ハ二月ニ限定セラルルコト勿論ニシテ若シ尚一足ラサルトキハ更ニ更新ノ決定ヲ爲ササルヘカラス

第百十四條 拘留ノ原因消滅シタルトキハ裁判所ハ検事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ拘留ヲ取消スヘシ

現行法ニ拘留取消ノ規定ナキハ缺典ナリ拘留ノ原因消滅シタルトキハ前條所定ノ期間内ト雖之ヲ取消スヘキハ当然ナリ本條此ノ趣旨ヲ

明ニシ現行法ノ缺典ヲ補足ス

第百十五條 拘留セラレタル被告人又ハ其ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、夫、被告人ノ屬スル家ノ戸主若ハ辯護人ハ保釋ノ請求ヲ爲スコトヲ得

現行法亦保釋ヲ認ムルモ保釋ノ請求ヲ爲シ得ヘキ者ヲ被告人ニ限レルハ狭キニ失ス本條ニ列舉スル者ハ皆被告人ノ利益ヲ圖ルヘキ地位ニ在リ就中被告人ト近親ノ關係アル者ハ其ノ拘束ヲ受クルト否ハニ付深キ利害ヲ有ス之ニ由テ本案ハ此等ノ者ニモ保釋ヲ請求スルノ權利アルコトヲ認メタリ

第百十六條 保釈ノ請求アリタルトキハ検事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

保釈ヲ許ス場合ニ於テハ保證金額ヲ定ムヘシ
保釈ヲ許ス場合ニ於テハ被告人ノ住居ヲ制限スルコトヲ得
本條第一項第二項ハ現行法第五十條ト其ノ趣旨ヲ同シクス
第三項ノ規定ヲ設ケタルハ保證金ノミヲ以テ出頭ヲ確保スルコトヲ

得ナル場合ニ於テモ尚住居ノ制限ヲ條件トシテ保釋ヲ許スコトヲ得
ハキモノトシ成ルヘク拘束ヲ解キ得ヘキ範圍ヲ広カラシムトスル
ノ趣旨ニ出テタルナリ

第百十七條 保釈ヲ許ス決定ハ保證金ヲ納メシメタル後之ヲ執行スヘシ
模範ハ保釈請取者ニ非ナル者ヲシテ保證金ヲ納メシ、、、ムルコト
ヲ得

模範ハ有價証券又ハ裁判所ノ管轄地内ニ住居シ保證金ヲ納ムルニ十分
ナル資産ヲ有スル者ノ差出シタル保證書ヲ以テ保證金ニ代フルコトヲ
許スコトヲ得保證書ニハ保證金額及何時ニテモ其ノ保證金ヲ納ムハキ
旨ヲ記載スヘシ

保釈許可ノ決定ハ保證金ヲ差出スコトヲ條件トスルモノナルヲ以テ
其ノ執行ハ保證金ヲ納付シタル後ニ非ケレハ爲スコトヲ得ス
現行法ニ於テハ保證金ハ保釈ノ請求ヲ爲ス者ニ限り之ヲ納付スルヲ
得ヘキモノト爲スモ此ノ如ク制限スルノ必要應モ存セサルヲ以テ本
案ニ於テハ請求者以外ノ者ヲシテ保證金ヲ差出キシムルコトヲ得ヘ

キモノトシ同成其ノ執行ヲ容易ナラシムルノ方針ヲ採リタリ又同一
ノ趣旨ヲ以テ有價証券又ハ他人ノ保證書ヲ以テ保證金ニ代フルコト
ヲ得セシム

第百十八條 裁判所ハ模範ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留セラレタル被告
人ヲ親族其ノ他ノ者ニ責付シ又ハ被告人ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行
ヲ停止スルコトヲ得

責付ヲ爲スニハ被告人ノ親族其ノ他ノ者ヨリ何時ニテモ召喚ニ応シ被
告人ヲ出頭セシムヘキ旨ノ書面ヲ差出サシムヘシ

現行法ハ親族故旧ニ責付スヘキコトヲ規定ス本案ハ広ク親族其ノ他
ノ者ニ責付シ得ヘキコトヲ定ム故旧ノ字範圍明確ナラス字義ヲ以テ
論スレハ被キニ失スルノ嫌アルヲ以テ修正ヲ加ヘタルニ過ギス

本案ハ責付ノ外新ニ被告人ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スル
ノ處分ヲ認メタリ即チ被告人保證金ヲ納ムルコトヲ得サル爲保釈ノ
處分ヲ爲スコトヲ得サルカ又ハ引受人ナキ爲責付ヲ爲スルコト能ハ
ル場合ニ於テモ可成拘束ヲ解キ得ルノ途ヲ闡キ勾留ノ時間ヲ短縮セ

ムトスルノ趣旨ニ出テタルモノナリ

第百十九條 裁判所ハ 兼 事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ決定ヲ以テ保釈、責
付又ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得

保釈中被告人召喚ヲ受ケ正当ノ事由ナクシテ出頭セス、住居ノ制限ニ
違反シ又ハ逃ニシタル為保釈ヲ取消ス場合ニ於テハ裁判所ハ 兼 事ノ意
見ヲ聽キ決定ヲ以テ保釈金ノ全部又ハ一部ヲ没取スヘシ

保釈セラレタル者刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ判決確定シタル後執行ノ為召喚
ヲ受ケ正当ノ事由ナクシテ出頭セス又ハ逃ニシタルトキハ 兼 事ノ請求
ニ因リ決定ヲ以テ保釈金ノ全部又ハ一部ヲ没取スヘシ

本條第一項ノ趣旨ハ現行法第百五十六條第百六十條第二項ニ同シ勾
留ノ執行停止ノ取消ヲ加ヘタルハ前條ノ規定ヲ新設シタルニ因ル
現行法ハ保釈金ノ没取ヲ不出頭ノ理由ニ因リ保釈ヲ取消ス場合ヲ限
ルモ本案ニ於テハ被告人逃ニシ又ハ住居ノ制限ニ違背シタル為保釈
ヲ取消ス場合ニ於テモ保釈金ノ全部又ハ一部ヲ没取スヘキモノト為
シタリ被告人ノ逃亡ヲ加ヘタルハ現行法ノ不備ヲ補足シタルモノニ

シテ住居ノ制限ニ違反シタル場合ヲ加ヘタルハ前條ノ規定ヲ新設シ
タル結果ナリ前上ニ示ス場合ノ外判決確定後刑ノ執行ノ為召喚ヲ受
ケ出頭セサル場合ニ於テモ保釈金ヲ没取スヘキモノト為シタルハ審
判ノ為察シタル召喚ニ応セザリシ場合ト取扱ヲ異ニスヘキ理由ナキ
ヲ以テナリ

第百二十條 勾留若ハ保釋ヲ取消シ又ハ勾留狀ノ效力消滅シタルトキハ
 兼 事ハ没取ニ係ラサル保釈金ヲ還付スヘシ
本條ハ当然ノ規定ニシテ説明ノ要ナシ

第百二十一條 上訴提起期間内又ハ上訴中ノ事件ニ付勾留ノ期間ヲ更新
シ、勾留ヲ取消シ又ハ保釈ヲ為シ、責付ヲ為シ、勾留ノ執行停止ヲ為
シ若ハ之ヲ取消スヘキ場合ニ於テ訴訟記録原裁判所ニ在ルトキハ原裁
判所其ノ決定ヲ為スヘシ

本案ニ於テハ勾留期間ノ更新、勾留ノ取消、保釋、責付、勾留ノ執
行停止及其ノ取消ハ事件ノ審屬スル裁判所ニ於テ之ヲ為スヲ本則ト
ス然ルニ上訴提起期間内ハ勿論上訴中ト雖訴訟記録原裁判所ニ在ル

トキハ上訴裁判所ニ於テ決定ヲ為シ難キヲ以テ本條ノ明文ヲ設ケ原
裁判所ニ於テ其ノ決定ヲ為スヘキモノト定ム

第百二十二條 豫審判事ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ裁判所又ハ
裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

本章ニ於テ召喚、勾引、勾留ニ關シテ裁判所又ハ裁判長ニ與ヘタル
職權ハ豫審中ニ在テハ豫審判事ニ屬スヘキモノナリ當然ノ結論トシ
テ本章ノ規定ハ特ニ例外ヲ認メサル限り總テ之ヲ豫審ニ適用スヘキ
モノトス

第百二十三條 左ノ場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾引狀ヲ求ムルコト能
ハサルトキハ檢事ハ勾引狀ヲ發シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ
命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

- 一 被疑者定リタル住居ヲ有セサルトキ
- 二 現行犯人其ノ場所ニ在ラザルトキ
- 三 現行犯ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ発見シタルトキ
- 四 既決ノ囚人又ハ本法ニ依リ拘禁セラレタル者逃亡シタルトキ

五 死体ノ模造ニ因リ犯人ヲ発見シタルトキ

六 被疑者強盜又ハ竊盜ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ

司法警察官ハ前項各号ノ場合ニ於テ勾引狀ヲ發シ又ハ之ヲ他ノ司法警
察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

本條ハ急速ヲ要スル場合ニ於テ檢事、司法警察官ニ勾引狀ヲ發スル
コトヲ許シタル規定ナリ

本案ハ独逸法系ノ立法ノ如ク急速ヲ要スル場合ニ於テ何等ノ制限ヲ
モ加ヘスシテ檢事、司法警察官吏ニ逮捕ヲ許セルモノト其ノ趣旨ヲ
異ニシ法文ニ列記シテ場合ヲ制限シ且事急速ヲ要シ判事ノ勾引狀ヲ
求ムル能ハサルコトヲ條件トセリ本條各号ニ列記スル場合ハ何レモ
實際ノ必要ニ顧ミテ之ヲ定メタルナリ今其ノ大要ヲ案スルニ第一号
ハ被疑者定リタル住居ヲ有セザルトキ本條ノ處分ヲ爲シ得ヘキコト
ヲ定ム本號記載ノ者ハ事急ナルニ當テ檢事又ハ司法警察官ノ勾引狀
ヲ以テ拘束スルニ非ザレハ其ノ所定ヲ失ヒ許追ノ目的ヲ達スル能ハ
ザルノ虞アルヲ以テナリ第二号ハ現行犯ノ場合ニ付規定ス本案ハ現

行犯ニ付犯人其ノ現場ニ在ルトキト其ノ現場ニ在ラザルトキトヲ区
 別シ犯人現場ニ在ルトキハ第百二十四條第一項ニ依リ直ニ之ヲ
 逮捕スルコトヲ得ヘク現場ニ在ラザルトキハ本條ニ依リ検事、司法
 警察官ノ勾引狀ヲ以テ之ヲ引致スルコトヲ得セシム第百三十八條現行犯
 ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ発見シタル場合ナリ現在ノ法規ノ下
 ニ於テモ現行犯ノ共犯ヲ発見シタルトキハ之ニ對シテ所謂現行犯如
 令ヲ行フコトヲ得本條ハ之ト同一ノ趣旨ニ出ツルモノナリ第百四十八
 條既決ノ囚人又ハ本法ニ依リ逮捕、勾引、拘留セラレタル者逃セシタ
 ル場合ナリ外國ノ立法例多クハ此ノ場合ニ於テ検事、司法警察官ニ
 逮捕狀ヲ發スルノ權ヲ與フルモ本案ニ於テハ勾引狀ヲ發スヘキモノ
 ト爲ス第百五十八條事、司法警察官死体ノ保護ニ因リ其ノ事件ノ犯人
 ヲ発見シタル場合ナリ此ノ場合ハ事急速ヲ要スル場合多ク遷延スル
 ニ因リ重大ナル犯人ヲ逸スルノ虞アリ故ニ現行犯ニ對スルト同一ノ
 處分ヲ爲シ得ヘキモノトス第六号ハ強竊盜ノ犯人ニ對シテ本條ノ處
 分ヲ爲シ得ヘキコトヲ定ム強竊盜ハ最モ多ク行ハルル犯罪ニシテ或

ハ之ヲ常習トシ或ハ之ヲ營業トシ之カ爲良民ニ害ヲ及ボスコト甚シ
 キモノアリ搜查ノ職ニ在ル者殊ニ司法警察官ニ於テ之ヲ勾引スルコ
 トヲ得ザルトキハ常ニ犯人ヲ逸シ良民保護ノ急ニ應スル能ハザルノ
 憾アリ本號ノ規定ヲ置クハ社会ノ実情ニ照シ怖ニ已ムヲ得ザルニ出
 ツルモノナリ

勾引狀ハ検事自ラ之ヲ發スルノ外他ノ検事ニ囑託シ又ハ司法警察官
 ニ命令シテ之ヲ發セシムルコトヲ得司法警察官モ亦他ノ司法警察官
 ニ命令シ又ハ囑託シテ之ヲ發スルコトヲ得ルモノトシ實際ノ運用ヲ
 便ニシ以テ急ニ應スルノ趣旨ヲ徹底ス

第百二十四條 検事又ハ司法警察官吏其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯アル
 コトヲ知りタル場合ニ於テ犯人其ノ場所ニ在リテ其ノ住居若ハ氏名分
 明ナラザルトキ又ハ第百三十七條第一項各号ニ規定スル事由アルトキハ
 左ノ處分ヲ爲スヘシ

- 一 検事ハ司法警察官吏ニ犯人ノ逮捕ヲ命スヘシ必要アル場合ニ於テ
 八自ラ之ヲ逮捕スルコトヲ得

二 司法警察官ハ直ニ犯人ヲ逮捕シ又ハ其ノ逮捕ヲ司法警察吏ニ命ズ
ヘシ

三 司法警察吏ハ命々ヲ待タズシテ直ニ犯人ヲ逮捕スヘシ
本條ハ檢事、司法警察官更其ノ職務ヲ行フニ当リ現行犯アルコトヲ
知り犯人現場ニ在ル場合ニ於テ其ノ爲スヘキ處分ヲ規定シタルモノ
ナリ

現行法ハ單ニ現行犯アル場合ニハ直ニ逮捕スルコトヲ得ル旨ヲ規定
シ何等制限ヲ定ムルコトナシ本案ニ於テハ被害者人現場ニ在リテ而カ
モ其ノ住居氏名分明ナラサルカ又ハ勾引、欺ヲ登スヘキ原因アルニ非
サレハ逮捕處分ヲ爲ササルコトトセリ

第百二十五條 現行犯人其ノ場所ニ在ルトキハ何人ト雖之ヲ逮捕スルコ
トヲ得

犯人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ
司法警察官吏ニ引渡スヘシ
本條第一項ハ現行法第六十條ヲ修正シタルモノニシテ逮捕シ得ル場

合テ犯人其ノ場所ニ在ルトキニ限レリ現行法ニ依レハ通常人現行犯
人ヲ逮捕シタルトキハ之ヲ司法警察官ニ引致シ又ハ司法警察官吏ニ
引渡スヘキモノトシ檢事ニ引致シ又ハ引渡スヘキコトヲ規定セス本
條ハ之ヲ補足シ檢事ニモ引渡スコトヲ得ヘキモノト爲ス

第百二十六條 司法警察吏現行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ採取リタルトキハ
速ニ之ヲ司法警察官ニ引致スヘシ

司法警察吏犯人ヲ採取リタル場合ニ於テハ逮捕者ノ姓名、住居及逮捕
ノ事由ヲ聽取ルヘシ必要アルトキハ逮捕者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコト
ヲ求ムルコトヲ得

本條第一項ハ現行法第五十九條第一項ト趣旨ヲ一ニシ本條第二項ハ
現行法第六十一條第一項後段同條第三項ト其ノ趣旨ヲ一ニス

第百二十七條 司法警察官現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リ又ハ勾引狀
ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ採取リタルトキハ即時訊問シ留置ノ必要ナ
シト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ
遲延モ四十八時間内ニ書類及証據物ト共ニ之ヲ地方裁判所若ハ區裁判

所若ハ区裁判所ノ検事又ハ相当官署ニ送致スル手續ヲ為スヘシ

司法警察官自ラ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ司法警察官更其ノ他ノ者ノ逮捕シタル現行犯人ヲ受取り又ハ第百二十三條第一項ニ依リ自ラ發シタル勾引狀ノ執行ニ依リ被疑者ヲ受取りタル場合ニ於テ其ノ履行スヘキ手續ヲ定メタルモノナリ
検事其ノ他權限アル官署ニ送致スヘキモノトスルハ自ラ勾留狀ヲ發スルノ權限ヲ有セリルヲ以テナリ
勾引狀ニ依ル留置ノ期間ヲ四十八時間ニ制限シタルハ第百八十九條ノ例ニ依ル

第百二十八條 司法警察官吏檢事若ハ司法警察官ノ命令ニ因リ現行犯人ヲ逮捕シ又ハ司法警察官檢事若ハ司法警察官ノ命令ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ依ラス速ニ之ヲ命令シタル檢事又ハ司法警察官ニ引致スヘシ
司法警察官他ノ司法警察官ノ囑託ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ囑託シタル司法警察官ニ送致スヘシ

司法警察官吏第百二十四條第一号ニ依ル檢事ノ命令ニ依リテ現行犯人ヲ逮捕シタルトキ又ハ第百二十三條第一項ニ依ル檢事ノ命令ニ依リテ被疑者ニ對シテ勾引狀ヲ發シタルトキハ何等ノ手續ヲ為スコトナク直ニ檢事ニ引致スヘキモノトス

第百二十九條 檢事現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取り又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取りタルトキハ暁クトモ二十四時間内ニ訊問シ留置ノ必要ナレト思科スルトキハ直ニ釈放スヘシ
留置ノ必要アリト思科スル場合ニ於テ急遽ヲ要シ判事ノ勾留狀ヲ求ムルト能ハサルトキハ勾留狀ヲ發シ速ニ公訴ヲ提起シ又ハ善觀及証拠物ト共ニ之ヲ區裁判所ノ檢事又ハ相当官署ニ送置スル手續ヲ為スヘシ
判事他ノ檢事ヨリ被疑者ヲ受取りタルトキハ前項ノ手續ニ準シ處分スヘシ
但シ留置ノ必要ナレト思科スルトキハ勾留ヲ取消スヘシ
檢事他ノ檢事ノ囑託ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ第一項ノ手續ニ依ラス速ニ之ヲ囑託シタル檢事ニ送致スヘシ
本條第一項ニ記載スル場合ニ於テ檢事ヲレテ勾留ノ權ヲ有セシムル

ハ現行法ニ於テ検事ニ現行犯ヲ拘留スルノ權ヲ與フルト其ノ趣旨ニ
 於テ異ナル所ナシ此ノ場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ拘留狀ヲ求ムル
 コト能ハサルコトヲ條件トスルハ拘留狀ヲ發スル場合ト同一ナリ唯
 裁判所ハ四十八時内ニ引致シタル被告人ヲ訊問スヘキモノナルモ検
 事ハ四十八時内ニ引致シタル被疑者ヲ訊問セサルヘカラズ検事
 拘留狀ヲ發シタルトキハ速ニ公訴ヲ提起スルカ又ハ他管送致ノ手續ヲ
 爲ササルヘカラズ此ノ場合ニ於テ検事ノ發シタル拘留狀ハ其ノ效力
 ヲ細續スヘキモノナリ

検事前項ノ手續ニ依リ他ノ検事ヨリ被疑者ヲ受取リタル場合ニ於テ
 ハ前項ノ場合ト手續ヲ異ニスヘキ理由ナキヲ以テ第二項ニ依リ之ニ
 準シテ處分スヘキモノトセリ此ノ場合ニハ送致シタル検事前項ノ手
 續ニ依リ既ニ拘留狀ヲ發シタルモノナルヲ以テ送致ヲ受ケタル検事
 留置ノ必要ナシト認ムルトキハ拘留ヲ取消ササルヘカラズ
 検事他ノ検事ノ囑託ニ因リ被疑者ニ對シテ拘留狀ヲ發シタル場合ニ
 於テハ自ラ其ノ被疑者ヲ訊問シ或ハ之ヲ釈放シ或ハ之ニ對シテ拘留

狀ヲ發スヘキモノニ非サルヲ以テ此等ノ手續ヲ爲サスシテ速ニ囑託
 ヲ發シタル検事ニ送致スヘキモノト定ム

第百三十條 現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタルモ
 ノヲ現行犯トス

兇器贓物其ノ他ノ物ヲ所持シ、誰何セラレテ逃走シ、犯人トシテ追呼
 セラレ又ハ身体被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキ場
 合ハ現行犯人其ノ場所ニ在リタルモノト看做ス

本案ニ於テル現行犯ノ意義ハ現行法ニ於ケルト異ナルコトナシ本案
 ハ現行法ニ所謂現行犯ナルモノヲ認メ一定ノ條件ヲ具備スルトキ
 ハ現行犯人其ノ場所ニ在ルモノト看做シ之ト同一ノ法則ニ依ハシム
 ルコトトセリ所謂現行犯ノ場合ハ現行法ト大同小異ナリ誰何セラ
 レテ逃走シタル場合ヲ加ヘ現行法第五十七條第三号ニ示シタルモノ
 ヲ除キタルノ蓋アルノミ

第百三十一條 第九十七條、第九十八條及第百條乃至第百十條ノ規定ハ
 第百二十三條及第百二十九條ノ引及又ハ拘留ニ付テ準用ス

本條ハ極事ノ爲ス由引、句當ニ一般ノ規定ヲ準用スヘキコトヲ定メ
ルモナリ

第百三十二條 五百円以下ノ罰金、拘留又ハ料科ニ該ル罪ノ現行犯ニ付
テハ犯人ノ住居若ハ氏名分明ナラザル場合又ハ犯人逃亡スル虞アル場
合ニ依リ第百二十四條乃至前條ノ規定ヲ適用ス

五百円ヲ超過セザル罰金、拘留又ハ料科ニ該ル罪ニ付、由引ノ事由ヲ
制限シタルト同一趣旨ヲ以テ此等ノ罪ノ現行犯ニ對スル極事及司法
警察官吏ノ處分ニ付テモ之ニ制限ヲ加フ即チ犯人ノ住居氏名分明ナ
ラザル場合又ハ犯人逃亡スル虞アルコトヲ以テ、由引ノ事由ト爲サザル
ニシテ現行犯處分ヲ爲スノ事由ト爲スハ現行犯ノ性質ヨリ素ル區別
ニシテ当然ナリ

第十章

被告人訊問

本章ノ規定ハ現行法第九十三條乃至第百條ノ規定ヲ修正シタルモノナ

リ現行法ハ主トシテ証拠調、見地ヨリ規定ヲ設ケ被告人ノ訊問ヲ豫
審ノ章ニ置キテトモ本案ニ於テハ被告人ノ当事者トシテ有スル防
禦權、行使ニ重キヲ置キ主トシテ此ノ見地ヨリ之ヲ規定シ豫審及公
判ニ共通スルモノトシテ改メテ其ノ規定ヲ總則中ニ置クコトトシ尚
之ヲ極事及司法警察官被疑者ヲ訊問スル場合ニ準用スヘキモノトセ
リ

第百三十三條 被告人ニ對シテハ先ツ其ノ人違フキコトヲ確ムルニ足ル
ヘキ事項ヲ訊問スヘシ

被告人ノ訊問ヲ爲スニ當リテハ先ツ氏名、年令、職業、住所等其ノ
本人タルコトヲ確ムルニ足ルヘキ事項ヲ訊問シ人違フニ非ザルコトヲ
認メタル後事件ニ付訊問ヲ爲スハ当然ノ順序ナリ本條此ノ趣旨ヲ明
ニス

第百三十四條 被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘ
キコトアリヤ否ヲ問フヘシ
被告人ノ供述ハ其ノ利益ニ碍スルト其ノ不利益ニ碍スルトヲ問ハス

常ニ之ヲ裁判ノ資料ト爲スコトヲ得ハ、殊ニ被告人ノ自白カ其ノ有
 罪ヲ認ムルニ付最モ有力ナル證據ト爲ルヘキハ言ヲ供クサル所ナリ
 ト雖之ヲ証據調ノ見地ヨリ規定シ被告人ヲ以テ罪ニ取調ノ目的ニ過
 キサルモノト爲ヌハ其當ナリ被告人ハ訴訟ノ当事者ニレテ防禦ノ主
 体ナリ其ノ陳述ハ防禦權ノ行使ニ屬シ或モトシテ爲ヌヘキセシニ非
 スルハ故ニ證據ニ供スルノ目的ヲ以テ其ノ陳述ヲ強要スヘキニ非ス
 必スヤ事件ニ付辯解ヲ爲サシムルコトヲ在旨トセザルヘカラス然レ
 被告人ヲ訊問スルニ當リテハ先ツ被告事件ヲ告ケテ事件ニ付陳述ス
 ハキコトアリヤ否ヲ問ヒ之ニ防禦權行使ノ機会ヲ與ヘサルヘカラス
 第百三十五條 被告人ニ付シテハ、^原下審 切旨トシ其ノ利益ト爲ルヘキ
 事實ヲ陳述スル機会ヲ與フヘシ
 被告人ノ訊問ハ被告人ヲシテ其ノ防禦權ヲ行使セシムルヲ本旨ト爲
 スカ故ニ常ニ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スルノ機会ヲ與ヘ其ノ
 言ハントスル所ヲ盡サシメサルヘカラス而シテ訊問ノ正当ナルヲ期
 セントセハ訊問者自ラ願フ如ヘサルヘカラス即チ其ノ態度最正ナル

ト共ニ下審ナルコトヲ要シ其ノ心至公至平ナルヲ期スルト共ニ深切
 ナ旨トスルコトヲ志ルヘカラス本條被告人ニ臨ムニ當リテ下審深切
 ナ旨トスヘキコトヲ訓示スルハ教上ノ趣旨ニ外ナラス
 現行法ハ第四條ヲ以テ罪狀ヲ自白セシムル爲メ恐喝詐言ヲ用フ
 ヘカラストノ消極的規定ヲ設クルモ本案ハ前條及本條ニ於テ正面ヨ
 リ其ノ趣旨ヲ示シタルヲ以テ此ノ如キ規定ヲ存置スルノ必要ナキモ
 ノトシテ之ヲ刪除シタリ

第百三十六條 被告人ヲ訊問スルトキハ裁判所書記ヲシテ立会ハシムヘ
 シ
 裁判所及豫審判事ノ爲ヌヘキ被告人訊問ハ必ス書記ノ立会ヲ要ス現
 行法第九十二條第二項ニハ急遽ノ際書記ノ立会ヲ得ルコト能ハサル
 トキハ立会人二名アルコトヲ要ヌトアルモ本案ハ書記ノ立会ナクシ
 テ訊問スルコトノ不適當ナルヲ認メ此ノ如キ例外規定ヲ置カサルコ
 トトセリ
 第百三十七條 事實全見ノ爲必要アルトキハ被告人ト他ノ被告人又ハ證
 人トトセリ

人ト対面セシムルコトヲ得

本條ハ実質ニ於テ現行法第九十八條ト異ルコトナシ

第三十八條 被告人對ナルトキハ書面ヲ以テ面ヒ晒ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトヲ得

本條ノ趣旨現行法第九條第一項ニ同シ

第三十九條 本章ノ規定ハ被疑者ヲ訊問フル場合ニ之ヲ準用ス但シ司法警察官訊問ヲ為ス場合ニ於テハ司法警察吏ヲシテ立会ハシムヘシ

檢察官又ハ司法警察官第十九條又ハ第四十七條ニ依リ被疑者ヲ訊問スル場合ニ於テモ被疑者ノ規定ニ準據スヘキモノト為ス

本條ニ從ヘハ被疑者ヲ訊問スル場合ニ於テハ必ず書記ヲシテ之ニ立会ハシメサルヘカラス而シテ司法警察官訊問ヲ為ス場合ニハ此ノ規定ニ依ル能ハサルヲ以テ司法警察吏ヲ以テ書記ニ代フルコトトセリ

セリ

第十一章

押収及搜索

現行法ハ押収及搜索ヲ豫審ノ章ニ規定シタルモ本案ハ第九條ニ述フルト同一ノ理由ニ因リ之ヲ總則中ニ規定セリ

押収及搜索ハ物・住居又ハ身体ニ對シテ為ス一種ノ強制處分ニシテ勾引・勾留ト等シク個人ノ權利ニ直接ノ侵害ヲ及ボシ殊ニ犯罪ニ關与セサル者ノ利害ニ影響スルコト甚カラサルヲ以テ本案ハ公益ノ要求ト個人ノ保護トヲ考酌シテ適當ノ規定ヲ設ケタリ

押収ハ強制シテ為スモノアリ強制處分ニ因ラサルモノアリ差押及提出命令ニ因ルモノハ前者ニ屬シ領置ハ後者ニ屬ス

第四十條 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スルモノアルトキハ之ヲ差押フヘシ

裁判所ハ差押フヘキ物ヲ指定シ所有者・所持者又ハ保管者ニ其ノ物ノ提出ヲ命スルコトヲ得

押収ノ目的物ハ證據物及沒收スルモノナリ現行法第六條ハ申付テ證
明スルニ足ルヘキ物件ヲ差押フルコトヲ得ル旨ヲ規定スルニ止マル
ヲ以テ單ニ沒收ヲ必要トスル物ニ付テハ之ヲ差押ヘ得ヘキヤ否法文
上疑ナキ能ハス故ニ本條第一項ヲ以テ之ヲ差押ヘ得ヘキコトヲ明示
シタリ

本條第二項ニ於テハ物件提出ノ命令ヲ認メタリ現行法ニ於テ此ノ命
令ヲ爲シ得ルヤ否ハ議論ノ存スル所ナルヲ以テ條文ヲ以テ之ヲ明ニ
シ差押ヘキ物一定セルトキハ之ヲ指定シテ提出セシムルノ便法ヲ
採用シタリ物ノ所有者、所持者又ハ保管者ニシテ此ノ命令ヲ受ケル
トキハ被告人ノ外皆提出ノ義務ヲ有ス被告人ハ供述ノ義務ナキト同
シク物ヲ提出スルノ義務ヲ負フヘキモノニ非ス

第四百十一條 裁判所ハ被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發シタル郵
便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ
保管又ハ所持スルモノヲ差押ヘ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ該當セサル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務

ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノハ被告事件ニ關係ア
リト思料スルニ足ルヘキ狀況アルモノニ限り之ヲ差押ヘ又ハ提出セシ
ムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ發信人又ハ受信人
ニ通知スヘシ但シ通知ニ因リ審理ヲ妨ケル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ發信人又ハ受信人ノ手ニ在ルト
キハ該郵便物又ハ沒收物トシテ當然之ヲ差押フルコトヲ得ヘキモ通信
事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ニ於テ保管又ハ所持スルモノニ關シテ
ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ差押フルヲ得又是レ本條ヲ設ケル
所以ナリ本條ハ被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發シタルモノト
其ノ以外ノモノトヲ區別シ前者ハ常ニ通信官署其ノ他ノ占有者ヨリ
之ヲ差押ヘ又ハ之ニ對シテ提出ヲ命スルコトヲ得後者ハ被告事件ニ關
係アリト思料スルニ足ルヘキ狀況アルトキニ限り之ヲ差押ヘ又ハ其
ノ提出ヲ命スルコトヲ得ヘキモノト爲ス是レ信書ノ秘密ヲ重シクシテ可

成被告人以外ノ者ノ家ルヘキ迷惑ヲ勤カラシムルノ趣旨ニ出ツルモノナリ

本條第三項ノ規定ヲ設ケタルハ可成通信ヲ妨ケサルノ趣旨ニ出ツルモノナリ

第四百十二條 被告人其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ハ之ヲ領置スルコトヲ得

本案ハ差押ノ外領置ノ處分ヲ認メ所持者ノ存セサル遺留物並任意ニ提出シタル物ニ對シテハ差押ヲ爲サズシテ之ヲ領置シ得ルコトトセリ領置ハ強制力ヲ用ヒサル押收ナリ

第四百十三條 裁判所ハ必要アルトキハ被告人ノ身体、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ就テ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人ニ非サル者ノ身体、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ付テハ押收スヘキ物ノ存在ヲ認知スルニ足ルヘキ状況アル場合ニ限り搜索ヲ爲スコトヲ得

婦女ノ身体ノ搜索ニ付テハ成年ノ婦女ヲシテ之ニ立会ハシムヘシ但シ

急遽ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

搜索ハ身体、物又ハ場所ニ就キ之ヲ爲スコトヲ得而シテ第四百十一條ノ場合ト均シク被告人ニ對スル場合ト被告人以外ノ者ニ對スル場合トヲ區別シ前ノ場合ニハ別ニ條件ヲ定メサルモ後ノ場合ニハ押收スヘキ物ノ存在ヲ認知スルニ足ルヘキ状況アルニ非サレバ搜索ヲ爲スコトヲ得サルコトトセリ從テ現行法ノ如ク單ニ証拠物藏匿ノ疑即

チ單純ナル推測ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ許サザルナリ
婦女ノ身体ハ其ノ生糸トモイフヘキ節操ト關係ヲ有スルモノナレハ之レカ搜索ヲ爲スニ當リテハ之ニ因リ生スル無形ノ損害ヲ考慮シ特ニ慎重ノ方法ヲ以テ之ニ臨マサルヘカラヌ故ニ本案ハ急遽ヲ要スル場合ノ外必ス成年ノ婦女ノ立会ヲ要スル旨ヲ規定シタリ

第四百十四條 搜索ニ付テハ秘密ヲ保チ且搜索ヲ受ケル者ノ名譽ヲ毀損セザルコトニ注意スヘシ

搜索ヲ受ケタル者ハ犯罪ニ關係アリトノ疑ヲ受ケルコトヲ免レザルヲ以テ其ノ事實ヲ公表セララルルニ於テハ其ノ名譽及信用ヲ害スルコ

ト動シトセズ故ニ捜索ヲ為スニ当リテハ能ク其ノ秘密ヲ保テ且捜索
ヲ受クル者ノ名譽ヲ毀損セザルコトニ注意セザルヘカラズ

第四百十五條 捜索ヲ為シタル場合ニ於テ證據物又ハ没收スヘキ物ナキ
トキハ捜索ヲ受ケタル者ノ請求ニ因リ其ノ旨ノ證明書ヲ交付スヘシ

一旦捜索ヲ受ケタルトキハ假令證據物又ハ没收スヘキ物存セザリシ
場合ト雖仍犯罪ニ關係アリトノ疑ヲ受ケルノ虞アリ且押収物ノ有無
明カナラザルトキハ甚シク捜索ヲ受ケタル者ヲシテ不安ヲ感セシム
ルヲ以テ證據物並没收物ナキ場合ニ於テハ請求ニ因リ其ノ旨ノ證明
書ヲ交付スヘキモノト定ム

第四百十六條 押収又ハ捜索ニ付テハ鎖鑰又ハ封緘ノ開披其ノ他必要ナ
ル處分ヲ為スコトヲ得押収物ニ付亦同シ

押収及捜索ヲ為スニ当リテハ其ノ目的ヲ達スル爲鎖鑰・封緘ノ開披
其ノ他種々ノ處分ヲ必要トスルコトアリテ一々之ヲ列舉スルコト能
ハザルヲ以テ著明ナルモノヲ例示シ之ク必要ナル處分ヲ爲シ得ヘキ
旨ノ規定ヲ設ケタリ又押収ニ因リ裁判所ノ手ニ歸シタル物即チ押収

物ニ付テモ同様必要ノ處分ヲ要スルコトアルヘキヲ以テ末段ノ規定
ヲ設ケ其ノ義務ヲ明ニス

第四百十七條 軍事上秘密ヲ要スル場所ニ於テハ其ノ長又ハ之ニ代ルハ
キ者ノ承諾アルニ非サレハ押収又ハ捜索ヲ為スコトヲ得ス

本條ハ押収・捜索ノ場所ニ關スル重要ナル制限ナリ押収又ハ捜索ハ
軍事上秘密ヲ要スル場所ニ於テモ絶対ニ爲シ得ヘカラザルニ非ズ然
レトモ之リ爲秘密ヲ漏洩スヘカラザルヲ言フ僕タズ故ニ其ノ場所ヲ
主宰スル者ハ秘密保持ノ必要上之ヲ拒ムコトヲ得ヘキモノト爲ス

第四百十八條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物ニ付本
人又ハ当該公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタ
ルトキハ当該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ押収ヲ爲スコトヲ得ス但
シ当該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコト
ヲ得ス

國務大臣、宮内大臣、内大臣、秘密院議長、秘密院副議長、秘密顧問
官、會計検査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍

事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ保管又ハ所持スル物ニ付前項ノ申立ヲ為シタルトキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ押收ヲ為スコトヲ得ズ
 本條ハ押收ノ禁止ニ關スル規定ニシテ証拠物ハ裁判上必要ナルモ之ヲ他人ニ開示スルニ因リテ重大ナル利益ヲ害スルカ也キ場合ニ於テハ裁判上ノ必要ト其ノ害トヲ比シ輕重ヲ考數シテ之カ集取ヲ許スヘキヤ否ヲ決セザルヘカラズ本條規定スル所ハ此ノ向題ニ關スルモノナリ公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物職務上秘密ニスヘキモノニシテ之カ開示ニ因リ帝國ノ安寧ヲ害スルトキハ押收ヲ為スコトヲ得ズ現行法ニ依レハ所持者タル公務員又ハ公務員タリシ者ニ於テ拒否スヘキモノトシ其ノ承諾ニ依ラザレハ之ヲ差押フルコトヲ得ザルモノト為ス本案ハ公務員ノ屬スル監督官廳ヲシテ拒否セシムルヲ安當ト為シ所持者又ハ保管者ニハ單ニ職務上ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立ル權ヲ與フルニ止メ監督官廳ノ承諾ヲ以テ押收ノ條件ト為シタリ
 本條第二項ニ列記セル者ハ孰レモ在職中天皇ニ直屬シ之ヲ監督スル

官廳ナキヲ以テ此等ノ者ヨリ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタル場合ニ於テハ勅許ヲ受ケルコトヲ以テ押收ノ條件ト為シタリ

第四百十九條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公証人、宗教若ハ禰祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ハ業務上委託ヲ受ケタル為保管又ハ所持スル物ニシテ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付差押ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

本條ハ業務上委託ヲ受ケタル為所持スル物ニシテ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付其ノ所持者ニ差押ヲ拒ムノ權利ヲ與ヘタル規定ニシテ大體ニ於テ現行法ト趣旨ヲ同シク然レトモ現行法ノ如ク本人即チ委託者ノ意思ヲ顧ミサルハ理由ナキコトヲ以テ本案ニ於テハ委託者本人押收ヲ承諾シタルトキハ拒絕權ナキモノトセリ

第四百十條 裁判所ハ押收スヘキ物又ハ搜索スヘキ場所、身体若ハ物ヲ指定シタル命令狀ヲ發シ司法警察官ヲシテ押收又ハ搜索ヲ為サシムルコトヲ得

命令狀ニハ押収又ハ搜索ヲ為スヘキ事由ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

命令狀ハ處分ヲ受クル者ノ請求ヨルトキハ之ヲ示スヘシ

押収及搜索ノ處分ハ裁判所自ラ之ヲ行フヲ原則トス即チ裁判所ニ於テ裁判ト執行トヲ兼行フヲ普通トス然レトモ裁判ト執行ハ必スシモ分離シ得ヘカラルモノニ非ズ裁判所ハ裁判ヲ為シタル後其ノ執行ヲ他ノ機關ニ委ネ得ルモノトス即チ本案ニ於テハ便宜ヲ慮リ裁判所ニ於テ實體ヲ指定シ方式ヲ備ヘタル押収又ハ搜索ノ命令狀ヲ作り司法警察官ニ之ヲ執行ヲ命令シ得ルノ規定ヲ設ケタリ

第五十一條 司法警察官前條第一項ノ規定ニ依リ押収又ハ搜索ヲ為スニ當リ被告事件ニ當リ被告事件ニ關スル他ノ證據物ヲ發見シタルトキハ之ヲ押収スルコトヲ得

司法警察官裁判所ノ命令ニ依リ押収又ハ搜索ヲ為スニ當リ被告事件ニ關スル他ノ證據物ヲ發見シタル場合ニ之ヲ押収シ得ルニ於テハ又テ證據ノ湮滅ヲ促カスニ至ルノ虞アルヲ以テ本條ノ規定ヲ設ケタリ

第五十二條 司法警察官前二條ノ規定ニ依リ押収又ハ搜索ヲ為シタルトキハ檢事ヲ經由シテ之ニ關スル書類及押収物ヲ裁判所ニ差出スヘシ

本條ハ前二條ノ結果トシテ當然履行ヘキ手續ヲ規定シタルモノナリ

第五十三條 裁判所押収又ハ搜索ヲ為スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假ニ之ヲ押収シテ檢事ニ送付スルコトヲ得

檢事前項ノ規定ニ依リ押収シタル物ヲ留置スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ還付スヘシ

本條ニ於テハ裁判所押収、搜索ヲ為スニ由リテ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假ニ之ヲ押収シテ檢事ニ送付シ得ヘキニ由ラ定ム蓋シ偽造貨幣、偽造文書、如キ顯著ナル證據物ハ現ニ處分ヲ為ス事件ニ關係セント雖之ヲ押収セザレハ公益ヲ要求テ充スコト能ハサルヲ以テナリ

第五十四條 押収又ハ搜索人部員ヲシテ之ヲ為サレメ又ハ之ヲ為スヘキ

干地ノ豫審判事、区裁判所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル
官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ転囑スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑
託ヲ移送スルコトヲ得

受會判事又ハ受託判事ノ爲ス押收又ハ搜索ニ付テハ裁判所ノ爲ス押收
又ハ搜索ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第四十一條第三項ノ通知ハ裁判
所之ヲ爲スヘシ

本條ハ押收、搜索ハ部員ヲシテ之ヲ爲リシメ又ハ之ヲ相当官署ニ囑
託シ得ルコトヲ規定シタルモノニシテ第九十三條第九十四條ト其ノ
趣旨ヲ同シクス

第五十五條 日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ
者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル
邸宅、建造物若ハ船舶ニ入ルコトヲ得ス

猶豫スヘキヲサル場合ニ於テハ前項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セ

又此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ調査ニ記載スヘシ

日没前押收又ハ搜索ニ着手シタルトキハ日没後ト雖其ノ處方ヲ継続ス
ルコトヲ得

本條ハ押收、搜索ニ關スル時ノ制限ヲ規定スルモノニシテ其ノ原則
トスル所ハ現行法第七十八條第三項ニ同シ猶豫スヘキヲサル場合ヲ
例外トシタルハ物ノ所持者之ヲ攜帶シテ逃セムトスルカ此種危急
ノ場合ヲ慮リタルモノナリ

日出前著手シタル押收、搜索ニ日没後迄継続シ得ルコトハ既ニ尚按
國稅規則者処分法ノ規定スル所ナリ既ニ著手シタル処分ヲ中途ニ於
テ止ムルハ不便少カラズ而シテ斯ル場合ニ於テ之ヲ継続スルハ新ニ
著手ナルニ比シ被害人其ノ他ノ者ニ迷惑ヲ及ボスコト少カルヘシ故
ニ本案ハ此ノ規定ヲ採用シタリ

第五十六條 左ノ場所ニ於テ爲ス押收又ハ搜索ニ付テハ前條第一項ニ
規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

一 賭博、當籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セララルモノト認ムヘキ

場所

二 旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所但シ公開シタル時向内ニ限ル

本條ハ押収、搜索ニ関スル時ノ制限ニ對スル例外ヲ規定ス本條第二号ハ現行法第七十八條第三項但書ニ定ムルトコロト同シ第一号ハ現行刑事訴訟法中ニ之ヲ存セザルモ行政執行法ニ於テハ此ノ如キ場所ニ付時ノ制限ヲ置カザル旨ヲ規定ス本條ニ之ヲ加ヘタルハ司法處分ヲ爲スニ付テモ亦之ヲ制限外ニ置キテ相當ト認メタルニ因ルモノナリ

第五十七條 公場所又ハ軍事用ノ廳舎若ハ艦船内ニ於テ押収又ハ搜索ヲ爲ストキハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ其ノ処分ニ立会ハシムヘシ

前項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ船舶ノ内ニ於テ押収又ハ搜索ヲ爲ストキハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ヲシテ之ニ立会ハシムヘシ此等ノ者ヲシテ立会ハ

刑訴 三ノ内

シムルコト能ハザルトキハ鄰人又ハ市町村吏員ヲシテ立会ハシムヘシ

本條ハ押収、搜索ニ立会フヘキ者ヲ定ム本條第二項ハ大体现行法第一百條第二項ト其ノ趣旨ヲ同シク又現行法ニ於テハ官署、公署又ハ軍事用ノ廳舎、艦船ニ於ケル押収、搜索ニ付特ニ立会ノ規定ヲ置カザルモ本案ハ之ヲ必要ト認メ本條第一項ノ規定ヲ新設セリ

第五十八條 検事、被告人又ハ辯護人ハ押収又ハ搜索ニ立会フコトヲ得但シ拘禁セラレタル被告人ハ此ノ限ニ在ラス
押収又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ被告人ヲシテ之ニ立会ハシムルコトヲ得

拘禁セラレザル被告人ニ押収、搜索ノ処分ニ立会フノ權利ヲ與ヘタルハ現行法第九十八條ニ同シ現行法ニ於テハ陪審中辯護人ヲ選任スルコトヲ得ザルヲ以テ陪審ノ章ニハ辯護人ノ立会ヲ許ス規定ヲ存セズ而シテ公判ノ編ニハ此ノ点ニ付何等ノ規定ヲモ置カサルヲ以テ結局辯護人ハ全ク立会フノ權ヲ有セザルコトト爲ルヘシ然レトモ被告人ニ與ヘテ辯護人ニ與ヘザル人理由ナキコトナリ之ニ由テ本條ハ辯護

人ニ立会ノ權ヲルヲ明示セリ而シテ本條ノ規定ハ豫審ニモ適用セラルルモノナレハ本案ノ下ニ於テハ公判中ナルト豫審中ナルトヲ同ハス辯護人ニ於テ立会ノ權ヲ有スルモノナリ豫審ニ付テハ現行法何算ノ明文ヲ設ケサルモ其ノ立会ノ權ヲ有スルハ言テ候メズ本條ニ豫事ヲ加ヘタルハ立テ明示シテ疑ノ余地ナクシラシメタルモノナリ

第五十九條 押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ日時及場所ハ豫前條ノ規定ニ依リ其ノ処分ニ立会ヲコトフ得ヘキ者ニ通知スヘシ但シ急遽ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

押收、搜索ノ処分ヲ爲スヘキ日時、場所ヲ豫事其ノ他之ニ立会フ權利ヲ有スル者ニ通知スヘキハ当然ナリ然レトモ急遽ノ處分ヲ要スル場合ニ於テ豫事上不能ノ場合多カルヘキヲ以テ但書ヲ置キ必スシモ本則ニ依ルヲ要セサル旨ヲ規定セリ

第六十條 押收又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ司法警察官更ヲシテ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十一條 押收又ハ搜索ノ處分中ハ何人ニ限ラズ許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ禁止ニ從ハサル者ハ之ヲ退去セシメ又ハ処分終ル迄之ヲ留置スルコトヲ得

本條ノ趣旨現行法第六十一條ト異ナルコトナシ

第六十二條 押收又ハ搜索ノ処分ヲ中止スル場合ニ於テ必要アルトキハ其ノ場所ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クヘシ

本條ノ趣旨現行法第六十七條ニ同シ

第六十三條 押收ヲ爲シタル場合ニ於テ所有者、所持者若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求アリタルトキハ品目ヲ記載シタル調書又ハ目錄ノ謄本又ハ抄本ヲ交付スヘシ

本條ハ押收ヲ受ケタル者ノ請求アルトキ第五十七條第二項ニ依リ調書又ハ目録又ハ目錄ノ謄本又ハ抄本ヲ交付スヘキコトヲ定ム蓋シ

押收ヲ受ケタル者ノ權利ヲ確保セシカ爲ナリ
第百六十四條 押收物ニ付テハ喪失又ハ毀損ヲ防ク爲相當ノ処置ヲ爲ス
ヘシ

運搬又ハ保管ニ不便ナル押收物ニ付テハ看守者ヲ遣テ又ハ所有者其ノ
他ノ者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得
危險ヲ生スル虞アル押收物ハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

押收物ハ裁判所ノ占有ニ歸スルモノナルヲ以テ裁判所ハ所有者其ノ
他權利者ノ利益ヲ保護スル爲相當ノ処置ヲ爲シ其ノ滅失毀損ヲ防カ
サルヘカラス

押收物ハ必スシモ裁判所ニ持來ルコトヲ必要トスルモノニ非ズ運搬
又ハ保管ニ不便ナル物ハ所有者其ノ他ノ者ヲシテ之ヲ保管セシメ又
ハ看守者ヲ遣クコトヲ得セシム

末項ニ所謂危險ヲ生スル虞アル物トハ爆発物ノ如キ物ヲイフニテ廢
棄スルコトヲ得セシムルハ當然ナリ

第百六十五條 没收スルニ付テ得ヘキ押收物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞ヲ

ルモノ又ハ保管ニ不便ナルモノハ之ヲ賣却シテ其ノ代價ヲ保管スルコ
トヲ得

没收スルコトヲ得ヘキ物ハ國家ニ歸屬シ結局ハ公賣ニ付スルモノナ
ルヲ以テ本條ノ如ク処分スルヲ妨ケサルモ公賣ニ歸屬トシテ押收スル
物ニ付テハ此ノ如ク処分ヲ爲スコトヲ許サズ若シ公賣ニテ代價ヲ保
管スルニ付テハ全ク押收ノ意義ヲ失ヒ物々ヨリ押收セサルカ又ハ
速ニ還付スルヲ相當トスヘシ本條ノ處分ヲ没收物ニ限リタルハ此ノ
理由ニ因ル

第百六十六條 押收物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被告事件ノ終結ヲ待
タズ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ還付スヘシ
押收物ハ所有者、所持者、保管者又ハ產出人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見
ヲ聽キ決定ヲ以テ假ニ之ヲ還付スルコトヲ得

押收ハ事件ノ終ラニ至ル迄持續スルヲ善達トスルモ此ノ原則ヲ固
守スルトナラバ故ナク物ノ利用ヲ妨ケルト同時ニ官廳ニ無用ノ煩累ヲ
及ボスノ虞アルヲ以テ本條ヲ以テ還付及假還付ノ規定ヲ設ケタリ

第百六十七條 押收シタル物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被害者ニ還付スヘキ理由明白ナルトキニ限り被害事件ノ終結ヲ待タズ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ被害者ニ還付スヘシ
前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ被害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス

贓物ハ元來被害者ノ訴訟上ノ請求ヲ待テ之ニ還付スルヲ本則トスレトモ事件單純ニシテ之ヲ還付スヘキ理由明瞭ナルトキハ其ノ手續ヲ要セスシテ之ヲ還付シテ可ナリ故ニ第六十七條ニ於テハ事件ノ終結ト同時ニ此ノ処分ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定シ本條第一項ニ於テハ事件ノ終結ヲ待タズ此ノ処分ヲ爲シ得ヘキコトヲ明ニセリ
本條第一項ノ処分ハ被害者ノ權利ヲ確定フルモノニ非ズ故ニ相當ノ理由アルトキハ利害關係人ハ還付ヲ受ケタル被害者ニ對シテ其ノ取戻ヲ求メ又ハ損害賠償ノ請求ヲ爲シ得ヘキモノトフ
第百六十八條 押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ裁判所書記ヲ以テ立會ハシム

本條ハ押收、搜索ノ処分ニハ必ず書記ノ立會ヲ要スルモノトシ特ニ

明文アル場合ノ外現行法ニ於ケルカキ書記以外ノ立會人ヲ認メス
第百六十九條 豫審判事ハ押收及搜索ニ關シ裁判所ト同一ノ權ヲ有ス

押收及搜索ノ規定ハ豫審公判ニ共通スヘキモノナルカ前數條ハ各裁判所ヲ本位トシテ規定シタルヲ以テ本條ヲ以テ豫審判事ノ職權ヲ定メ豫審ニ於テモ同一ノ法則ニ從フヘキコトヲ明ニス

第百七十條 檢事ハ第六十三條第一項若クハ第六十四條第一項ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若クハ之ヲ採取リタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限リ押收若ハ搜索ヲ爲シ得
押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訴提起前ニ限リ押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得
司法警察官押收ヲ爲シタル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思科スルトキハ正ニ押收物ヲ檢事ニ送付スヘシ但シ第六十四條第三項又ハ第六十三項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ

積事又ハ司法警察官ノ現行犯其ノ他特定ノ事件ニ付被疑者ヲ逮捕シ
又ハ之ニ対シテ勾引状又ハ勾留状ヲ発スル等強制処分ヲ爲シ得ヘキ
コトハ前ニ述ヘタル所ナリ本條ハ同一ノ場合ニ於テ積事又ハ司法警
察官ノ法律ニ定メタル區別ニ従ヒ押収又ハ搜索ヲ爲シ得ヘキコト
ヲ規定ス是レ現行法第百四十四條第百四十六條第百四十七條ニ依リ
現行犯ニ対シテ爲スヘキ特別ノ處分ト其ノ趣旨ヲ同シクスルモノナ
リ

第七十一條

人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ^{船舶}内ニ現行犯
アル場合ニ於テ急遽ヲ要スルトキハ積事又ハ司法警察官ハ何時ニモ
其ノ場所ニ入り押収又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得

現行犯ヲ逮捕シ又ハ之ニ対シテ勾引状ヲ發シタル場合ニ積事、司法
警察官カ押収又ハ搜索ノ処分ヲ爲シ得ルコトハ前條ノ認ムルトコ
ナリ本條ハ現行犯アリタル場所ニ就キ押収搜索ヲ爲ス場合ニ付特別
ヲ認ムルモノナリ即チ現行犯アリシ場所又ハ住居又ハ人ノ看守スル
邸宅、建造物、艦船ナルトキト雖急遽ヲ要スルトキハ時ノ制限ナク

其ノ場所ニ立入り前記ノ處分ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定ス行政執行法
第二條ノ規定ニ比較スルモ刑事訴訟法ニ此ノ規定ヲ置クノ当然ナル
ハ言ハレ得タス

第七十二條

人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ
現行犯アル場合ニ於テ急遽ヲ要スルトキハ積事又ハ司法警察官又ハ何
時ニモ其ノ場所ニ入り犯人ヲ逮捕スル爲メ搜索ヲ爲スコトヲ得積事又
ハ司法警察官又現行犯人ヲ逮捕スル爲メ追行シタル場合ニ於テ犯人ノ
住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ逃入りタルトキ亦
同シ

人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船内ニ現行犯アル場
合ニ於テ犯人逮捕ノ爲メ搜索ニ付テモ急遽ヲ要スルトキハ時ノ
制限ナク其ノ場所ニ立入ルコトヲ許スモノトス現行犯人ヲ逮捕スル
カ如キ場合ハ極メテ急遽ヲ要シ立会人ヲ取ル暇ナキコト多キニ居
ルヲ以テナリ現行犯人ヲ逮捕スル爲メ追行シタル場合ニ於テ犯人其等
ノ場所ニ逃入りタルトキ亦同一ノ規定ニ従フハ然ラズ異ニスヘキ理

由十千ニ由ル

第七十三條 司法警察官吏何引狀又ハ何留狀ヲ執行スル場合ニ於テ必要ナルトキハ人ノ任意又ハ人ノ看守スル邸宅、運送物若ハ艦船ノ内ニ入リ捜査ヲ為スコトヲ得

現行法第七十八條ニ於テハ巡查、憲兵等ニ此ノ權限ヲ認メタルモ其ノ指揮ヲ為ス司法警察官ニ此ノ權限ヲ認メサルハ狭キニ失スルヲ以テ之ヲ補正セタリ

本條ノ場合ニ於ケル時ノ制限並立會人ニ關スル規定ノ準用ニ付キテハ次條ニ定ムル所ナリ

第七十四條 第四十條乃至第四十九條、第五十三條、第五十五條乃至第五十七條及第六十一條乃至第六十七條ノ規定ハ別段ノ規定ナル場合ヲ除クノ外、檢事又ハ司法警察官ノ為ス押收又ハ捜査ニ付テ準用ス

第四十六條、第四十七條、第五十五條乃至第五十七條及第六十一條、第六十一條ノ規定ハ別段ノ規定ナル場合ヲ除クノ外司法警察吏ノ為ス捜

索ニ付テ準用ス

第七十二條ノ規定ニ依リ發シタル勾引狀ヲ執行スル為前條ノ規定ヲ為ス場合ニ於テハ第七十七條第三項ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

檢事司法警察官ノ為ス押收及捜索ニ付テハ大體裁判所ノ為ス押收及捜索ニ同スル規定ニ依ルヘキモノトシテ本條列記ノ條文ヲ準用ス第七十五條乃至第七十七條ノ規定ニ依ルハ檢事、司法警察官ノ特別處分ハ第七十條ニ依リ當然押收、捜索ノ命令ヲ為シ得ヘキヲ以テナリ第六十條ヲ準用セリルハ檢事及司法警察官ハ其ノ職務ノ性質上當然配下ノ警察官吏ニ命ジテ補助ヲ為シムルヲ得ルヲ以テナリ第六十八條ノ準用ナキハ急造ノ處分ヲ要スル場合ニ必ス裁判所書記ノ立會ヲ必要トスルトキハ書記ノ配置少キ候事尙ニテハ不便ヲ感スルコトヲ少カラズ又司法警察官ニハ此ノ機関ナク當然此ノ規定ニ依ルコトヲ得サルヲ以テナリ

司法警察吏ノ為ス捜索ハ被告人逮捕ノ為ニシテ為スモノナレハ此ノ

場合ニ付必要ナル規定ノミヲ準用セリ
第三項ハ前二項ノ準用法令中第五十七條第二項ヲ除外スヘキ特別
ノ場合ヲ定メタルモノニシテ何レモ急遽ノ處分ヲ必要トスルニ由ル
モノナリ

第十二章 檢證

現行法ハ檢證ノ規定ヲ豫審ノ章ニ置キタルニ本法案ハ第九章ニ述フルト同
一ノ理由ニ因リ改メテ之ヲ總則中ニ置ケコトトセリ

現行法ハ檢證ト捜索及物件差押トヲ同一ノ章ニ規定シタルモ檢證物ヲ實
驗スル證據調ニシテ證據物ヲ発見シ又ハ之ヲ保全スル強制處分ト其ノ性
質ヲ異ニスルカ故ニ本案ニ於テハ之ヲ各別ニ規定スルコトトセリ

第七十五條 裁判所ハ事實発見ノ時必要アルトキハ檢證ヲ為スヘシ

現行法第七十二條ハ犯所又ハ其ノ他ノ場所ニ臨ミテ為ス旨ヲ規定スル
モ檢證ハ本ト檢證物ヲ實驗スル證據調ニシテ裁判所ノ内外ヲ同ハス
之ヲ行フイキモノナルヲ以テ之ヲ本條ノ如ク改メタリ

第七十六條 檢證ニ付テハ身体ノ檢查死体ノ解剖・墳墓ノ發掘・物ノ
毀壞其ノ他必要ナル處分ヲ為スコトヲ得

被告ハニ非カル者ノ身体ノ檢查ハ一定ノ證據ノ存否ヲ確認スルニ必要

ナル場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得
婦女子ノ身体ヲ検査スル場合ニ於テハ醫師又ハ成年ノ婦女ヲレテ之ニ立
会ハシムヘシ

死体ヲ解剖シ又ハ墳墓ヲ發掘スル場合ニ於テハ禮憲ヲ失ハサルコトニ
注意シ遺族アルトキハ之ニ通知スヘシ

檢證ヲ為スコトハ種々ノ處分ヲ為スコトヲ要シ法律ヲ以テ之ヲ制限ス
ルコトヲ得ス故ニ本條第一項ニ於テ其ノ重要ナルモノヲ例示シ度々
其ノ他必要ナル處分ヲ為シ得ル者ヲ規定セリ

身体ニ對スル檢證ハ身体ノ不可侵權ニ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ
被檢人以外ノ者ノ身体ノ檢證ニハ一定ノ條件ヲ附シ一定ノ證據ノ存
在ヲ確認スルニ必要ナル場合ニ限リ之ヲ為シ得ヘキモノトセリ

本條第一項ニ於テハ婦女ノ身体検査ニ付テ百四十六條第三項ト同一
趣旨ニ依リ醫師又ハ成年ノ婦女ノ立会ヲ要スルコトト為レタリ
死体又ハ墳墓ノ保全ニ付テハ刑法ヲ以テ其ノ侵犯ニ對スル罰則ヲ定
メ之ヲ保護スルコトニ留意セリ刑罰訴訟手續上檢證ヲ為スコトハ死体

ヲ解剖シ墳墓ヲ發掘スルカ如クハ必要止ムヲ得スト雖之ヲ為スニ
當リテハ禮憲ヲ失ハサルコトニ注意シ我國有ノ良俗ニ背反セザルコ
トヲ念トスヘキハ當然ナリ殊ニ遺族在ルトキハ之ニ通知シタル上之
ヲ為スコト穩當トス故ニ新々ニ本條第四項ノ規定ヲ設ケテ其ノ義ヲ明
ニス

第百七十七條 日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘ
キ者ノ承諾アルニ非サレハ檢證ノ為メノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、
建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス但シ日出後ニ於テハ檢證ノ目的ヲ達
スルコト能ハサル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
日没前檢證ニ着手シタルトキハ日没後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ
得

百五十六條ニ規定スル場所ニ付テハ第一項ニ規定スル制限ニ依ルコ
トヲ要セス
本條ハ檢證ニ關スル時ノ制限ヲ規定シタルモノニレテ其ノ原則トス
ル所ハ押收、捜索ノ場合ト異ナルコトナレ唯本條ニ於テハ日出後ニ

至レハ檢證ノ目的ヲ達スル能ハサル場合ヲ例外トシテ規定セタル日
出後ニ至レハ檢證スルキ状態ニ變動ヲ生スルカ如キ場合又ハ特ニ夜
間檢證スルニ非ナレハ必要ノ事項ヲ発見スル能ハサル場合マルヲ以
テナリ

第百七十八條 第百四十七條、第百五十四條、第百五十七條乃至第百六
十二條及第百六十八條ノ規定ハ檢證ニ付テハ準用ス

檢證ニ付テモ押收、押送ニ関スル規定ヲ準用シ左ノ規定ニ從ハレハ
(一) 軍事上ノ秘密ヲ害スル者ニ於ケル檢證ニ付テハ其ノ長又ハ之ニ代
ルハキ者ノ承諾ヲ得ルヲ要ス

(二) 檢證ハ部長ノ命ニ依リテ之ヲ爲サレメ又ハ相違憲憲ニ囑託スルコトヲ
得

(三) 艦醫、公醫又ハ軍務用ノ醫舎若ハ艦船内ニ在リテハ其ノ長又ハ之
ニ代ルハキ者ニ通知シテ之ニ立会ハシムルコトヲ要ス

(四) 檢事、不勾留ノ被告人及辯護人ニ立会ノ權ヲ認メ急遽ヲ要スル場
合ノ外檢證ノ日時及場所ヲ立會權アル者ニ諒メ通知スルヲ要ス

(五) 必要アルトキハ司法警察官吏ヲシテ補助ヲ爲サシムルコトヲ得
(六) 檢證ノ場所ニ他人ノ出入ヲ禁シ之ニ從ハサル者ハ之ヲ退去セシメ
又ハ處分中ニ之ヲ留置スルコトヲ得

(七) 處分中止ノ際ハ其ノ場所ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クヘキモノトス
(八) 檢證ノ處分ニハ裁判所書記ヲシテ立会ハシムルコトヲ要ス

第百七十九條 豫審判事ハ檢證ニ關シ裁判所ト同一ノ權ヲ有ス
本條ハ第百六十九條ト同一ノ趣旨ニ依ルモノナリ

第百八十條 檢事ハ第百二十三條ノ一項各節ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕
シ若ハ之ヲ受取リタル場合ニ於テ急遽ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限
リ檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スル
コトヲ得

司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訴提起前ニ限リ檢證ヲ爲シ又ハ之
ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルトコトヲ得

第百八十一條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建築物若ハ艦船ノ内ニ
現行犯アル場合ニ於テ急遽ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官ハ何時

ニテモ其ノ場所ニ入り檢證ヲナスコトヲ得

檢事及司法警察官ノ現行犯其ノ他特定ノ事件ニ付檢證ヲ為シ得ヘキコトヲ定メタルモノニシテ其ノ範圍並條件ハ大体押収及搜索ニ付規定スルトコロ異ナルコトナレ

第百八十二條 變死者又ハ變死ノ疑アル死体アルトキハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢事檢視ヲナスヘシ

前項ノ處分ニ因リ犯罪アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ引續キ檢證ヲ為スコトヲ得

檢事ハ司法警察官ヲシテ前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ為サシムルコトヲ得

變死ハ犯罪ニ起因スル場合勸カラズ從テ變死者又ハ變死ノ疑アル死体アルトキハ所 在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢事ヲシテ其ノ檢視ヲ為スノ職責ヲ有セシム

本條中一項ノ處分ヲ為シタル結果犯罪アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ普通ノ手續ニ從ヒ起訴シタル上豫審判事スハ裁判所ノ檢證ヲ求

ムルトキハ遲延ノ為其ノ目的ヲ達シ得サル場合多カルヘシ故ニ此ノ場合ニテハ檢事自ラ引續キ檢證ヲ為シ得ルモノトス

檢事自ラ檢視又ハ檢證ヲ為スハ實際ノ便宜ニ適セサルコトアリ故ニ司法警察官ヲシテ之ヲ為サシムルコトヲ得ルモノト為ス

第百八十三條 第百四十七條、第百五十七條、第百六十一條、第百六十二條、第百七十六條及第百七十七條ノ規定ハ檢事又ハ司法警察官ノ為ス檢證ニ付之ヲ準用ス

檢事及司法警察官ノ檢證ハ大体裁判所ノ為スヘキ檢證ト同一ノ規定ニ從ハシム本條準用スヘキ規定ヲ列記シ其ノ趣旨ヲ明ニス

第十三章 證人訊問

證人訊問ハ重要ナル證據調タルト同時ニ個人ノ利害ニ影響マル所鮮カラサルヲ以テ本案ハ公益ノ要求ト私人ノ利益トヲ顧慮シ現行法ノ不備ヲ補正スルニ付遺漏ナキヲ期シタリ而シテ現行法ハ之ヲ豫備ノ章ニ規定シタルモ本案ハ亦九章ニ示ス所ト同一ノ趣旨ニ依リ改メテ之ヲ總則中ニ規定シタリ

第百八十四條 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外何人ト雖證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

我裁判權ニ服従スル者ハ其身分、国籍、如何ヲ問ハズ證人トシテ裁判所ノ訊問ヲ受ケルノ義務ヲ負擔スルヲ原則トス本案ハ本章ノ冒頭ニ於テ此ノ原則ヲ明シタリ

第百八十五條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ知得タル事實ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ関スルモノナルコトヲ申立テタルトキ

ハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス但當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者前項ノ申立ヲ爲シタルトキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス

本條乃至百八十八條ハ證言ノ義務ヲ免除スル場合ヲ規定ス本條ハ職務上ノ秘密ニ關スルコトヲ申立タル事項ニ付勅許ヲ受ケ又ハ監督官廳ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ訊問スルコトヲ許ササルコトヲ規定スルモノニシテ押收、搜索ニ付百四十八條ニ規定スル所ト其趣旨ヲ同シクス

第百八十六條 左ニ掲ケル者ハ證言ヲ拒ムコトヲ得
一 被告人ノ配偶者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ被告人ト此等ノ親族關係アリタル者

二 被告人、後見人、後見監督人又は保佐人
 三 被告人ヲ後見人、後見監督人又は保佐人ト為ス者
 共同被告人ノ一人又ハ數人ニ對シテ前項ノ關係アル者ト雖他ノ共同被告人ノミニ關スル事項ニ付テハ證言ヲ拒ムコトヲ得ス
 被告人ト各別列擧シ如キ關係アル者ニ證言拒絶ノ權利ヲ認メタルハ情誼ヲ重シスルニ因ル蓋シ本條ニ列記スル者ハ情誼上被告事件ニ關シテ供述スルコトヲ得ルモノナリ然ルニ強テ供述ヲサレムルハ人情ニ反スルヲ以テ證言ノ義務ヲ免除スルヲ相當ト認ム
 共同被告人ノ一人又ハ數人ニ對シテ親族其ノ他ノ關係アリト雖他ノ共同被告人ノミニ關スル事項ニ付テハ證言ヲ拒ムヘキ理由ナキヲ以テオニ項ノ規定ヲ設ケタリ
 第百八十七條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者業務上委託ヲ受ケタル者知得タル事實ニ對シテ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付證言ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

本條ニ於テ業務上秘密ヲ守ルヘキ事項ニ付證言拒絶ノ權利ヲ認メタルハ現行法律百二十五條ニ項ト其ノ趣旨ヲ同シク又唯現行法律ニ於テハ醫師其ノ他本條ニ列記シタル者力證言ヲ為スト否トハ其ノ者ノ意思ニ依リ決スヘキモノトセルモ本案ハ之ヲ改メ押收ニ關スル場合ト同シク秘密ニ付利益ヲ有スル本人ノ承諾トハトキハ證言ヲ拒絶スルコトヲ得サルモノトセリ
 第百八十八條 證言ヲ為スニ因リ自己又ハ自己ト第百八十六條第一項ニ規定スル關係アル者刑事訴訟ヲ受ケル虞アルトキハ證言ヲ拒ムコトヲ得
 現ニ供述ヲ為スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アリトシテ起訴セラレ未タ確定判決ヲ經サルトキ亦前項ニ同シ
 法律ヲ以テ自己又ハ自己ト第百八十六條ノ關係アル者ノ犯罪ヲ供述スルノ義務ヲ負ハシムルハ人情ヲ無視シ事理ニ反ス犯罪ヲ供述セシメサルモ犯罪ヲ推定セラルルノ虞アル事項ヲ供述セシムルモ亦同シ
 本條ヲ以テ證言拒絶ノ權利ヲ認メタルハ此ノ理由ニ基クモノナリ

第百八十九條 證言ヲ拒ム者ハ之ヲ拒ム事由ヲ説明スヘシ但シ前條ノ場
合ニ於テハ其ノ事由ノ詳細ナキ旨ノ宣誓ヲ以テ説明ニ代フルコトヲ得
證言ヲ拒ム者之ヲ拒ム事由ヲ説明スルコト能ハサルトキ又ハ宣誓ヲ為サ
サルトキハ決定ヲ以テ其ノ申立ヲ却下スヘシ

證言ヲ拒ム者ヲ以テ之ヲ拒ム事由ヲ説明セシムルコトハ現行法亦百
二十五條亦ニ項ニ同レ但チ但チ八十八條ノ場合ニ於テハ實際上説明ヲ
為スコトノ困難ナル場合多クハキヲ以テ宣誓ヲ以テ説明ニ代フル
コトヲ許シタリ證言ヲ拒ム者説明ヲ為ス能ハサルカ又ハ前記ノ宣誓
ヲ為ササルトキハ決定ヲ以テ拒絶ノ申立ヲ却下スヘキモノトス

第百九十條 召喚ヲ受ケタル證人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ
複事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ五十圓以下ノ過料ニ處シ且出頭セサルニ
因リ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得此決定ニ對シテハ即時抗告
ヲ為スコトヲ得

本條ハ現行法亦百十八條亦一項ト其ノ趣旨ヲ同レクス異ナル所ハ現
行法ノ如ク秩序罰ノ性質ヲ有スル制裁ニ罰金ノ名ヲ付スルノ適當ナ

ナラサルヲ廢リ之ヲ過料ニ改メタリ

第百九十一條 召喚ニ應セサル證人ニ對シテハ更ニ之ヲ召喚シ又ハ之ヲ
勾引スルコトヲ得

本條ハ現行法亦百十八條亦二項ト其ノ趣旨ヲ同レクス

第百九十二條 亦八十四條及亦九十九條ノ規定ハ證人ノ召喚ニ付テハ準
甲ス

證人ノ召喚ハ召喚狀ヲ送達シテ為ヌヲ本則ト為スヘキコト被告人ノ
召喚ト異ナルコトナク又被告人ノ召喚ト同シク簡易ノ亦法ニ依ルコ
トヲ得シムルヲ便トスルカ故ニ被告人ノ召喚ニ關スル亦八十四條及

第百九十三條 第百八十八條、第百條乃至第百五條及第百九條ノ規定ハ證
人ノ勾引ニ付テハ準用ス

證人ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ之ヲ為スヘキモノニシテ勾引狀ノ執行
亦法ハ被告人ノ勾引ト異ナルコトナシ本條被告人ノ勾引ニ關スル亦
條ヲ準用シテ其ノ義ヲ明ニス

第百九十四條 證人ノ召喚狀又ハ勾引狀ニハ其ノ氏名及住居、被告人ノ氏名並被告事件ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ
 召喚狀ニハ出頭スヘキ年月日時及場所並出頭セサルトキハ過料ニ處シ且勾引狀ヲ發スルコトアルハキ旨ヲ記載スヘシ
 召喚狀ノ送達ト出頭トノ間ニハ少クとも二十四時間ノ猶豫ヲ存スヘシ但シ急遽ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

本條第一項及第二項ハ召喚狀及勾引狀ノ形式ヲ定メタルモノニシテ其ノ一項ニ於テ證人ノ召喚狀及勾引狀ニ氏名、住居ノ記載ヲ要スルモノトシタルハ當然ノコトニシテ説明ノ要ナリ被告人ノ氏名及被告事件ヲ記載セシムルコトトシタルハ證人ヲシテ如何ナル事件ニ付訊問ヲ受クヘキヤヲ知ラシムルヲ適當ト認メタルニ因ル第二項ハ現行法第百十條亦二項ト其ノ趣旨ヲ同レク本條第一項ハ現行法第百十條第二項ト同趣旨ニシテ異ナル處ハ但書ニ於テ急遽ヲ要スル場合ヲ除外シ實際ノ必要ニ應セシメタルノ真ニ在リ

第百九十五條 證人ニ對シテハ先ツ其ノ入達ヲキカ否及第百八十六條第一項ニ規定スル關係アル者ナリヤ否ヲ取調フヘシ

一項ニ規定スル關係アル者ナリヤ否ヲ取調フヘシ
 第百八十六條第一項ニ規定スル關係アル者ニハ證言ヲ拒ムコトヲ得ル旨ヲ告グヘシ

本條第一項ハ現行法第百二十一條ト其ノ趣旨ヲ同シク現行法ニ於テ氏名、年齢等ヲ問フヘキ旨規定シタルハ人違ナキヤ否ヲ取調フルヲ目的トスルモノニシテ本案ト趣旨ヲ異ニスルモノニ非ス被告人ト親族其ノ他第百八十六條第一項ニ規定レタル關係ヲ有スル者ハ證言ヲ拒ム權利ヲ有ス然ルニ此等ノ若此ノ權利アルコトヲ知ラサル為之ヲ行使セサル場合ナキヲ保スル能ハス故ニ本條第二項ニ於テ此等ノ若シ證言拒絶ノ權アル旨ヲ告知スヘキモノト爲シタリ

第百九十六條 證人ニハ宣誓ヲ爲サシムヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 別段ノ規定アル場合ノ外證人ヲシテ宣誓ヲ爲サシムルコトハ現行法ト異ナルコトナレ
 第百九十七條 宣誓ハ訊問前之ヲ爲サシムヘシ但シ宣誓ヲ爲サシムヘキ

キ者ナリヤ否ニ付疑アルトキハ訊問後之ヲ為サシムルコトヲ得
宣誓ハ訊問前之ヲ為サシムルヲ本則ト為スモ訊問ヲ為シタル後ニ非
サレハ宣誓ヲ為サシムヘキヤ否ヤ疑ハレキ場合アルヲ以テ新ニ後段
ノ規定ヲ設ケタリ

第百九十八條 宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ為スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ従ヒ眞実ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セ
サルコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ但シ訊問後宣誓ヲ為ス場合ニ於テハ良
心ニ従ヒ眞実ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セザリレコトヲ
誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ證人ヲレテ之ニ署名捺印セシムヘシ
本條第一項及第二項ハ現行法第百二十ニ條ト同趣旨ニシテ訊問後宣
誓ヲ為ス場合ヲ附加シタルニ過キス現行法ハ裁判所書記宣誓書ヲ讀
ミ聞ク旨規定スルモ宣誓ノ形式ハ極メテ嚴肅ナルコトヲ要スルヲ
以テ本條第二項ニ於テハ裁判長自ら起立シテ之ヲ朗讀スルコトニ改
メタリ此ノ場合ニ於テ被告人ハ勿論檢事、辯護人其ノ地法廷ニ在ル

者悉ク起立スヘキコトハ明文ヲ俟タズシテ当然行ハルヘキコトナ

第百九十九條 宣誓ヲ為サシムヘキ證人ニハ宣誓前得證ノ罰ヲ告クヘシ

宣誓前得證ノ罰ヲ諭告コトハ從來慣行セラルル所ナルモ明文ヲ置クヲ
相當ト認メ本條ノ規定ヲ設ケタリ

第二百條 證人ノ宣誓ハ各別ニ之ヲ為サシムヘシ

宣誓ノ重要ナル手續タルコトヲ認メ極メテ嚴肅ニ之ヲ行フヘキモノ
ト為レタル結果同時ニ為サシムルコトヲ不當ト認メ必ス各別ニ為サ
シムヘキモノト定ム

第二百一條 證人左ノ各條一ニ該當スルトキハ宣誓ヲ為サシムヘシ

之ヲ訊問スヘシ

一 十六才未満ノ者

二 宣誓ノ本旨ヲ解スルコト能ハサル者

三 現ニ供述ヲ為スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アル者又ハ嫌疑アリ

ル者

四 第百八十六條第一項、規定スル關係アル者ニシテ證言ヲ拒マサル

五 第百八十八條ノ場合、於テ證言ヲ拒マサル者

六 被告人ノ雇人又ハ同居人

前項第三號ノ規定ノ適用ニ付テハ犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅罪、偽證ノ罪、虚偽ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ榮スル罪、犯人ハ其ノ本犯ト共犯ト

看做ス

第一項ニ掲クル者宣誓ヲ為シタルトキト雖其ノ供述ハ證言タルノ效力

ヲ付ケラルルコトナシ

本條ハ宣誓ヲ為サシメスレテ訊問スヘキ場合ヲ規定ス證言ニ信ヲ措ク能ハサル場合ニ宣誓ヲ為サシメサルコト近來ノ立法ノ傾向ナレトモ之ヲ概括的ニ規定スルトキハ法ノ運用上支障尠カラサルヲ以テ本案ハ現行法ト同シク其ノ主要ナル場合ヲ列舉シテ規定スルニ止メタリ而シテ現行法ニ於テハ本條ニ列舉シタル者ノ外公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止セラレタル者、重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ當ルヘキ輕罪事

件ニ付公判ニ付セラレタル者並供述ヲ為スヘキ事件ニ付曾テ訴ヲ受ケ證憑不十分ノ爲免訴ト爲リタル者並民事原告人及之ト特種ノ關係アル者ノ證人ト爲ルコトヲ許サスレテ事實參考ノ爲宣誓セシメスレテ之ヲ訊問スルヲ得ル旨ヲ規定スレトモ本案ニ於テハ此等ノ者ノ宣誓義務ヲ免除スヘキ理由ヲ認めサリナリ

本條第二項ニ列舉シタル罪、犯人ハ其ノ本犯ノ被告事件ニ付爲ス證言ハ信ヲ措キ點ニ於テ其ノ本犯ノ共犯ノ爲ス證言ト異ナルコトナレ故ニ第一項ノ規定アリ

本條第一項ニ列舉シタル者ノ供述ハ決シテ證言タルノ效力ヲ有セサルニ非ス而シテ偶々此等ノ者カ宣誓ヲ爲シテ供述シタルトキハ違法タルコトヲ免レサルモ之ヲ無効ニ歸セシムヘキ理由尠モ存セス即チ本條第三項ヲ以テ此ノ趣旨ヲ明ニス

第二項ニ列 證人ノ供述證人告ハ之トカ百八十六條第一項ニ規定スル關係アル者ノ恥辱ニ歸シ又ハ其ノ財産上ニ重大ナル損害ヲ生ズル虞アルトキハ宣誓ヲ爲サシメスレテ之ヲ訊問スルコトヲ得

本條ハ裁判所ノ裁量ニ依リ宣誓ヲ爲サシメスレテ訊問スルヲ得ヘキ
場合ヲ規定シタルモノナリ即チ證人ノ供述力證人又ハ其ノ親族其ノ
他ノ者ノ恥辱ニ歸シ又ハ其ノ財産ニ重大ナル損害ヲ生スル虞アリ
合ニ於テハ其ノ迅速ニ爲ラザルニ由リテ訊問スルヲ得ヘキモノト爲ス
宣誓ヲ爲サシメスレテ之ヲ訊問スルヲ得ヘキモノト爲ス

第ニ百三條

證人ハ各別ニ之ヲ訊問スヘシ

後ニ訊問スヘキ證人任延スルトキハ退廷ヲ命スヘシ

本條第一項ハ現行法中百二十七條ノ本文ト趣旨ヲ同シクス

本條中二項ノ規定ハ第一項ヨリ生スル當然ノ結果ナリ

第ニ百四條

事實ヲ見ノ爲ニ必要アルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人
ト對面セシムルコトヲ得

本條ハ現行法中百二十七條但書ト趣旨ヲ同シクス

第ニ百五條

證人ニハ訊問事項ニ付連絡シタル供述ヲ爲サシムヘシ

必要アル場合ニ於テハ證人ノ供述ヲ明白ナランノ又ハ其ノ眞否ヲ判斷
スル爲ニ適当ナル訊問ヲ爲スヘシ

第ニ百六條

證人ニハ其實驗シタル事實ニ因リ推測シタル事項ヲ供述セ

本條ハ證人訊問ニ關スル訓示的規定ナリ證人ノ訊問ハ眞情ヲ得ルニ
最モ適當ナル方法ニ依ルヘク訊問スヘキ人ノ熟練ニ待ツコト多キカ
故ニ法律ヲ以テ之ヲ制限スヘキ謂ハレナシ然レトモ訊問事項ヲ定メ
テ斷片的ニ問ヲ發シ之ニ對シテ斷片的ニ答ヲ求メ爲ニ證人ノ供述前
後ノ連絡ヲ缺キ之ヲ庫ク者又ハ其ノ調書ヲ讀ム者ヲレテ眞情ヲ判斷
スルニ由リカラシムルカ如キ又押問答ノ爲ニ證人ヲレテ支離滅裂ノ供
述ヲ爲シシメ人ヲレテ了解ニ苦マシムルカ如キハ最モ拙劣ナル取調
ナリ故ニ本條第一項ヲ以テ連絡シタル供述ヲ爲サシムヘキコトヲ示
シ此ノ如キ弊ニ陥ルコトナカラシムトシタルモノナリ
本條第一項ノ規定ハ殆ト言フ要セサル如クナルモ證人ノ陳述曖昧ナ
ル天支ヲ確ムルコトヲ爲サス又其ノ眞偽ニ付疑アルモノ之ヲ判別スル
コトヲ努メサルカ如キハ非常ナル怠慢ナルニ拘ラス時トシテ經驗ニ
乏シキ審判官ノ陷リ易キ弊ナルヲ以テ特ニ此規定ヲ示シ過誤ナカラ
シムルコトヲ期シタリ

シタルコトヲ得
前項ノ供述ハ鑑定ニ屬スル故ヲ以テ證言タルニ効力ヲ有セザルコト
ナシ

證言ハ訴訟外ノ實驗ニ基キ過去ノ事實ヲ供述スルコトヲ本質トスル
モノナリ本案ニ於テモ亦之ヲ認メサルニ非ス然ルニ實際ニ於テ證人
ハ實驗シタル事實ヨリ推測シタル事項ヲ供述スルコトアリ而シテ其
ノ推測ハ普通ノ知識ヲ以テ爲シ得ルモノアリ特別ノ智能ヲ以テス
ルニ非サハハ爲シ得ヘカラサルモノリ特別ノ智能ヲ以テ推測シ
タル事項ノ供述ハ嚴格ノ意味ニ於テハ證言ニ非スレテ寧ロ鑑定ノ性
質ヲ有ス而シテ多クノ場合ニ於テハ此ノ點ニ付疑ヲ生スルコトナカ
ルハレト雖時トシテハ實驗ト推測トノ間ニ明確ナル分界ヲナス
能ハサルコトアリ又普通ノ知識ニ依ル推測ト特別ノ智能ニ依ル判斷
ト分別スルコト極メテ困難ナル場合アリ故ニ推測ニ屬スルコトヲ理
由トシテ別ニ鑑定人ノ宣誓ヲ要スルモノト爲スハ甚ク不便ナルノミ
ナラス屢々宣誓ノ効力ニ付疑ヲ生スルノ虞ナリ之ニ由テ推測ニ亦之

ヲ證言ノ一部ト爲做スヲ至當ト認メ又ハ其ノ性質鑑定ニ屬スルノ故
ヲ以テ證言タルノ効力ヲ失ハシメサルモノトシ本條ノ規定ヲ設ケテ

事ニ百七條 第八十五條、百三十六條及百三十八條ノ規定ハ證人ノ
訊問ニ付之ヲ準用ス

證人ハ被告ト同レク出頭シタルトキハ速ニ之ヲ訊問スヘク證人裁
判所構内ニ在ルトキハ召喚セサル場合ト雖之ヲ訊問スルコトヲ得
ヘク其ノ訊問ニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トシ聾者、啞者ノ訊問ニ
書面ヲ用フルコトヲ得ヘレ

本條被告人ノ召喚被被告人ノ訊問ニ關スル法條ヲ準用シテ其ノ義ヲ
明ニス

事ニ百八條 證人ハ必要アル場合ニ於テハ裁判所外ニ之ヲ召喚シ又ハ其
ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得
證人ノ出頭スヘキ場所ハ多クノ場合ニ於テハ裁判所ナリ然レトモ犯所
其ノ他ノ場所ニ於テ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ所在ニ付之ヲ訊問スル必

要アル場合勸カラス現行法ニ於テモ第百十條中五條中百二十一
 條等ニ同趣旨ノ規定アリ本案ハ之ヲ一括シテ本條ニ規定ス
 第百九條 親任官又ハ親任官ノ待遇ヲ受ケル者ハ其ノ現在地ヲ管轄ス
 ル裁判所ニ於テ之ヲ訊問スヘシ
 帝國議會ノ議員議會ノ開會中開會地ニ滞在スルトキハ其ノ滞在地ヲ管
 轄スル裁判所ニ於テ之ヲ訊問スヘシ

本條ノ趣旨現行法中百三十一條ニ同シ現行法ノ如ク皇族證人ナル場合
 ノ規定ヲ設ケサレハ皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規定ハ皇室典
 範ノ示ス所ニ從ヒ特別ノ法規ニハモト爲シタルニ因ル

第百十條 證人正當ノ事由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタルトキハ檢
 事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ百四以下ノ過料ニ處ス第百八十九條中一項
 但書ノ場合ニ於テ虛偽ノ宣誓ヲ爲シタルトキ亦同シ
 前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

本條ノ趣旨現行法中百二十六條ニ同シ罰金ヲ過料ニ改メタルハ百
 九十條ニ付說明シタル所ニ同シ虛偽ノ宣誓ヲ爲シタル場合ヲ如ヘク

ルハ宣誓ヲ以テ證言ヲ拒ム事由ノ説明ニ代フルコトヲ得ルノ制ヲ設ケタ
 ルヲ以テナリ

第百十一條 裁判所ハ必要アルトキハ決定ヲ以テ指定ノ場所ニ證人ノ
 同行ヲ命スルコトヲ得證人正當ノ事由ナクシテ同行ヲ肯セザルトキハ
 之ヲ拘引スルコトヲ得

本條ノ趣旨現行法中百二十八條ニ同シ

第百十二條 裁判所外ニ於テ證人ヲ訊問スヘキトキハ部員ヲシテ之ヲ
 爲サシメ又ハ證人ノ現在地ノ檢察判事ニ裁判所判事若ハ法令ニ依リ特
 別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得
 受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セザルトキハ受託ノ權限アル官署ニ
 送スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ證人ノ訊問ニ關シ裁判所又ハ裁判長ニ屬スル
 處分ヲ爲スコトヲ得但シ第百九十條及第百十條ノ決定ハ裁判所亦之
 ヲ爲スコトヲ得

本條中一項ハ現行法百九十一條ヲ修正シタルモノナリ現行法ハ證人正當ノ事 試ニ因リ出頭スル能ハサルコトヲ疏明シタル場合ニ其ノ所在ニ就テ訊問セシムル旨ヲ規定スルモ狭キニ失スルヲ以テ裁判所外ニ於テ訊問スヘキトキト改メタリ
本條中ニ項及中ニ項ノ規定ハ百五十四條中ニ項中ニ項ト其ノ趣旨異ナルコトナシ

第百十三條 豫審判事ハ證人ノ訊問ニ與レ裁判所又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

證人訊問モ亦裁判所ヲ本位トシテ規定シタルヲ以テ本條ニ依リ豫審判事ノ權限ヲ定メ豫審ニ於テモ前數條ノ規定ニ從フヘキコトヲ示ス
第百十四條 檢事ハ百二十三條中一項各節ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限リ百八十四條乃至百一十一條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得
司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訴提起前ニ限リ百八十四條乃至

第百十一條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得
本條ハ檢事及司法警察官ノ身マ證人訊問ニ與ル規定ナリ本條ニ規定スル場合ニ於テ檢事及司法警察官カ押收・搜索並檢證ヲ爲シ得ヘキコトハ既ニ述ヘタル所ナリ同一ノ場合ニ於テ檢事及司法警察官ヲ以テ證人ヲ訊問スルコトヲ得セシメタルハ之ト同一ノ理由ニ基クモノナリ

第百十五條 檢事證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ宣誓ヲ爲サレメサルコトヲ得
司法警察官ハ宣誓ヲ爲サレムルコトヲ得ス

檢事證人ヲ訊問スル場合ニ於テモ供述ノ正確ヲ期スル爲之ニ宣誓ヲ命スルノ權ヲ與フルハ當然ナリ唯檢事ノ訊問シタル證人ハ後ニ裁判所又ハ豫審判事ニ於テ更ニ訊問スヘキ場合多クハ之ヲ以テ心スルニモ宣誓ヲ命スルニ及ハサルモノトシ之ヲ命スルト否トハ當該檢事ノ裁量ニ一任ス

司法警察ニ宣誓ヲ命ザレムルノ權ヲ與フルハ從來ノ觀念ニ反シ其ノ地位ニ頓テ權當ナラサルヲ以テオノ項ノ規定ヲ設ケタリ

第百十六條 司法警察官證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ司法警察吏ヲシテ立会ハレムヘシ

本案證人訊問ニリ必ス裁判所書記ノ立会ヲ要スルコトヲ爲シ其ノ現定ハ第百十四條ニ依リ檢事訊問ヲ爲ス場合ニ準用スヘキモノナリ
司法警察吏ノ立会ヲ必要トスルハ第百十九條ト同一ノ趣旨ニ出ツ
第百十七條 オニ百十四條ノ規定ニ依リ證人ヲ過料ニ處シ又ハ之ニ賠償ヲ命スヘキトキハ證人ノ現在地ヲ管轄スル區裁判所ニ其ノ處分ヲ請求スヘシ

證人ヲ過料ニ處スルノ規定ハ檢事及司法警察官ノ訊問スル場合ニ準用スヘキモノナルモ檢事又ハ司法警察官ハ自ラ裁判ヲ爲スコトヲ得サルヲ以テ本條ニ於テ其ノ請求ニ依リ裁判ヲ爲スヘキ裁判所ヲ定メタリ

第百十八條 證人ハ旅費、日當及止宿料ヲ請求スルコトヲ得但シ正當

ノ事由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタル者ハ此ノ限ニ在ラス
本條ハ證人ヲシテ旅費、日當、止宿料ヲ請求スルコトヲ得セシム唯正當ノ事由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタル者ハ證言ノ義務ヲ盡ササルモノナルヲ以テ之ヲ除外シタリ

第十四章 鑑定

現行法ハ鑑定ニ關スル規定ヲ豫審ノ章ニ置キタルモ第九章ニ述フルト同一ノ理由ニ依リ之ヲ總則中ニ規定シタリ

第百十九條 裁判所ハ學識經驗アル者ニ鑑定ヲ命マルコトヲ得
本條ノ趣旨現行法第百三十五條第一項ニ同シ現行法ニハ犯罪ノ性質、方法、結果ヲ分明ナラシムル爲トアレトモ此ノ如ク目的ヲ限定スヘキ理由存セサルヲ以テ之ヲ削除セリ

第百二十條 鑑定人ニハ鑑定ヲ爲ス前宣誓ヲ爲サレムヘシ
宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ誠實ニ鑑定ヲ爲スルコトヲ誓フ旨ヲ記載ス
ヘシ

本條ノ趣旨現行法第百三十七條ニ同シ現行法ニ從ヘハ宣誓書ニ良心
ニ從ヒノ文字ナキモ自ラ此ノ精神ヲ念ムモノト解スルヲ至當トスヘ
シ本案ハ此ノ趣旨ヲ以テ宣誓書ノ式ヲ改ムルコトトセリ

第百三十一條 鑑定及結果ハ鑑定人ヲシテ鑑定書ニ依リ又ハ口頭ヲ以テ
之ヲ報告セシムヘシ

鑑定人數人アルトキハ共同シテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
鑑定書ヲ差出シタル場合ニ於テ必要アルトキハ口頭ヲ以テ其ノ説明ヲ
爲サシムルコトヲ得

本條ハ現行法第百四十條ニ相當ス現行法ニ於テハ鑑定人ハ常ニ鑑定
書ヲ作ルヘキモノトセルモ簡單ナル事項ニ於テハ口頭ヲ以テ報告
セシムルヲ便ト爲スカ故ニ本案ニ於テハ鑑定ノ手續及結果ハ書面
又ハ口頭ヲ以テ報告セシムルコトトシ尙書面報告ノ場合ニ於テハ口
頭ヲ以テ其ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス鑑定人數人アル

場合ニ於テハ各別ニ報告ヲ爲サシムヘキ場合アリ又共同シテ報告ヲ
爲サシムヘキ場合アリ殊ニ複雑ナル事項ニ付キテハ數人ノ鑑定人相
協カシテ研究ヲ遂ケ莫ク研究ノ結果ヲ共同シテ報告スヘキ場合ナシ
トセス其ノ孰レニ依ルヘキヤハ一ニ裁判所ノ定ムル所ニ從フ

第百二十二條 裁判所ハ必要アル場合ニ於テハ鑑定人ヲシテ裁判所外
ニ於テ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ鑑定ニ関スル物ヲ鑑定人ニ交付スルコトヲ得
被告人ノ心神又ハ身体ニ關スル鑑定ヲ爲サシムルニ付必要アルトキハ
裁判所ハ期間ヲ定メ病院其ノ他ノ相當ノ場所ニ被告人ヲ留置スルコト
ヲ得

本條才一項才二項ニ規定スル所ハ現在明文ナキニ拘ハラズ豫例上実
行ニ未レル所ナリ本案ニ於テハ之ヲ明示スルヲ妥當トシ前上ノ規定ヲ
設ケタリ才三項ノ處分ハ鑑定ノ目的ヲ達スル爲ニ缺クヘキナラズモ
ノナルモ現行法之ヲ定メス故ニ之ヲ明示シテ其ノ缺點ヲ補正セタリ
第百二十三條 鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可

ヲ受ケ身体ヲ検査シ、死体ヲ解剖スルハ物ヲ毀壞スルコトヲ得

第百七十六條 第三項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

鑑定ノ爲ニ要トスル場合ニ於テ死体ヲ解剖シ墳墓ヲ發掘シ得ルコト

ハ現行法才百三十五條才二項ニ之ヲ規定ス本案ハ其ノ外身体ヲ検査

シ又ハ物ヲ毀壞スルコトヲ得ヘキモノトシ之ヲ補足シタリ

鑑定ノ場合ニ於テモ婦女ノ身体検査、死体ノ解剖、墳墓ノ發掘ヲ爲

スニ付特別ノ注意ヲ爲スヘキコト當然ナルヲ以テ本條才二項ノ規定

ヲ設ケ此ノ義ヲ明ニセリ

第百二十四條 鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ裁判長ノ許可

ヲ受ケ書状及證據物ヲ閲覧シ若ハ謄寫シヌハ被告人若ハ證人ノ訊問ニ立

会フコトヲ得

鑑定人ハ被告人若ハ証人ノ訊問ヲ求メ又ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ此等ノ者

ニ對シ直接ニ向テ發スルコトヲ得

本條所載ノ手續ハ鑑定ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナルモノナリ故ニ之ヲ

明示ス

第百二十五條 裁判所ハ部員ヲシテ鑑定ニ付必要ナル處分ヲ爲サレム

ルコトヲ得但シ才百三十二條才三項ニ規定スル處分ハ此ノ限ニ在ラ

ズ

鑑定ヲ命スル手續又ハ鑑定ニ必要ナル處分ハ裁判所自ラ之ヲ行ハヌシ

テ部員ニ命シテ之ヲ行ハレムルヲ得ヘキハ當然ナリ但シ才百二十

二條才三項ニ規定スル處分ハ事態頗ル重キヲ以テ之ヲ部員ニ委ヤス

等ニ裁判所ノ判断ニ待ツヘキモノト爲ス

第百二十六條 裁判所ハ鑑定ヲ十分ナラストスルトキハ鑑定人ヲ增加

シ又ハ他ノ鑑定人ニ命シテ鑑定ヲ爲サレムルコトヲ得

本條ノ趣旨現行法才百三十九條ニ同シ

才百二十七條 檢察及辯護人ハ鑑定ニ立会フコトヲ得

第百二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

本條ノ趣旨ハ前ニ押收、搜索ニ關スル才百五十八條及才百五十九條

ノ趣旨ナルコトナリ

第百二十八條 才十三章ノ規定ハ勾引ニ關スル規定ヲ除クノ外鑑定ニ

付之ヲ準用ス但シ檢察及司法警察官ハ才ニ百ニ十二條ノ三項ニ規定スル處分ヲ爲スコトヲ得

本條ハ現行法中百三十六條第百三十八條トニ相当ス即チ鑑定ハ前ニ規定シタル事項ノ外證人ノ訊問ニ付定メタル規定ニ依ルヘキモノニシテ鑑定人ハ證人ノ如ク召喚ニ應セサルノ理由ニ依リ勾引スルコトヲ得ナルノ差異アルノミ

檢察及司法警察官特定ノ場合ニ於テ押收、搜索並證人訊問ヲ爲シ得ヘキコトハ前ニホマリ如シ檢察及司法警察官ハ同一ノ場合ニ於テ鑑定ヲ命ジ裁判所ノ鑑定ニ付定メタル規定ニ準シテ處分ヲ爲スコトヲ得ヘシ唯チ百ニ十二條ノ三項ノ處分ハ事態重ク其ノ性質裁判所又豫審判事、外許容スヘカラサルモノナルヲ以テ之ヲ檢察及司法警察官ノ權限ニ屬セシメサルコトトセリ

第ニ百二十九條 鑑定人ハ旅費、日當及止宿料、外鑑定料及立替金ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得
現行法ニ於テハ鑑定料ヲ請求レ得ルコトヲ認メスト雖鑑定ハ特別、

技能ト勞力ニ待ツモノ多ク時間ト費用ヲ要スル場合アルヘキヲ以テ之ヲ請求シ得ヘキモノトセリ

第ニ百三十條 裁判所ハ官署又ハ公署ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得
中ニ百三十一條乃至百三十三條及百ニ百二十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ七ヲ準用ス但シ百ニ百三十一條ノ三項ノ規定ニ依ル鑑定書ノ説明ハ指定シタル者ヲシテ之ヲ爲サレムヘシ

鑑定ハ専門ノ研究場、試驗場其ノ他相當ノ設備ヲ有スル官署又ハ公署ニ之ヲ囑託スルヲ便宜トスル場合勘カラサルヲ以テ本條ノ規定ヲ設ケタリ

本條中一項ノ鑑定ニ付テハ大体一般ノ鑑定ニ例スル規定ヲ適用スルモ個人ニ對シテ命ジタルモノニ非サルヲ以テ宣誓ヲ爲サレムルコトヲ得ス是レチ一項ヲ以テ百ニ百三十一條以下ヲ準用スル所以ナリ又書面ノ報告ニ對スル口頭説明ハ之ヲ爲ス者ヲ明ニスルニ必要アリ是レチニ項末段ノ規定アル所以ナリ

第ニ百三十一條 特別ノ知識ニ因リ知得タル過去ノ事實ニ付其ノ事實ヲ

知りタレ者ヲ訊問スル場合ニハ本章ノ規定ニ依ラヌオ十三章ノ規定
ヲ適用ス

本條ハ所謂鑑定證人ニ關スル規定ニシテ其ノ趣旨民事訴訟法百
三十三條ニ同シ即チ特別ノ知識ニ因リ知得タル過去ノ事實ニ付訊問
スル場合ニハ其ノ知得タル事實ヲ特別ノ知識ニ因ルコトヲ理由トシ
テ其ノ證人タルコトヲ失ハレトサルモノトシ之ニ證人訊問ニ關スル
規定ヲ適用スルコトトセリ

第十止五章 通譯

本章ハ通譯及翻譯ニ關スル規定ヲ示シテモリニシテ之ヲ現行法ノ如ク
豫審ノ章ニ規定セシメテ總則中ニ規定シタル理由ハオ九章ニ於テ述フル
所ニ同シ
オ二百三十二條 國語ニ通セサル者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テ
ハ通譯ヲシテ通譯ヲ爲サシムルコトヲ得

本條ハ現行法オ九條オ二項ニ相當ス而シテ現行法ニ被告人及對人

國語ニ通セサル場合トアルハ換キニ失スルヲ以テ本條ヲ以テ之ヲ修
正セリ

第二百三十三條 聲者又ハ啞者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通
譯ヲシテ通譯ヲ爲サシムルコトヲ得

聲者啞者文字ヲ解スルトキハ書面ヲ以テ問答スルコトヲ得ヘキモ必
スシモ此ノ方法ニ依ルコトヲ要セス適當ト認ムルトキハ通譯ヲシテ
通譯ヲ爲サシムルコトヲ得ルヲ便トス之ニ由テ現行法第百條第一項
ヲ本條ノ如ク修正シタリ

第二百三十四條 國語ニ非サル文字又ハ符号ハ之ヲ翻譯セシムルコトヲ
得

國語ニ非サル文字又ハ符号ヲ翻譯セシムヘキコトハ勿論ナルモ現行
法其ノ規定ヲ缺如スルヲ以テ新ニ本條ノ規定ヲ設ケタリ

第二百三十五條 裁判所ハ官署又ハ公署ニ翻譯ヲ囑託スルコトヲ得
翻譯ニ付テハ鑑定ト同シク特殊ノ事項ニ付テハ之ヲ官署、公署ニ囑
託スルコトヲ便宜ト爲スカ故ニ本條ノ規定ヲ設ケタリ

第二百三十六條 第十四章ノ規定ハ通譯及翻譯ニ付之ヲ準用ス
通譯及翻譯ハ其ノ性質ニ依リテ限リ凡テ鑑定ニ関スル規定ニ準
拠スヘキモノナルヲ以テ本條ノ規定ヲ設ケタリ

第十六章 訴訟費用

現行法ニハ訴訟費用ノ裁判ニ関シ僅ニ第二百一條ノ規定ヲ存スルニ過キ
スヲ不完全ナルカ故ニ本案ニ於テハ第二百三十七條乃至第二百四十五
條ノ規定ヲ設ケ之ヲ詳細ニ規定スルコトトセリ

第二百三十七條 刑ノ言渡ヲ爲シタルトキハ被告人ヲシテ訴訟費用ノ全
部又ハ一部ヲ負擔セシムヘシ

被告人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタル費用ハ刑ノ言渡ヲ爲ササル
場合ト雖被告人ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

本條第一項ハ現行法第二百一條第一項ノ規定ニ字句ノ修正ヲ加ヘタ
ルモノニシテ其ノ趣旨ト異ナルコトナシ

現行法第二百一條第二項ノ規定ニ依レハ無罪又ハ無罪ノ言渡アリタ

ル場合ニ於テハ公訴ニ関スル訴訟費用ハ常ニ国庫ノ負擔トシ被告人
ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタル費用ト雖被告人ヲシテ之ヲ負擔
セシムルコトヲ許サス本案ハ之ヲ改メ被告人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ
因リ生シタル費用ハ刑ノ言渡ヲ爲ササル場合ニ於テモ被告人ヲシテ
負擔セシムルヲ得ヘキモノト爲ス凡ソ刑ノ言渡ヲ爲ササル場合ハ無
罪免訴刑ノ免除又ハ公訴棄却ノ裁判ニ因リ訴訟手續ヲ終了スル場合
ト上訴ノ取下アリタルトキノ如ク裁判ニ因ラスシテ訴訟手續ヲ終了
スル場合トアリ被告人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタル費用ヲ其
ノ負擔ニ歸スルハ其ノ何レノ場合タルトモ向ヘサルナリ

第二百三十八條 共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ヲシテ連帶シテ之ヲ負擔セシ
ムルコトヲ得

本條ハ共犯ニ関スル訴訟費用ノ負擔ニ付定メタルモノニシテ刑事訴訟
訟費用法第七條ヲ修正シテ本法中ニ規定シタルモノナリ

第二百三十九條 告訴又ハ告発ニ因リ公訴ノ提起アリタル事件ニ付被告
人無罪又ハ免訴ノ裁判ヲ受ケタル場合ニ於テ告訴人又ハ告発人ニ故意

又ハ重大ナル過失アルトキハ其ノ者ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

第二百三十七條ニ関シ説明シタル如ク現行法第二百一十條第二項ノ規定ニ依レハ免訴又ハ無罪ノ言渡アリタルトキハ如何ナル事情アルモ公訴ニ関スル訴訟費用ハ常ニ國庫之ヲ負擔スルコトトナリ居レトモ告訴又ハ告發ニ因リ公訴ヲ提起シ無罪又ハ免訴ノ裁判アリタル場合ニ於テ告訴人又ハ告發人カ故意又ハ重大ナル過失ニヨリ不実ノ申告ヲ為シタル場合ノ如キハ告訴人、告發人ニ其ノ責アルヲ以テ是等ノ者ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルヲ適當トリト認め其ノ旨ヲ規定セリ

第二百四十條 親告罪ニ付告訴ノ取消アリタル場合ニ於テハ告訴人ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

親告罪ハ告訴ヲ待テ後始メテ公訴ヲ提起シ得ヘク公訴提起後ト原告訴ヲ取消シタルトキハ刑ノ言渡ヲ為スコトヲ得サルモノトス故ニ特別ノ明文ナキトキハ親告罪ニ付告訴ノ取消アリタルトキハ第二百三

十七條第二項ノ適用アル場合ニ非サレハ國庫ニ於テ訴訟費用ヲ負擔セサルヘカラス然レトモ元來親告罪ニ関スル事件ハ告訴ニ基キテ發生シ又告訴人カ任意ニ取消ヲ為スニ因リ消滅セシメ得ルモノナルヲ以テ其ノ取消アリタル場合ニ於テ告訴人ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルヲ適當ナリト認め本條ノ如ク規定セリ

第二百四十一條 檢事ニ非サル者上訴ノ取下ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ者ヲシテ上訴ニ関スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得
檢事ニ非サル者再審ノ請求ヲ取下ケタル場合ニ於テハ其ノ者ヲシテ再審ニ関スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

檢事ニ非サル者上訴ノ取下ヲ為シ又ハ再審ノ請求ヲ取下タル場合ニ於テ上訴又ハ再審ノ手續ハ無用ニ帰シ之ニ関シテ生シタル費用ハ上訴又ハ再審ノ請求ヲ為シタル者ノ責ニ帰スヘキ場合多カルヘキヲ以テ之ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシメ得ルモノトセリ本條ハ取下ヲ為シタル者被告人ナルト其ノ他ノ者ナルトヲ同ハス被告人ニ付テハ第二百三十七條第二項ノ適用ニ依リテ同一ノ結果ヲ生スルコトアルヘ

第百四十二條 裁判ニ因リ訴訟手續終了スル場合ニ於テ被告人ヲシテ
 訴訟費用ヲ負擔セシムルトキハ職權ヲ以テ其ノ裁判ヲ為スヘシ此ノ裁
 判ニ對シテハ本案ノ裁判ニ付上訴アリタルトキニ限り不服ヲ申立ツル
 コトヲ得

被告人ニ對スル訴訟費用ノ裁判ハ本案ノ裁判ニ附随スヘキモノナル
 ヲ以テ本案ノ裁判ヲ為ストキハ之ト同時ニ職權ヲ以テ其ノ裁判ヲ為
 スヘキモノトス而シテ訴訟費用ニ關スル裁判ハ依タル裁判ナルヲ以
 テ本案ノ裁判ニ付上訴ヲ為スニ非サレハ依ラズシテ之ニ對シ不服ノ申
 立ヲ為スコトヲ許ササルコトトセリ

第百四十三條 裁判ニ因リ訴訟手續終了スル場合ニ於テ被告人ニ非サ
 ル者ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルトキハ職權ヲ以テ別ニ其ノ決定ヲ
 為スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

裁判ニ因リ訴訟手續終了スル場合ニ於テ被告人ニ非サル者ハ例ハハ
 第百四十二條ニ規定セル告訴人ノ如シニニ訴訟費用ヲ負擔スヘキコ

トヲ命スルトキハ本案ノ裁判ヲ受クル者ト訴訟費用ノ裁判ヲ受クル
 者ト相異ナルヲ以テ訴訟費用ノ裁判ハ本案ノ裁判ト分テ別ニ決定
 ヲ以テ之ヲ為スヘキモノトセリ此ノ場合ニ於テハ訴訟費用ノ裁判ハ
 独立ノ運命ヲ有シ本案ノ裁判ニ拘ハラズ之ニ對シテ抗告ヲ為スコト
 ヲ得

第百四十四條 裁判ニ因ラスシテ訴訟手續終了スル場合ニ於テ訴訟費
 用ヲ負擔セシムルトキハ最終ニ事件ノ繫屬シタル裁判所職權ヲ以テ其
 ノ決定ヲ為スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

裁判ニ因ラスシテ訴訟手續終了スル場合ニ於テハ訴訟費用ニ關スル
 裁判ハ別ニ之ヲ為ササルヘカラス而シテ其ノ裁判ハ最終ニ事件ノ繫
 屬シタル裁判所職權ヲ以テ之ヲ為スヲ便トスルヲ以テ其ノ旨ヲ規定
 セリ

第百四十五條 訴訟費用ノ負擔ヲ命スル裁判ニ於テ其ノ額ヲ定メサル
 トキハ執行ノ指揮ヲ為スヘキ檢事之ヲ定ム
 訴訟費用ノ負擔ヲ命スル裁判ニ於テ其ノ數額ヲ定メタルトキハ其ノ

視ニ從フヘキハ勿論ナレトモ若シ其ノ裁判ニ於テ之ヲ定ムサルトキ
ハ其ノ執行ヲ指揮スヘキ檢事ニ於テ刑事訴訟費用法ノ定ムル所ニ從
ヒ算出シテ其ノ執行ヲ為スヲ適當ナリト認ム其ノ旨ヲ規定セリ此ノ
場合ニ於テ檢事ノ確定辯ニ不服アル者ハ執行ニ對スル異議ノ申立ヲ
為シ得ヘキヤ高ヲ俟ヌ

第二編 第一章 捜査

捜査ノ目的ハ公訴ノ提起及実行ノ為ニ必要ナル資料ヲ蒐集スルニ在リ犯罪
ハ時日ヲ經過スルニ從ヒ漸次其ノ證據ヲ失ヒ終ニハ其ノ存否ヲ判別スル
コト能ハサルニ至ルヘキヲ以テ捜査ヲ為スニ當テハ迅速ニ第ヲ知理シ機
會ヲ逸セサルコトニ留意シ尤モ表裏ヲ識別シテ證據ノ保全ニ努メヤルヘ
カラス然レトモ捜査ハ人ノ權利ニ重大ノ影響ヲ及ボスモノナルヲ以テ其
ノ輕シ在ル者ハ慎重ニ從ヒ常ニ越スヘキヲサシルノ限界ヲ遵守シ竟ヨ人
權ノ尊重ニ致サヤルヘカラス本案ハ公益ノ要求ト個人ノ保護トヲ考察シ
テ適當ナル規定ヲ設ケ偏重ノ弊ナカラシムコトヲ期セリ
第ニ百四十六條 検事犯罪アリト懸料スルトキハ犯人及證據ヲ捜査スヘ
シ

本条ハ現行法第百四十六條ヲ改正シテ九ルモノニシテ規定ノ趣旨ニト異
一八七

ナルヲトテ現行法第四十六條ニハ捜査開始ノ原因トシテ特ニ例示スル所ナレトモ模範ハ原因ノ如何ヲ問ハズ苟モ犯罪アリト思料スルトモハ常ニ捜査ヲ開始スルハ之ニナレハ本案ニ於テハ例示ノ必要ナク之ヲ認メ之ヲ删除シテ

第二百四十七條 警視總監、地方長官及憲兵司令官ハ若其ノ管轄區域ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付地方裁判所事務ト同一ノ權ヲ有ス但シ東京府知事ハ此ノ限ニ在ラス

本案、現行法第四十七條第一項ヲ改正シタルモノナリ現行法ハ警視總監及地方長官ヲ舉グ憲兵司令官ヲ指ス本案ニ於テハ憲兵司令官シテ亦同一ノ權限ヲ與マルノ必要アリト認メ之ヲ警視總監及地方長官ト同列ニ置リテトセリ

第二百四十八條 左ニ掲ケル者ハ模範ノ輔佐トシテ其ノ指揮ヲ受ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スルヘシ

- 一 警署長、警署長官
- 二 憲兵、特務、准士官及下士

本案ハ現行法第四十八條第二項ヲ改正シタルモノナリ現行法ニ於テハ模範ノ輔佐模範ヨリ司法警察官トシテ本案ニ定メタルモノナリ且シ、部長、林務官、市町村長等ヲ列記セルモ社会ノ変遷ニ伴ヒ各種ノ知識経験ヲ有スル者ヲシテ犯罪捜査ノ任ニ當ラシムルハ必要ナルコトヲ豫想スヘク又犯罪ノ行ハル場所ニ依リ特種ノ機關ヲシテ之ニ當ラシムルヲ便トスル場合アルヘク又以テ本案ニ於テハ現行法ノ如ク之ヲ法文ニ列記限定スルコトヲ避ケ第二百五十一條及第二百五十二條ニ依リ勅令ヲ以テ司法警察官及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘク之ヲ定メ得ルコトトセリ

第二百四十九條 左ニ掲ケル者ハ模範又ハ司法警察官ノ命令ヲ受ケ司法警察吏トシテ捜査ノ補助ヲ爲スヘシ

- 一 巡查
- 二 憲兵卒

現行法ハ巡查、憲兵卒ヲ捜査ノ補助機關ト認メ居レトモ其ノ根據ハ散在セル条文ニ求ムルノ非ナリ之ニ關スル概括的ノ規定ヲ設ケル